|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 令和５年度　指定障害福祉サービス事業者指導調書 | | | |
| *（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型）* | | | |
| 事業所名 |  | 運営法人名 |  |
| サービス種別 |  |
| 事業所所在地 |  | 法人代表者 | 職名：　　　　　　　　氏名： |
|
| 連絡先ＴＥＬ |  | 管理者 | 氏名： |
| 連絡先ＦＡＸ |  |
| 指定年月日  （更新の場合は更新指定年月日） | 年　　　月　　　日 | 事業所指定番号 |  |
| 実地指導の対象となる事業 | □生活介護　　□自立訓練（機能訓練）　　□自立訓練（生活訓練）　　□就労移行支援　　□就労継続支援Ａ型  □就労継続支援Ｂ型　　　　（☑を記入してください） | | |
| ※記入及び提出に関する注意事項 | | | |
| １　本調書には、実地指導対象事業の状況について、特に指定をされている場合を除き、実地指導実施日の属する月の前々月の状況を記入してください。 | | | |
| また、確認事項を自己点検の上、点検の状況等を自己点検欄に記入してください。 | | | |
| ２．本調書と別添「指定障害福祉サービス事業所状況調査資料（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型）」を、実地指導実施日の１４日前までに２部提出してください。 | | | |
| ３．「第１－１から第１－６　人員に関する基準」と「第５－２から第５－７　介護給付費等の算定及び取り扱い」は、該当事業分のみ作成してください。 | | | |
| 記入者　　　職名：　　　　　　　　　氏名：　　　　　　　　　　　　　 記入年月日 | | | |

目　次

　　第１－１　人員に関する基準（生活介護）　　　　　　　　第４　　　変更の届出等

　　第１－２　人員に関する基準（自立訓練（機能訓練））　　第５－１　介護給付費等の算定及び取扱い（共通事項）

　　第１－３　人員に関する基準（自立訓練（生活訓練））　　第５－２　介護給付費等の算定及び取扱い（生活介護）

　　第１－４　人員に関する基準（就労移行支援）　　　　　　第５－３　介護給付費等の算定及び取扱い（自立訓練（機能訓練））

　　第１－５　人員に関する基準（就労継続支援Ａ型）　　　　第５－４　介護給付費等の算定及び取扱い（自立訓練（生活訓練））

　　第１－６　人員に関する基準（就労継続支援Ｂ型）　　　　第５－５　介護給付費等の算定及び取扱い（就労移行支援）

　　第２　　　設備に関する基準　　　　　　　　　　　　　　第５－６　介護給付費等の算定及び取扱い（就労継続支援Ａ型）

　　第３　　　運営に関する基準　　　　　　　　　　　　　　第５－７　介護給付費等の算定及び取扱い（就労継続支援Ｂ型）

※「第１－１から第１－６　人員に関する基準」と「第５－１から第５－７　介護給付費等の算定及び取扱い」は、該当事業分のみ作成の上提出してください。

根拠法令

○法　･････････････････障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第23号）

○サービス基準省令　･･･障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

○サービス基準条例　･･･島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日島根県条例第75号）

○報酬告示　･･･････････障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

| 第１－１　人員に関する基準（生活介護） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　従業者の数  （１）医師  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。  　　※嘱託医の配置可。  　　※看護師等による利用者の健康状態の把握が実施できる場合は、配置しないことも可。 | 適　・　否 | | サービス基準省令  第78条  サービス基準条例  第80条  （特例）  サービス基準省令  第215条  サービス基準条例  第202条 |
| （２）看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | １　看護職員（保健師又は看護師若しくは準看護師）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は指定生活介護の単位（その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの。）ごとに、常勤換算方法で、（ⅰ）及び（ⅱ）の合計数以上になっているか。  （ⅰ）アからウまでに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数。    上記の結果、どれに該当するか。（ア～ウのいずれかに○）  　　　ア　障害支援区分が４未満　　　　　　利用者の数を６で除した数以上  　　　イ　障害支援区分が４以上５未満　　　利用者の数を５で除した数以上  　　　ウ　障害支援区分が５以上 利用者の数を３で除した数以上    　《平均障害支援区分の算出》  {（２×区分２に該当するの利用者の数）＋（３×区分３に該当する利用者の数）＋（４×区分４に該当する利用者の数）＋（５×区分５に該当する利用者の数）＋（６×区分６に該当する利用者の数）}／総利用者数  ※特定旧法受給者、経過措置対象者、区分３（５０歳以上は２）以下の者、生活介護以外のサービス利用者は除外して計算。小数点第２位以下を四捨五入  (ⅱ)生活介護を利用する経過措置対象者、これ以外の施設入所者で、区分３（50歳以上は区分２）以下の者の数を10で除した数  ２　看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、１以上となっているか。  ３　理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止す  るための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数となって  いるか。  理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。  ４　生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、１以上かつ１人以上は常勤となっているか。  （従業者の員数等に関する特例）  ５　利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所は、上記４にかかわらず該当事業所に置くべき従業者のうち１人以上のものを常勤としているか。 | １．　適　・　否  ○必要な員数  （１）の結果（　　　　　　人）  （２）の結果（　　　　　　人）  （１）＋（２）＝（　　　　　　　人）  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否　・　該当なし  ４．　適　・　否  ５．　適　・　否　・　該当なし | |  |
| （３）サービス管理責任者  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・研修修了証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | １　指定生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げ  る数となっているか。  ア　利用者の数が60以下　　１以上  イ　利用者の数が61以上  　　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２　１人以上は常勤となっているか。  （サービス管理責任者の員数の特例）  ３　多機能型事業所は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず、ア又はイに掲げる該当多機能型事業所の利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  ア　該当多機能型事業所の利用者の数が60以下　　１以上  イ　該当多機能型事業所の利用者の数が61以上  　　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | １．□　利用者の数が60以下　　１以上  　　□　利用者の数が61以上  １に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２．サービス管理責任者の人数（　　　　　　人）  うち常勤者数　　　　　　（　　　　　　人）  ３．□　該当多機能型事業所の利用者の数が60以下　１以上  □　該当多機能型事業所の利用者の数が61以上  １に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | |  |
| ２　利用者数の算定 | 利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | 前年度の平均利用者数（　　　　　　人） | |  |
| ３　職務の専従 | 指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。  　ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない | 適　・　否 | |  |
| ４　管理者  ［関係書類］  ・運営規程  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。  ただし、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 | 適　・　否 | | サービス基準省令  第80条（第51条準用）  サービス基準条例  第82条（第52条準用） |
| ５　従たる事業所を設置する場合における特例 | 主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第79条  サービス基準条例  第81条 |

| 第１－２　人員に関する基準（自立訓練（機能訓練）） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　従業者の数  （１）看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | １　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上となっているか。  ２　看護職員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、１以上となっているか。  　　また、1人以上は常勤となっているか。  ３　理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上となっているか。  ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。  ４　生活支援員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、１以上となっているか。  　　また、1人以上は常勤となっているか。  （従業者の員数等に関する特例）  ５　利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所は、上記２，４にかかわらず該当事業所に置くべき従業者のうち１人以上のものを常勤としているか。 | １．　適　・　否  常勤換算後の員数（　　　　　　　人）  ２．　適　・　否  看護職員の人数（　　　　　　　　人）  ３．　適　・　否  理学療法士又は作業療法士の人数（　　　　　　　人）  ４．　適　・　否  生活支援員の人数（　　　　　　　　人）  ５．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第156条  サービス基準条例  第143条  （特例）  サービス基準省令  第215条  サービス基準条例  第202条 |
| （２）サービス管理責任者  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・研修修了証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | １　指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  ア　利用者の数が60以下　　１以上  イ　利用者の数が61以上  　　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２　１人以上は常勤となっているか。  （サービス管理責任者の員数の特例）  ３　多機能型事業所は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず、ア又はイに掲げる該当多機能型事業所の利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  ア　該当多機能型事業所の利用者の数が60以下　１以上  イ　該当多機能型事業所の利用者の数が61以上  　　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | １．□　利用者の数が60以下　　１以上  　　□　利用者の数が61以上  １に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２．常勤のサービス管理責任者の人数（　　　　　　人）  ３．□　該当多機能型事業所の利用者の数が60以下　１以上  □　該当多機能型事業所の利用者の数が61以上  １に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | |  |
| ２　訪問による指定自立訓練（機能訓練） | 訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する場合は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、１の（１）及び（２）に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置いているか。 | 適　・　否　・　該当なし | |  |
| ３　利用者数の算定 | 利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | 前年度の平均利用者数（　　　　　　人） | |  |
| ４　職務の専従 | 従業者は､専ら該当指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者となっているか。  　ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 | 適　・　否 | |  |
| ５　管理者  ［関係書類］  ・運営規程  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。  ただし、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 | 適　・　否 | | サービス基準省令  第157条（第51条準用）  サービス基準条例  第144条（第52条準用） |
| ６　従たる事業所を設置する場合における特例 | 主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第157条（第79条準用）  サービス基準条例  第144条（第81条準用） |

| 第１－３　人員に関する基準（自立訓練（生活訓練）） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　従業者の数  （１）生活支援員  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | １　指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を６で除した数  とイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上となっているか。    ア　イに掲げる利用者以外の利用者  イ　指定宿泊型自立訓練の利用者  ２　生活支援員のうち1人以上は常勤となっているか。  （従業者の員数等に関する特例）  ３　利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所は、上記２にかかわらず該当事業所に置くべき従業者のうち１人以上のものを常勤としているか。 | １．　適　・　否  　常勤換算後の員数（　　　　　　　人）  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第166条  サービス基準条例  第153条  （特例）  サービス基準省令  第215条  サービス基準条例  第202条 |
| （２）地域移行支援員  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | 指定宿泊型自立訓練を行う場合、地域移行支援員の員数は自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、1以上となっているか | 適　・　否　・　該当なし  地域移行支援員の員数（　　　　　　　人） | |  |
| （３）サービス管理責任者  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・研修修了証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | １　指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  ア　利用者の数が60以下　　１以上  イ　利用者の数が61以上　　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２　１人以上は常勤となっているか。  （サービス管理責任者の員数の特例）  ３　多機能型事業所は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず、ア又はイに掲げる該当多機能型事業所の利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  ア　該当多機能型事業所の利用者の数が60以下　１以上  イ　該当多機能型事業所の利用者の数が61以上  　　　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | １．□　利用者の数が60以下　　１以上  　　□　利用者の数が61以上  １に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２．常勤のサービス管理責任者の人数（　　　　　　人）  ３．□　該当多機能型事業所の利用者の数が60以下　１以上  □　該当多機能型事業所の利用者の数が61以上  １に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | |  |
| （４）看護職員  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | １　健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている指定自立訓練（生活訓練）事業所については、生活支援員及び看護職員の総数が、(１)の合計数以上となっているか。  この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該自立訓練（生活訓練）事業所ごとにそれぞれ１以上となっているか。  ２　上記の場合、生活支援員のうち1人以上は常勤となっているか | １．　適　・　否　・　該当なし  ２．　適　・　否　・　該当なし | |  |
| ２　訪問による指定自立訓練（生活訓練） | 訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する場合は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、１の（１）から（４）に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置いているか。 | 適　・　否　・　該当なし | |  |
| ３　利用者数の算定 | 利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | 前年度の平均利用者数（　　　　　　人） | |  |
| ４　職務の専従 | 従業者は､専ら該当指定自立訓練(生活訓練)事業所の職務に従事する者となっているか。  　ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 | 適　・　否 | |  |
| ５　管理者  ［関係書類］  ・運営規程  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。  ただし、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 | 適　・　否 | | サービス基準省令  第167条（第51条準用）  サービス基準条例  第154条（第52条準用） |
| ６　従たる事業所を設置する場合の特例 | 主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第167条  （第79条準用）  サービス基準条例  第154条  （第81条準用） |

| 第１－４　人員に関する基準（就労移行支援） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　従業者の員  　数  (１)職業指導員  　　生活支援員  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | １　職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の  数を６で除した数以上となっているか。  ２　職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、１以上となっているか。  ３　生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、１以上となっているか。  ４　職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか。  （従業者の員数等に関する特例）  ５　利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所は、上記４にかかわらず該当事業所に置くべき従業者のうち１人以上のものを常勤としているか。 | １．　適　・　否  常勤換算後の員数（　　　　　　　人）  ２．　適　・　否  職業指導員の員数（　　　　　　　人）  ３．　適　・　否  生活支援員の員数（　　　　　　　人）  ４．　適　・　否  常勤職員の員数  　　・職業指導員（　　　　　　人）  　　・生活支援員（　　　　　　人）  ５．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第175条  サービス基準条例  第163条  （特例）  サービス基準省令  第215条  サービス基準条例  第202条 |
| （２）就労支援員  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上となっているか。 | 常勤換算後の員数（　　　　　　　人） | |  |
| （３）　サービス管理責任者  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・研修修了証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | １　指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  ア　利用者の数が60以下　　１以上  イ　利用者の数が61以上  　　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  　２　１人以上は常勤となっているか。  （サービス管理責任者の員数の特例）  ３　多機能型事業所は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず、ア又はイに掲げる該当多機能型事業所の利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  ア　該当多機能型事業所の利用者の数が60以下　　　　１以上  イ　該当多機能型事業所の利用者の数が61以上  　　　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | １．□　利用者の数が60以下　　１以上  　　□　利用者の数が61以上  １に利用者の数が60を超えて4又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２．常勤のサービス管理責任者の人数（　　　　　　人）  ３．□　該当多機能型事業所の利用者の数が60以下　１以上  □　該当多機能型事業所の利用者の数が61以上  １に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | |  |
| ２　認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数  (１)　職業指導員及び生活支援員  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所（認定指定就労移行支援事業所）に置くべき従業者及びその員数について  １　職業指導員及び生活支援員の総数は、認定指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用  者の数を１０で除した数以上となっているか。  ２　職業指導員の数は、認定指定就労移行支援事業所ごとに、１以上となっているか。  ３　生活支援員の数は、認定指定就労移行支援事業所ごとに、１以上となっているか。  ４　職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか。 | 適　・　否　・　該当なし  １．常勤換算後の員数（　　　　　　　人）  ２．職業指導員の員数（　　　　　　　人）  ３．生活支援員の員数（　　　　　　　人）  ４．常勤職員の員数  　　・職業指導員（　　　　　　人）  　　・生活支援員（　　　　　　人） | | サービス基準省令  第176条  サービス基準条例  第164条 |
| （２）　サービス管理責任者  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・研修修了証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | １　事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となって  いるか。  ア　利用者の数が60以下　　１以上  イ　利用者の数が61以上  １に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上    ２　１人以上は常勤となっているか。 | １．□　利用者の数が60以下　　１以上  　　□　利用者の数が61以上  １に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２．常勤のサービス管理責任者の人数（　　　　　　人） | |  |
| ３　利用者数の算定 | 利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | 前年度の平均利用者数（　　　　　　人） | |  |
| ４　職務の専従 | 事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者となっているか。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。） | 適　・　否 | |  |
| ５　管理者  ［関係書類］  ・運営規程  ・出勤簿  ・勤務表  ・給与台帳 | 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。  ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 | １．①管理者の兼務の有無　：　　有　・　無  　　②兼務有りの場合  　　　兼務職種： | | サービス基準省令  第177条（第51条準用）  サービス基準条例  第165条（第52条準用） |
| ６　従たる事業所を設置する場合における特例  （指定就労移行支援事業のみ） | 主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第177条（第79条準用）  サービス基準条例  第165条（第81条準用） |

| 第１－５　人員に関する基準（就労継続支援Ａ型） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　従業者の員  　数  (１)職業指導員  　　生活支援員  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | １　職業指導員及び生活支援員の総数は指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、常勤換算方法で、  利用者の数を10で除した数以上となっているか。  ２　職業指導員の数は、指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、１以上となっているか。  ３　生活支援員の数は、指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、１以上となっているか。  ４　職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか。  （従業者の員数等に関する特例）  ５　利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所は、上記４にかかわらず該当事業所に置くべき従業者のうち１人以上のものを常勤としているか。 | １．　適　・　否  常勤換算後の員数（　　　　　　　人）  ２　　適　・　否  職業指導員の員数（　　　　　　　人）  ３．　適　・　否  生活支援員の員数（　　　　　　　人）  ４．　適　・　否  常勤職員の員数  　　・職業指導員（　　　　　　人）  　　・生活支援員（　　　　　　人）  ５．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第186条  サービス基準条例  第174条  （特例）  サービス基準省令  第215条  サービス基準条例  第202条 |
| （２）　サービス管理責任者  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・研修修了証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | １　指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又は  イに掲げる数となっているか。  ア　利用者の数が60以下　　１以上  イ　利用者の数が61以上  　　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２　１人以上は常勤となっているか。  （サービス管理責任者の員数の特例）  ３　多機能型事業所は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず、ア又はイに掲げる該当多機能型事業所の利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  ア　該当多機能型事業所の利用者の数が60以下　　　　１以上  イ　該当多機能型事業所の利用者の数が61以上  　　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | １．□　利用者の数が60以下　　１以上  　　□　利用者の数が61以上  １に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２．常勤のサービス管理責任者の人数（　　　　　　人）  ３．□　該当多機能型事業所の利用者の数が60以下　　１以上  □　該当多機能型事業所の利用者の数が61以上  　　　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | |  |
| ２　利用者数の算定 | 利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | 前年度の平均利用者数（　　　　　　　　人） | |  |
| ３　職務の専従 | 指定就労継続支援Ａ型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援Ａ型事業所の職務に従事する者となっているか。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。） | 適　・　否 | |  |
| ４　管理者  ［関係書類］  ・運営規程  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | 指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。  ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 | ①管理者の兼務の有無　：　　有　・　無  　　②兼務有りの場合  　　　兼務職種（　　　　　　　　　　　　　） | | サービス基準省令  第187条（第51条準用）  サービス基準条例  第175条（第52条準用） |
| ５　従たる事業所を設置する場合の特例 | 主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第187条（第79条準用）  サービス基準条例  第175条（第81条準用） |

| 第１－６　人員に関する基準（就労継続支援Ｂ型） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　従業者の員  　数  (１)職業指導員  　　生活支援員  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | １　職業指導員及び生活支援員の総数は指定就労継続支援Ｂ型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者  の数を10で除した数以上となっているか。  ２　職業指導員の数は、指定就労継続支援Ｂ型事業所ごとに、１以上となっているか。  ３　生活支援員の数は、指定就労継続支援Ｂ型事業所ごとに、１以上となっているか。  ４　職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか。  （従業者の員数等に関する特例）  ５　利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所は、上記４にかかわらず該当事業所に置くべき従業者のうち１人以上のものを常勤としなければならない。 | １．　適　・　否  常勤換算後の員数　　　　　　　人  ２　　適　・　否  職業指導員の員数　　　　　　　人  ３．　適　・　否  生活支援員の員数　　　　　　　人  ４．　適　・　否  常勤職員の員数  　　・職業指導員　　　　　　　人  　　・生活支援員　　　　　　　人    ５．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第199条（第186条準用）  サービス基準条例  第187条  （第174条準用）  （特例）  サービス基準省令  第215条  サービス基準条例  第202条 |
| （２）　サービス管理責任者  ［関係書類］  ・運営規程  ・資格証  ・研修修了証  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | １　指定就労継続支援B型事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又は  イに掲げる数となっているか。  ア　利用者の数が60以下　　１以上  イ　利用者の数が61以上  　　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２　１人以上は常勤となっているか。  （サービス管理責任者の員数の特例）  ３　多機能型事業所は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず、ア又はイに掲げる該当多機能型事業所の利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  ア　該当多機能型事業所の利用者の数が60以下　　　　１以上  イ　該当多機能型事業所の利用者の数が61以上  　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | １．□　利用者の数が60以下　　１以上  　　□　利用者の数が61以上  １に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２．常勤のサービス管理責任者の人数　　　　　　人  ３．□　該当多機能型事業所の利用者の数が60以下　　１以上  □　該当多機能型事業所の利用者の数が61以上  　　　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | |  |
| ２　利用者数の  算定 | 利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | １．前年度の平均利用者数　　　　　　　　人 | |  |
| ３　職務の専従 | 指定就労継続支援B型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援B型事業所の職務に従事する者となっているか。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。） | 適　・　否 | |  |
| ４　管理者  ［関係書類］  ・運営規程  ・勤務表  ・出勤簿  ・給与台帳 | 指定就労継続支援Ｂ型事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。  ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 | ①管理者の兼務の有無　：　　有　・　無  　　②兼務有りの場合  　　　兼務職種： | | サービス基準省令  第199条（第51条準用）  サービス基準条例  第187条（第52条準用） |
| ５　従たる事業所を設置する場合の特例 | 主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第199条（第79条準用）  サービス基準条例  第187条（第81条準用） |

| 第２　設備に関する基準 | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　設備  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・平面図 | １　訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備  を設けているか。  　（相談室及び多目的室は利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。）  ２　これらの設備は、専ら当該事業所の用に供するものとなっているか。  　　　（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。） | １．　適　・　否    ２．　適　・　否 | | サービス基準省令  【生活介護】  第81条  【機能訓練】  第158条  （第81条準用）  【生活訓練】  第168条  【就労移行支援】  第178条  第179条  （第81条準用）  【就労Ａ型】  第188条  【就労Ｂ型】  第200条  （第188条準用）  サービス基準条例  【生活介護】  第83条  【機能訓練】  第145条  （第83条準用）  【生活訓練】  第155条  【就労移行支援】  第166条  第167条  （第83条準用）  【就労Ａ型】  第176条  【就労Ｂ型】  第188条  （第176条準用） |
| (１) 訓練・作業室 | １　訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。  ２　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。  （就労継続支援Ａ型・Ｂ型の提供にあたっては、支障がない場合は設けないことができる。） | １．　適　・　否  ２．　適　・　否 | |
| (２) 相談室 | 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。 | 適　・　否 | |
| （３）洗面所 | 利用者の特性に応じたものであるか。 | 適　・　否 | |
| （４）便所 | 利用者の特性に応じたものであるか。 | 適　・　否 | |
| ２　指定宿泊型自立訓練を行う事業所 | 【自立訓練（生活訓練）】  　指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあっては、第2の1に規定する設備のほか、居室及び浴室を設けるものとし、その基準は次のとおりとなっているか。  ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練（生活訓練）事業所にあっては、第2の1に規定する訓練・作業室を設けないことができる。）  　　　［居室］  　　　　①　１の居室の定員は、１人となっているか。  　　　　②　１の居室の面積は、収納設備等を除き、７．４３平方メートル以上となっているか。    　　　［浴室］  　　　　利用者の特性に応じたものとなっているか。 | １．　適　・　否・　該当なし  ２．　適　・　否・　該当なし  ３．　適　・　否・　該当なし | | サービス基準省令  第168条  サービス基準条例  第155条 |
| ３　認定指定就労移行支援事業所 | 【就労移行支援】  　あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有しているか。 | 適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第178条  サービス基準条例  第166条 |
| （経過措置）  多目的室の経過措置 | 平成18年10月1日（以下、「基準日」という。）において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合の施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日の後に建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、多目的室を設けないことができる。 |  | | サービス基準省令  附則第22条  サービス基準条例  附則第９条 |

| 第３　運営に関する基準 | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　内容及び手続きの説明及び同意  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・重要事項説明書  ・利用契約書  ・運営規程 | １　支給決定障害者等が障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障が  いの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する障害福祉サービスの種類ご  とに、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認めら  れる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について当該利用申込  者の同意を得ているか。  ２　社会福祉法第７７条（利用契約の成立時の書面の交付）の規定に基づき書面の交付を行う場合は、  利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。 | １．①説明状況  　□ 全員に説明済み  　□ 一部未終了（未終了者　　　　人）  　□ 説明未済    ②重要事項説明書等への記載事項  （運営規定の概要）  　　□ 事業目的  　　□ 運営方針  　　□ 障害福祉サービスの種類  　　□ 従業者職種・員数及び職務内容  　　□ 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間  　　□ 利用定員  　　□ 内容及び利用料その他の費用の額  　□ 通常の事業実施地域  　□ サービス利用の留意事項  　　□ 緊急時の対応  　　□ 非常災害対策  　　□ 主たる対象とする障がいの種類  　　□ 虐待防止の措置    　　（その他の重要事項）  　　□ 従業者の勤務体制  　 □ 事故発生時の対応  □ 苦情処理体制  □ 提供するサービスの第三者評価の実施状況    ２．①　適　・　否　・　該当なし  ②交付状況  　　□ 全員に交付済み  　　□ 一部未交付（未交付者　　　　　人）  　　□ 未交付  ②記載事項  　　□ 経営者の名称  　　□ 事業所の所在地  　　□ 提供するサービスの内容  　　□ 利用者が支払うべき額に係る事項  　　□ サービス提供開始年月日  　　□ 苦情受付窓口 | | サービス基準省令  第9条  サービス基準条例  第10条 |
| ２　契約支給量の報告等  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・受給者証  ・市町村への報告書 | １　事業所は、サービスを提供するときは、当該事業者・事業所の名称、当該サービスの種類ごとの内容、契約支給量、契約日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。  ２　契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。  ３　サービス利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞  なく報告しているか。  ４　受給者証記載事項に変更があった場合に、上記に準じて取り扱っているか。 | １．①記載状況  　□　全員に記載済み  　□　一部未記載（未記載者　　　　　　人）  　□　未記載  　　②記載事項  　□　事業者及び事業所の名称  　□　サービス内容  　□　契約支給量  　□　契約年月日  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  ４．　適　・　否 | | サービス基準省令  第10条  サービス基準条例  第11条準用 |
| ３　提供拒否の禁  　止  【　　共通　　】 | 正当な理由がなくサービスの提供を拒んでいないか。  特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。  ※正当な理由に該当するもの  ・当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合  ・利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合  ・主たる対象とする障がいに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な障害福祉サービスを提供することが困難な場合  ・入院治療が必要な場合 | 適　・　否　・　該当なし  正当な理由により提供を拒否したことがある場合  理由： | | サービス基準省令  第11条  サービス基準条例  第12条 |
| ４　連絡調整に対する協力  【　　共通　　】 | サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 適　・　否 | | サービス基準省令  第12条  サービス基準条例  第13条 |
| ５　サービス提供困難時の対応  【　　共通　　】 | 事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な当該障害福祉サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害福祉サービス事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 適　・　否 | | サービス基準省令  第13条  サービス基準条例  第14条準用 |
| ６　受給資格の確  　認  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・受給者証 | サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。  また、受給者証情報を正しくデータ登録しているか。 | 適　・　否 | | サービス基準省令  第14条  サービス基準条例  第15条 |
| ７　介護給付費・訓練等給付費の支給の申請に係る援助  【　　共通　　】 | １　当該サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。    ２　当該サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  ２．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令第15条  サービス基準条例  第16条 |
| ８　心身の状況等の把握  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・個別支援計画  ・個人別記録 | サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 適　・　否  　個人別記録への記載状況：　有　・　無 | | サービス基準省令  第16条  サービス基準条例  第17条 |
| ９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等  【　　共通　　】 | １　サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  ２　サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否 | | サービス基準省令  第17条  サービス基準条例  第18条 |
| 10　身分を証する書類の携行  ［関係書類］  ・身分証明書等 | 【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）】  　従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。  ※留意事項  この証書等には､当該事業所の名称､当該従業者の氏名を記載するものとし､当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 | ①指導状況  　　□ 常に証書等が見えるように指示  　　□ 求められたら提示できるように指示  　　□ 未指示  ②記載事項  　　□ 事業所の名称  　　□ 当該従業者の氏名  　　□ 当該従業者の写真の添付  　　□ 当該事業者の職能 | | サービス基準省令  第18条  サービス基準条例  第19条 |
| 11　サービスの提供の記録  ［関係書類］  ・サービス提供実績記録等  ・個人別記録 | 【生活介護】　【自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く）】　【自立訓練（機能訓練）】  【就労移行支援】　【就労継続支援Ａ型】　【就労継続支援Ｂ型】  １　サービスを提供した際は、当該サービスの種類ごとに、当該サービスの提供日、内容その他必要な  事項を、サービスの提供の都度記録しているか。  ※記録の時期  利用者及び事業者が、その時点での当該サービスの利用状況等を把握できるようにするため、事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならない。  【自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練のみ）】  １－２　宿泊型自立訓練を提供した際は、当該宿泊型自立訓練の提供日、その他必要な事項を記録しているか。  ※記録の時期  利用者及び事業者が、その時点での指定療養介護の利用状況等を把握できるようにするため、当該事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項についての記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えない。  【共通】  ２　１及び１-２による記録に際しては、提供した障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障がい者から当該サービスを提供したことについて確認を受けているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  記録すべき内容  　□ サービス提供日  　□ サービスの具体的内容  　□ 実施時間数  □ 利用者負担額  □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  １－２．　適　・　否　・　該当なし  □ サービス提供日  　□ サービスの具体的内容  　□ 利用者負担額  　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ２．　適　・　否 | | サービス基準省令  第19条  サービス基準条例  第20条  【生活訓練】  サービス基準省令  第169条の2  サービス基準条例  第156条 |
| 12　支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・運営規程  ・重要事項説明書  ・利用契約書  ・領収書の控  ・同意書 | １　サービスを提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の  使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適  当であるものに限られているか。また、（１３）の１から３までに掲げる他、曖昧な名目による不適切な徴収を行っていないか。    ※留意事項  利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えない。  (1)指定生活介護等のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。  (2)利用者等に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。  ２　上記により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払  を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、そ  の同意を得ているか。  （ただし、(１３)の１から３までに掲げる支払については、この限りでない。） | １．徴収する費用  (・ )  (・ )  (・ )    ２．書面交付状況  □ 契約書  □ 同意書  □ 口頭同意のみ  □ その他（　　　　　　　　　　） | | サービス基準省令  第20条  サービス基準条例  第21条 |
| 13 利用者負担額等の受領  ［関係書類］  ・運営規程  ・重要事項説明書  ・利用契約書  ・領収書の控 | 【共通】  １　サービスを提供した際は、支給決定障害者から当該サービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。  【共通】  ２　法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、支給決定障害者から当該サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。  ３　１及び２の支払を受ける額のほか、指定障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。  　　生活介護  ア　食事の提供に要する費用  　　　　　（次の（ア）又は（イ）に定めるところによる。以下同じ。）  （ア）食材料費及び調理等に係る費用に相当する額  （イ）事業所等に通う者等のうち、障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）　　　　　　　　第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額  イ　創作的活動にかかる材料費  ウ　日用品費  エ　アからウのほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活にお　　　　　　いても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適　　　　　　当と認められるもの  ※アについては、「食事の提供による費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」（平成18年９月29日厚生労働省告示第545号）によるものとする。  ※エの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18 年12 月６日障発第1206002 号当職通知）による。  【自立訓練（機能訓練）】　【就労移行支援】　【就労継続支援Ａ型】　【就労継続支援Ｂ型】  ア　食事の提供に要する費用  イ　日用品費  ウ　指定障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの  ※アについては、「食事の提供による費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」（平成18年９月29日厚生労働省告示第545号）によるものとする。  ※ウの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18 年12 月６日障発第1206002 号当職通知）による。  【自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く）】  　　　　ア　食事の提供に要する費用  イ　日用品費  ウ　指定障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において  も通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と  認められるもの  （アについては、厚生労働大臣が定める。）  ※アについては、「食事の提供による費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」（平成18年９月29日厚生労働省告示第545号）によるものとする。  ※ウの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18 年12 月６日障発第1206002 号当職通知）による。  【宿泊型自立訓練】  　　　ア　食事の提供に要する費用  イ　光熱水費  ウ　居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要とされる費用  エ　日用品費  オ　指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの  ※ア～ウについては、「食事の提供による費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」（平成18年９月29日厚生労働省告示第545号）によるものとする。  ※オの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18 年12 月６日障発第1206002 号当職通知）による。  【就労定着支援】  １及び２の支払いを受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において当該サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。  【共通】  ４　１から３までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支  払った支給決定障害者に対し交付しているか。  【共通】  ５　３の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス  の内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  ２．　適　・　否　・　該当なし  ３．　適　・　否　・　該当なし  ４．　適　・　否　・　該当なし  ５．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  【生活介護】  第82条  【機能訓練】  【就労移行支援】  【就労Ａ型】  【就労Ｂ型】  第159条  【生活訓練】  第170条  【就労定着支援】  第21条  サービス基準条例  【生活介護】  第84条  【機能訓練】  【就労移行支援】  【就労Ａ型】  【就労Ｂ型】  第146条  【生活訓練】  第157条  【就労定着支援】  第22条 |
| 14　利用者負担額に係る管理  ［関係書類］  ・利用者負担合計額に関する市町村への報告書及び他の事業者に対する通知書の控 | 【生活介護】　【自立訓練（機能訓練）】　【就労継続支援Ａ型】　【就労継続支援Ｂ型】  １　支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該事業者が提供するサービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該サービス及び他の指定障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該サービス及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。  １－２　この場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  １－２．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第22条  サービス基準条例  第23条 |
| 【自立訓練（生活訓練）】　【就労移行支援】  １　支給決定障害者が、同一の月に当該事業者が提供するサービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。  　※留意事項  事業者は、支給決定障害者が同一の月に、当該サービス以外の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該月における利用者負担額合計額を算定しなければならない（ただし、指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者以外の者である場合は、支給決定障害者の依頼を受けて算定する。）こととされたが、その具体的な取扱いについては、別に通知するところによるものとする。  １－２　この場合において、当該事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。  ２　支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が、同一の月に当該事業者が提供する当該サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用負担額合計額を算定しているか。    ２－２　この場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及  び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  １－２．　適　・　否　・　該当なし  ２．　適　。　否　・該当なし  ２－２．　　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第170条の2  サービス基準条例  第157条の2 |
| 15　介護給付費・訓練等給付費の額に係る通知等  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・領収書の控  ・サービス提供証明書 | １　法定代理受領により市町村から当該サービスに係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。    ２　法定代理受領を行わない当該サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。 | １．①通知状況  　□ 全員に通知済み  　□ 一部未通知（未通知人数　　　　　人）  　□ 未通知  　□ 該当なし  　　②利用者等への通知の控え：　有　・　無  ２．交付状況  　□ 全員に交付済み  　□ 一部未交付（未交付人数　　　　　人）  　□ 未通知  　□ 該当なし | | サービス基準省令  第23条  サービス基準条例  第24条 |
| 16　障害福祉サービスの取扱方針  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・個人別記録  ・個別支援計画  ・評価に関する記録 | １　事業者は、指定障害福祉サービスに係る個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、  その者の支援を適切に行うとともに、当該サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように  配慮しているか。  ２　従業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に  対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。  ※「支援上必要な事項」　･･･　個別支援計画の目標及び内容のほか、行事及び目標等も含む。  ３　事業者は、その提供する指定障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。  ※留意事項  事業者は、自らその提供する指定障害福祉サービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らなければならない。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．評価方法  　□ 自己点検  □ 内部に評価委員会を設置  　□ 第三者評価の実施  　□ 従業員等による検討会の設置  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　） | | サービス基準省令  第57条  サービス基準条例  第59条 |
| 17　個別支援計画の作成等  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・個別支援計画  ・個人別記録  ・個別支援計画の原案  ・担当者会議録  ・アセスメントの記録  ・モニタリングの記録 | １　管理者は、サービス管理責任者に当該障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成に関する業務を  担当させているか。  ２　サービス管理責任者は個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、そ  の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生  活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支  援する上での適切な支援内容の検討をしているか。  ３　アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。  この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得  ているか。  ４　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生  活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービ  スの目標及びその達成時期、当該サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原  案を作成しているか。  この場合において、当該指定障害福祉サービス事業所が提供する障害福祉サービス以外の保健医療  サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努め  ているか。  ５　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議）を開催し、個別支援計画の原案の内容について意見を求めているか。  ※個別支援計画の作成に係る会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。  ６　サービス管理責任者は、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、  文書により利用者の同意を得ているか。  ７　サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しているか。  ８　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）（利  用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上（自立  訓練、就労移行支援は３月に1回）、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を  行っているか。  ９　サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行う  こととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。  　　ア　定期的に利用者に面接すること。  　　イ　定期的にモニタリングの結果を記録すること。  10　個別支援計画に変更のあった場合、２から７に準じて取り扱っているか。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  ４．個別支援計画記載事項  　□　利用者及びその家族の生活に対する意向  　□　総合的な支援の方針  　□　生活全般の質を向上させるための課題  　□　指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期  　□　当該サービスを提供する上での留意事項等  　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　）  ５．会議の参加者  　□　管理者  　□　サービス管理責任者  　□　担当職業指導員、生活指導員  　□　市町村職員  　□　相談支援専門員  　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　）  ６．説明・同意状況  　□　全員説明、同意済み  　□　一部未説明、同意（未説明、同意人数　　　　　人）  　□　未説明、同意  ７．①交付状況  　　□ 全員交付済み  　　□ 一部未交付（未交付人数　　　　　　人）  　　□ 未交付    ②家族への説明方法  　　□ 家庭訪問  　　□ 電 話  　　□ 資料郵送のみ  　　□ その他（ 　　　　　　　　）  ８．計画見直しの頻度：　　　　ヵ月に１回  ９．利用者との面接の頻度：　　　　　ヵ月に１回  　　利用者の家族との連絡、面接の頻度：　　　　　ヵ月に１回  10．　適　・　否 | | サービス基準省令  第58条  サービス基準条例  第60条 |
| 18　サービス管理責任者の責務  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・個別支援計画  ・個人別記録  ・職員会議録 | サービス管理責任者は、個別支援計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。  １　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、そ  の者の心身の状況、当該指定障害福祉サービス事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状  況等を把握すること。  ２　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活（又は社会生活）を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。  ３　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．．技術適指導及び助言の方法  　□　現場にて指導、助言  　□　定例的な実習の開催（　　　ヵ月に１回）  　□　定期的に従業者との面接を実施（　　　　ヵ月に１回）  　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | サービス基準省令  第59条  【就労定着支援】  第206条の6  サービス基準条例  第61条  【就労定着支援】  第194条の6 |
| 19　相談及び援助  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・個人別記録  ・個別支援計画 | 指定障害福祉サービス事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | 把握方法 | | サービス基準省令  第60条  サービス基準条例  第62条 |
| 20　介護  ［関係書類］  ・個人別記録  ・個別支援計画 | 【生活介護】  １　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な  技術をもって行っているか。  ２　指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必  要な援助を行っているか。  ３　指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。  ４　指定生活介護事業者は、①から③に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常  生活上必要な支援を適切に行っているか。  ５　指定生活介護事業者は、常時1人以上の従業者を介護に従事させているか。  ６　指定生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定生活介護事業所の従  業者以外の者による介護を受けさせていないか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  ２．　適　・　否　・　該当なし  ３．　適　・　否　・　該当なし  ４．　適　・　否　・　該当なし  ５．　適　・　否　・　該当なし  ６．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第83条  サービス基準条例  第85条 |
| 21　生産活動  ［関係書類］  ・個人別記録  ・個別支援計画  ・作業日誌 | 【生活介護】　【就労移行支援】　【就労継続支援Ｂ型】  １　生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮する  よう努めているか。  ※留意事項  地域の実情、製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握するよう努めるほか、利用者の心身の状況、利用者本人の意向、適性、障害の特性、能力などを考慮し、多種多様な生産活動の場を提供できるように努めなければならない。  ２　生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重  な負担とならないように配慮しているか。  ※留意事項  利用者の障害の特性、能力などに配慮し、生産活動への参加が利用者の過重な負担とならないよう、生産活動への従事時間の工夫、休憩時間の付与、効率的に作業を行うための設備や備品の活用  等により、利用者の負担ができる限り軽減されるよう、配慮しなければならない。  ３　生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特  性等を踏まえた工夫を行っているか。  ※留意事項  常に作業設備、作業工具、作業の工程などの改善に努めなければならない。  ４　生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために  必要かつ適切な措置を講じているか。  ※留意事項  利用者が行う生産活動の安全性を確保するため、必要な措置を講ずる義務がある。 | １．　適　・　否　・　該当なし  ２．　適　・　否　・　該当なし  ３．　適　・　否　・　該当なし  ４．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第84条  サービス基準条例  第86条 |
| 22　工賃の支払  ［関係書類］  ・個人別記録  ・個別支援計画  ・工賃規程  ・工賃台帳  ・利用者等への通知の控え | 【生活介護】　【就労移行支援】  生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。 | 適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第85条  サービス基準条例  第87条 |
| 【就労継続支援Ｂ型】  １　生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を  控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。  ２　１により利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額(工賃の平均額) は、3,000  円を下回っていないか。  ３　指定就労継続支援Ｂ型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するた  め、工賃の水準を高めるよう努めているか。  ４　指定就労継続支援Ｂ型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び  前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告してい  るか。 | １．昨年度の平均工賃月額（　　　　　　　　　円）  ２．　適　・　否  ３．①今年度の目標工賃額（時給・日給・月給（いずれかに○）  　　②通知状況  　　□　全員に通知済み  　　□　一部未通知（未通知人数　　　　　　人）  　　□　未通知  ４．　適　・　否 | | サービス基準省令  第201条  サービス基準条例  第189条 |
| 23　訓練  ［関係書類］  ・個人別記録  ・個別支援計画 | 【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）】　【就労移行支援】　【就労継続支援Ａ型】  【就労継続支援Ｂ型】  １　利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をも  って訓練を行っているか。    ２　利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むこと  ができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。  ３　常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。  ４　その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせて  いないか。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  ４．　適　・　否 | | サービス基準省令  第160条  サービス基準条例  第147条 |
| 24　地域生活への移行のための支援  ［関係書類］  ・個人別記録  ・個別支援計画 | 【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）】  １　事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行っているか。    ２　事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行っているか。  ※留意事項  事業者は、利用者が地域生活へ移行できるよう、日中活動サービス事業者等と連携し、利用調整等を行うとともに、利用者が真に地域生活に定着し、将来にわたり自立した日常生活が営めるよう、利用者が地域生活へ移行した後、少なくとも６月以上の間は、当該利用者の生活状況の把握及びこれに関する相談援助又は他の障害福祉サービスの利用支援等を行わなければならない。 | １．　適　・　否　・　該当なし  ２．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第161条  サービス基準条例  第148条 |
| 25　通勤のための訓練の実施  ［関係書類］  ・個人別記録  ・個別支援計画 | 【就労移行支援】  　利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しているか。  　※留意事項  一般就労移行後には障がい者が自ら雇用された通常の事業所に通気することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。 | 適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第179条の2  サービス基準条例  第167条の2 |
| 26　実施主体 | 【就労継続支援Ａ型】  １　指定就労移行支援Ａ型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援Ａ型事  業者は専ら社会福祉事業を行う者となっているか。  １－２　また、指定就労継続支援Ａ型を実施する法人は、障害者の能力や知識を向上させるための訓練を能力や適性等に応じ実施することで、当該指定就労継続支援Ａ型の生活活動収入を増やすよう努めているか。  ２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社以外の者となっているか。 | １．　適　・　否  １－２．　適　・　否  ２．　適　・　否 | | サービス基準省令  第189条  サービス基準条例  第177条 |
| 27　雇用契約の締結等  ［関係書類］  ・雇用契約書 | 【就労継続支援Ａ型】  １　指定就労継続支援Ａ型事業者は、指定就労継続支援Ａ型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を  締結しているか。  ２　１にかかわらず、指定就労継続支援Ａ型事業者（多機能型により指定就労継続支援Ｂ型の事業を一体的に行う者を除く。）は、雇用契約を締結せずに指定就労継続支援Ａ型を提供することのできる規則第6条の10第2号に規定する者に対して、指定就労継続支援Ａ型を提供しているか。 | １．締結状況  　□　全員締結済み  　□　一部未締結（未締結人数　　　　　　人）  　□　未締結  ２．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第190条  サービス基準条例  第178条 |
| 28　就労  ［関係書類］  ・個別支援計画  ・個人別記録 | 【就労継続支援Ａ型】  １　指定就労継続支援Ａ型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めているか。  ２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。  ３　指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び  能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしているか。  ※留意事項  １　事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の適性、障害特性等を踏まえ、利用者の希望に応じた労働時間や労働日数等での就労が可能となるよう、暫定支給決定期間におけるアセスメントや、個別支援計画作成後の継続的なアセスメントやモニタリングを通じて適切な支援方法を検討し、個別支援計画の作成や変更を行った上で、就労の能力の向上を図るための必要な訓練や支援を行わなければならない。  ２　事業者は利用者の多様な働き方を実現するために必要な就業規則等の整備等を行わなければならない。  ３　利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図るために、指定就労継続支援Ａ型事業所は当該指定就労継続支援Ａ型事業所の従業者が自らの支援等に必要な知識を身につけ、能力の向上を図るための研修等の受講機会、常に支援等に対して意欲的に臨めるようなキャリアップの機会を提供し、第三者の評価を踏まえて、支援環境の整備をしなければならない。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否 | | サービス基準省令  第191条  サービス基準条例  第179条 |
| 29　賃金及び工賃  ［関係書類］  ・個人別記録  ・個別支援計画  ・賃金規程  ・賃金台帳  ・利用者等への通知の控え | 【就労継続支援Ａ型】  １　事業者は、サービス基準省令第190条第１項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めているか。  ２　事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となっているか。  ３　事業者は、雇用契約を締結していない利用者に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。  ４　事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めているか。  ５　雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回っていないか。    ６　賃金及び第３項に規定する工賃の支払に要する額は自立支援給付をもって充てていないか。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  ４．　適　・　否  ５．昨年度の平均工賃月額（　　　　　　　円）  ６．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第192条  サービス基準条例  第180条 |
| 30　実習の実施 | 【就労移行支援】  １　利用者が個別支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受け入れ先を確保しているか。    ※留意事項  １　個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況及びその希望に応じた適切な受入先が複数確保できるよう、就労支援員が中心となり、その開拓に努めること。  ２　実習時において、事業所における就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中に、実習先における利用者の状況について、利用者本人や実習先事業者からの聞き取りを行うことにより、日報を作成するとともに、少なくとも１週間ごとに、当該聞き取りの内容等を元に、就労移行支援計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めること。  ２　１の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別  支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適正を踏まえて行うよう努めているか。 | １．　実習先企業名等  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ２．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第180条  サービス基準条例  第168条 |
| 【就労継続支援Ａ型】　【就労継続支援Ｂ型】  １　利用者が個別支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受け入れ先を確保に努めているか。    ※留意事項  １　個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況及びその希望に応じた適切な受入先が複数確保できるよう、就労支援員が中心となり、その開拓に努めること。  ２　実習時において、事業所における就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中に、実習先における利用者の状況について、利用者本人や実習先事業者からの聞き取りを行うことにより、日報を作成するとともに、少なくとも１週間ごとに、当該聞き取りの内容等を元に、就労移行支援計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めること。  ２　１の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適正を踏まえて行うよう努めているか。 | １．　実習先企業名等  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ２．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第193条  サービス基準条例  第181条 |
| 31　求職活動の支援等の実施 | 【就労移行支援】  １　公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しているか。    ※留意事項  １　個別支援計画に基づき、公共職業安定所における求職の登録、合同就職面接会や企業面接への参加などの機会を提供するとともに、当該求職活動が円滑に行えるよう、就労支援員が必要に応じ支援すること。  ２　公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用  者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。 | 1. 適　・　否　・　該当なし 2. 適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第181条  サービス基準条例  第169条 |
| 【就労継続支援Ａ型】　【就労継続支援Ｂ型】  １　公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。  ※留意事項  １　個別支援計画に基づき、公共職業安定所における求職の登録、合同就職面接会や企業面接への参加などの機会を提供するとともに、当該求職活動が円滑に行えるよう、就労支援員が必要に応じ支援すること。  ２　在宅で就労する者については、職業指導員等による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等のＩＣＴ機器の活用により、評価等を１週間につき１回は実施する等により適切な支援を行うこと。  ２　公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用  者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。 | 1. 適　・　否　・　該当なし 2. 適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第194条  サービス基準条例  第182条 |
| 32　職場への定着のための支援等の実施  ［関係書類］  ・個人別記録  ・個別支援計画 | 【生活介護】　【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）】  　事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、当該事業者が提供するサービスを受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。  ※留意事項  事業者は、 当該サービスを受けて、企業等に新たに雇用された障害者が円滑に職場に定着できるよう、障がい者が就職してから、少なくとも６月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者等と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援等を行うこと。  ２　当該事業者が提供するサービスを受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、１に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。  ※留意事項  １　当該障がい者に就労定着支援に係る利用の意向を確認し、希望があるとき、当該事業者において一体的に指定就労定着支援事業を実施している場合には、当該事業者は就職後６月経過後に円滑な就労定着支援の利用が開始できるよう、当該指定就労定着支援事業者、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めること。  　　当該事業者において指定就労定着支援事業を実施していない場合には、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定生活介護事業者以外が実施する指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めること。  ２　就労定着支援に係る利用の希望がない場合においても、利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう、指定特定計画相談支援事業者等と必要な調整に努めること。 | １．　適　・　否　・　該当なし  ２．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第85条の２  サービス基準条例  第87条の２ |
| 【就労移行支援】  １　事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。  ※留意事項  １　事業者は、 当該サービスを受けて、企業等に新たに雇用された障害者が円滑に職場に定着できるよう、障害者が就職してから、少なくとも６月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者等と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援等を行うこと。  ２　当該障がい者に就労定着支援に係る利用の意向を確認し、希望があるとき、当該事業者において一体的に指定就労定着支援事業を実施している場合には、当該事業者は就職後６月経過後に円滑な就労定着支援の利用が開始できるよう、当該指定就労定着支援事業者、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努める。  ３　当該事業者において指定就労定着支援事業を実施していない場合には、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定生活介護事業者以外が実施する指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努める。  ４　就労定着支援に係る利用の希望がない場合においても、利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう、指定特定計画相談支援事業者等と必要な調整に努めること。  ２　事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  ２．　適　・　否　・　該当なし | | 【就労移行支援】  サービス基準省令  第182条  サービス基準条例  第170条 |
| 【就労継続支援Ａ型】　【就労継続支援Ｂ型  １　事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。  ※留意事項  １　事業者は、 当該就労継続支援を受けて、企業等に新たに雇用された障害者が円滑に職場に定着できるよう、障害者が就職してから、少なくとも６月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者等と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援等を行うこと。  ２　当該障がい者に就労定着支援に係る利用の意向を確認し、希望があるとき、当該指定生活介護事業者において一体的に指定就労定着支援事業を実施している場合には、当該指定生活介護事業者は就職後６月経過後に円滑な就労定着支援の利用が開始できるよう、当該指定就労定着支援事業者、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努める。  ３　当該事業者において指定就労定着支援事業を実施していない場合には、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定生活介護事業者以外が実施する指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努める。  ４　就労定着支援に係る利用の希望がない場合においても、利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう、指定特定計画相談支援事業者等と必要な調整に努めること。  ２　利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。  ※留意事項  １　当該障がい者に就労定着支援に係る利用の意向を確認し、希望があるとき、当該事業者において一体的に指定就労定着支援事業を実施している場合には、当該事業者は就職後６月経過後に円滑な就労定着支援の利用が開始できるよう、当該指定就労定着支援事業者、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めること。  　　当該事業者において指定就労定着支援事業を実施していない場合には、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定生活介護事業者以外が実施する指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めること。  ２　就労定着支援に係る利用の希望がない場合においても、利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう、指定特定計画相談支援事業者等と必要な調整に努めること。 | 1. 適　・　否 2. 適　・　否 | | サービス基準省令  第195条  サービス基準条例  第183条 |
| 33　就職状況の報  　告  ［関係書類］  ・報告書の控え | 【就労移行支援】  　毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しているか。 | 適　・　否 | | サービス基準省令  第183条  サービス基準条例第171条 |
| 34　利用者及び従業者以外の者の雇用 | 【就労継続支援Ａ型】  　指事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援Ａ型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用していないか。  　　①　利用定員が10人以上20人以下  　　　　利用定員に100分の50を乗じて得た数  　　②　利用定員が21人以上30人以下  　　　　10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数  　　③　利用定員が31人以上  　　　　12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数  　※留意事項  就労継続支援Ａ型事業において就労の機会の提供として行われる事業は、利用者のために行われるものであることにかんがみ、障がい者以外の者の雇用に当たっては、当該雇用により利用者の賃金や工賃の低下を招くことがないよう、その人数等について、十分に配慮すること。 | 利用者及び従業者以外の雇用人数（　　　　　　人） | | サービス基準省令  第196条  サービス基準条例第184条 |
| 35　食事  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・重要事項説明書  ・同意書  ・献立表  ・嗜好調査結果  ・残食調査結果  ・給食日記  ・検食記録  ・保存食 | １　あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に  関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。  ２　食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行う  とともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、  必要な栄養管理を行っているか。  ※留意事項  １　事業所が食事の提供を行う場合については、提供する手段によらず、年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、栄養士等による栄養管理が行われる必要があるほか、次の点に留意して行う。  ア　利用者の嗜好、年齢や障害の特性に配慮するとともに、できるだけ変化に富み、栄養のバランスに配慮したものであること。  イ　調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。  ウ　適切な衛生管理がなされていること。  ３　調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。  ４　事業者は、食事の提供を行う場合であって、当該事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、  栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。 | （事業所の状況を記入）  ○食事の提供を受けている利用者数 人  ○外部委託の有無：　有　・　無  ○嗜好調査：年　　　　　回実施 記録：　有　・　無  ○残食調査：年　　　　　回実施　　記録：　有　・　無  ○保存食の保存状況  保存時間　　　　時間  記録：　有　・　無  　 保存温度 　　　　度  保存食品等： 調理済み食品　・　原材料  ○食事提供者の検便の実施状況：  ○食器類の保管状況： | | サービス基準省令  第86条  サービス基準条例  第88条 |
| 36　健康管理  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・健康管理記録 | 指定障害福祉サービス事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。 | 適　・　否 | | サービス基準省令  第87条  サービス基準条例  第89条 |
| 37　緊急時等の対応  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・運営規程  ・緊急時対応マニュアル  ・緊急連絡網 | 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | 適　・　否 | | サービス基準省令  第28条  サービス基準条例  第29条 |
| 38　支給決定障害者に関する市町村への通知  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・市町村への通知書 | 指定障害福祉サービス事業者は、当該サービスを受けている支給決定障がい者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  　　　(1)正当な理由なしに障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。  　　　(2)偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費等を受け、又は受けようとしたとき。 | 適　・　否　・該当なし | | サービス基準省令  第88条  サービス基準条例  第90条  【就労定着】  サービス基準省令  第29条  サービス基準条例  第30条 |
| 39　管理者の責務  【　　共通　　】 | １　管理者は、当該指定障害福祉サービス事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っ  ているか。  ２　管理者は、当該指定障害福祉サービス事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準を遵守させるた  め必要な指揮命令を行っているか。 | １．　適　・　否  ２．指揮命令の伝達方法  　□　朝礼  　□　定例会議  　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　） | | サービス基準省令  第66条  サービス基準条例  第68条 |
| 40　運営規程  ［関係書類］  ・運営規程 | １　事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。  【生活介護】　【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）】　【就労移行支援】  【就労継続支援Ｂ型】  １　事業の目的及び運営の方針  　２　従業者の職種、員数及び職務の内容  　３　営業日及び営業時間  　４　利用定員  　５　サービスの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  　６　通常の事業の実施地域  　７　サービスの利用に当たっての留意事項  　８　緊急時等における対応方法  　９　非常災害対策  　10　事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類  　11　虐待の防止のための措置に関する事項  　12　その他運営に関する重要事項    【就労継続支援Ａ型】    １　事業の目的及び運営の方針  　２　従業者の職種、員数及び職務の内容  　３　営業日及び営業時間  　４　利用定員  　５　指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  　６　指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間  　７　通常の事業の実施地域  　８　サービスの利用に当たっての留意事項  　９　緊急時等における対応方法  　10　非常災害対策  　11　事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類  　12　虐待の防止のための措置に関する事項  　13　その他運営に関する重要事項  　※指定申請時から運営規程が変更されていないか。変更されている場合は、県に変更届の提出が必要。 | １．重要事項の記載状況  【生活介護】　【自立訓練（機能訓練）】  【自立訓練（生活訓練）】　【就労移行支援】  【就労継続支援Ｂ型】  　□　事業の目的及び運営の方針  　□　従業者の職種、員数及び職務の内容  　□　営業日及び営業時間  　□　利用定員  　□　サービスの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  　□　通常の事業の実施地域  　□　サービスの利用に当たっての留意事項  　□　緊急時等における対応方法  　□　非常災害対策  　□　事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類  　□　虐待の防止のための措置に関する事項  　□　その他運営に関する重要事項  　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  【就労継続支援Ａ型】  　□　事業の目的及び運営の方針  　□　従業者の職種、員数及び職務の内容  　□　営業日及び営業時間  　□　利用定員  　□　指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  　□　指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間  　□　通常の事業の実施地域  　□　サービスの利用に当たっての留意事項  　□　緊急時等における対応方法  　□　非常災害対策  　□　事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類  　□　虐待の防止のための措置に関する事項  □　その他運営に関する重要事項  　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | サービス基準省令  第89条  サービス基準条例  第91条  【就労Ａ型】  サービス基準省令  第196条の2  サービス基準条例  第184条の2 |
| 41　厚生労働大臣が定める事項の評価等  〔関係資料〕  ・評価の記録  ・ホームページ等公表内容 | 【就労継続支援Ａ型】  事業者は、指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援Ａ型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。  　※留意事項  １　事業者は、就労継続支援Ａ型の利用を希望する者が個々のニーズに応じた良質なサービスを選択出来るよう、指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに運営状況を評価し、１年に１回以上、評価結果をインターネットの利用その他の方法により公表すること。  ２　公表に当たっては、情報のアクセシビリティにも留意し、視覚障害や知的障害等障害特性に配慮した対応を併せて実施されることが望ましい。  ３　公表の時期については、原則毎年度４月中とする。  ４　公表方法については、当該指定就労継続支援事業所のホームページ等インターネットの利用による公表を想定しているが、ホームページがない等インターネットの利用による公表が困難な場合は、市町村等が発行する広報紙への掲載、当該指定就労継続支援事業所及び他の関係機関等での掲示等、利用者やその家族、関係機関等が簡易に情報を取得できる方法により公表すること。 | 適　・　否  公表方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  公表月　　令和　　年　　月 | | サービス基準省令  第196条の3  サービス基準条例  第184条の3 |
| 42　勤務体制の確保等  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・勤務表  ・雇用契約書  ・就業規則  ・出勤簿  ・給与台帳  ・研修の復命書 | １　利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めてい  るか。  ※留意事項  事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表（生活支援員の勤務体制を指定生活介護の単位等により２以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。  ２　指定障害福祉サービス事業所ごとに、当該指定障害福祉サービス事業所の従業者によってサービス  を提供しているか。  （ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。）  ※留意事項  調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等可。  ３　従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。  ※留意事項  研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。  ４　事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  ※留意事項  　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113 号）第11 条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41 年法律第132 号）第30 条の２第１項の規定に基づき、指定生活介護事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものであり、事業者が講ずべき措置の具体的内容及び事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。  なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。  ア　事業者が講ずべき措置の具体的内容  事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、パワーハラスメント指針において規定されているとおりであるが、特に以下の内容に留意する。  ａ 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発  職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。  ｂ 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。  なお、パワーハラスメント防止のための指定生活介護事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律附則第3条の規定により読み替えられた労働政策ぼ総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。  イ 事業者が講じることが望ましい取組  パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。 | １　原則として、月ごとに勤務表を作成しているか。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　適　・　否  （勤務表の記載内容）  □　従業者の日々の勤務時間  □　常勤・非常勤  □　管理者との兼務関係  □　その他（　　　　　　　　　　　　　）  ２．　適　・　否  （第三者へ委託等を行っている場合）  委託先：  委託等内容：  ３．昨年度の従業者の参加研修（事業所内外問わず）  ４－１．パワーハラスメント指針作成の有無　　有　・　無  ４－２．事業者が講ずべき措置の内容  □事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発  □相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じた、適切に対応するために必要な体制の整備  ４－３．事業者が講じる取組みの内容  □相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  □被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等） | | サービス基準省令  第68条  サービス基準条例  第70条  【就労定着】  サービス基準省令  第33条  サービス基準条例  第34条 |
| 43　業務継続計画の策定等  【　　共通　　】  ［関係資料］  ・業務継続計画の作成又は変更の状況が分かる資料  ・研修及び訓練の実施記録 | 【令和６年４月１日から義務化】（令和６年３月31日までは努力義務）  １　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  【令和６年４月１日から義務化】（令和６年３月31日までは努力義務）  １－２　当該計画に従い必要な措置を講じているか。  【令和６年４月１日から義務化】（令和６年３月31日までは努力義務）  ２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  【令和６年４月１日から義務化】（令和６年３月31日までは努力義務）  ３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  ※留意事項  １　事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護の提供を受けられるよう、指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定するとともに、当該計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。  ２　業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。  ３　研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。  ４　業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31 日までの間は、努力義務とされている。  ５　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。  ア 感染症に係る業務継続計画  ａ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）  ｂ 初動対応  ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  イ 災害に係る業務継続計画  ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  ｃ 他施設及び地域との連携  ６　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。  従業者教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。  　なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。  ７　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定居宅介護事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務  継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。  訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | １－１　業務継続計画策定の有無　　　有　・　無  １－２　業務継続計画への記載内容  ア　感染症に係る業務継続計画  □平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）  □初動対応  □感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  イ 災害に係る業務継続計画  □平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  □緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  □他施設及び地域との連携  ２－１　実施した研修又は訓練名（Ｒ４年度）  　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ２－２　開催回数（Ｒ４年度）　　　　回  ２－３　開催月　　　　　　　　　　　年　　月  ３　　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第33条の2  サービス基準条例  第34条の2 |
| 44　定員の遵守  【　　共通　　】 | 指定障害福祉サービス事業者は、利用定員を超えて指定障害福祉サービスの提供を行っていないか。  　ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。 | 適　・　否 | | サービス基準省令  第69条  サービス基準条例  第71条 |
| 45　非常災害対策  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・運営規程  ・消防計画等  ・防災訓練記録 | １　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を  立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知してい  るか。  ※留意事項  １　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備  消防法（昭和23 年法律第186 号）その他法令等に規定された設備を指し、それらの設備を確実に設置しなければならない。  ２　非常災害に関する具体的計画  　消防法施行規則（昭和36 年自治省令第６号）第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。  この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。  ３　関係機関への通報及び連携体制の整備  火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めること。  ２　非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。  ３　事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。  ※留意事項  避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。  訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。 | １．　適　・　否  ２．避難訓練：年　　　回  　□　火災  　□　地震  　□　その他（　　　　　　　　　）  ３．　適　・　否 | | サービス基準省令  第70条  サービス基準条例  第72条 |
| 46　衛生管理等  【　　共通　　】  ［関係資料］  ・感染対策委員会開催の記録  ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  ・研修の実施に関する記録  ・訓練の実施に関する記録 | １　利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。  　※留意事項  １　事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるべき。  ２　このほか、次の点に留意するものとする。  ア 事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。  イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。  ウ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。  【令和６年４月１日から義務化】（令和６年３月31日までの間は努力義務）  ２　当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の(1)～(3)に掲げる措置を講じているか。  (1)　当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  (2)　当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。  (3)　当該事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研　修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。  ※具体的な取扱い  １　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  ア　当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理栄養士）により構成する。  イ　構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。  ウ　感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね３月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。  エ　感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  オ　感染対策委員会は、運営委員会など事業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。  カ　事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。  ２　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  ア　「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。  イ　平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。  ウ　発生時における事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。  エ　それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。  ３　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修  ア　従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。  イ　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。  ウ　研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。  ４　感染症の予防及びまん延の防止のための訓練  ア　平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要である。  イ　訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。  ウ　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否　・　該当なし  措置の内容  □　当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催及び従業者への周知  □　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備  □　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の実施  〔感染対策委員会〕  ○委員会の構成員  □法人代表者  □法人理事等  □管理者、施設長  □サービス管理責任者等  □事務長  □生活支援員等  □医師、看護職員等  □栄養士又は管理栄養士  □その他（　　　　　　　　　　　　）  ○感染対策担当者  　職：  　氏名：  ○感染対策委員会の開催回数・開催月  　開催回数：　回  　開催月：　　月  〔感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針〕  ○指針への記載内容  ア　平常時の対策  □事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）  □日常の支援にかかる感染対策  □手洗いの基本  □早期発見のための日常の観察項目  □その他（　　　　）  イ　発生時の対応  □発生状況の把握  □感染拡大の防止  □医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携  □医療処置、行政への報告  □その他（　　　　　　　　　　）  〔感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練〕  ○実施した研修名（今年度）  　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ○開催回数及び開催月（今年度）  開催回数：　　　　回  開催月：　　　年　　月  ○実施した訓練名（今年度）  　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ○開催回数及び開催月（今年度）  開催回数：　　　　回  開催月：　　　年　　月 | | サービス基準省令  第90条  サービス基準条例  第92条  【就労定着】  サービス基準省令  第34条  サービス基準条例  第35条 |
| 47　協力医療機関  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・契約書  ・協定書等 | 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。  ※協力医療機関は、事業所から近距離にあることが望ましい。 | 協力医療機関名（　　　　　　　　　　　　　　） | | サービス基準省令  第91条  サービス基準条例  第93条 |
| 48　掲示  【　　共通　　】 | １　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。  　（協力医療機関及び協力歯科医療機関については、就労定着支援を除く）  ※留意事項  １　事業所の見やすい場所　･･･　重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所  ２　従業者の勤務体制　･･･　職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではない。  ３　重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定居宅介護事業所内に備え付けることで掲示に代えることができる。 | 掲示状況  　□　運営規程の概要  　□　従業者の勤務体制  　□　事故発生時の対応  □　苦情処理の体制  □　提供するサービスの第三者評価の実施状況  □　協力医療機関、協力歯科医療機関  　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） | | サービス基準省令  第92条  サービス基準条例  第94条  【就労定着支援】  サービス基準省令  第35条  サービス基準条例  第36条 |
| 49　身体拘束等の禁止  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・身体拘束等ガイドライン  ・会議記録等  ・個別支援計画  ・個人別記録  ・同意書 | １　事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等という。）を行っていないか。  ２　事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状  況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。  ※留意事項  利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。  ３　事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。  (1)　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  (2)　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。  (3)　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。  ※留意事項  １　「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（身体拘束適正化検討委員会）  （１）事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要。  （２）身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。  （３）身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが望ましいが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。  （４）事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  （５）身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定。  ア　身体拘束等について報告するための様式を整備すること。  イ　従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。  ウ　身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。  エ　事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。  オ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  カ　適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。  ２　「身体拘束等の適正化のための指針」  指針には次のような項目を盛り込む。  ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方  イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針  エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針  オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針  カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針  ３　従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修  （１）身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図る。  （２）当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。  （３）研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。 | １．身体拘束の有無：　有　：　無  ２．記録状況  　□　態様及び時間  　□　その際の利用者の心身の状況  　□　やむを得ない理由  　□　その他（　　　　　　　　　　　）  ３．措置の内容  □　身体拘束適正化検討委員会の開催及びその結果についての従業者への周知徹底  □　身体拘束等の適正化のための指針の整備  □　従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施  ○専任の身体拘束の適正化対策担当者  　職：  　氏名：  〔身体拘束の適正化対策委員会〕  ○委員会の構成員  □法人代表者  □法人理事等  □管理者、施設長  □サービス管理責任者等  □事務長  □生活支援員等  □医師、看護職員等  □その他（　　　　　　　　　　　　）  ○身体拘束の適正化対策委員会の開催回数・開催月  　　開催回数：　回  開催月：　　　年　　月  〔身体拘束の適正化のための指針〕   * 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 * 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 * 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 * 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 * 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 * 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 * その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針   〔身体拘束の適正化のための研修〕  　　研修名：  　　開催回数：　回  開催月：　　　年　　月 | | サービス基準省令  第35条の2  サービス基準条例  第36条の2 |
| 50　地域との連携  　等  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・交流の記録等 | 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | 地域住民との交流の機会（事業所主催の夏祭りへの招待　等） | | サービス基準省令  第74条  サービス基準条例  第76条 |
| 51　秘密保持  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・雇用契約書  ・誓約書  ・就業規則等  ・個人情報保護規程  ・同意書 | １　事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密  を漏らしていないか。  ２　従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘  密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。    ※具体的には、従業者が、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約等に取り決めるなどの措置。  ３　他の事業者等に対して、利用者又は その家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書によ  り当該利用者又はその家族の同意を得ているか。  ※この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 | １．　適　・　否  ２．措置方法  　□ 雇用契約書  　□ 誓約書  　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ３．同意文書の状況  □ 契約書  □ 重要事項説明書に添付  □ 同意書  □ 口頭同意のみ  □ その他（　　　　　　　　　　　　） | | サービス基準省令  第36条  サービス基準条例  第37条 |
| 52　情報の提供等  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・重要事項説明書  ・広告例（チラシ等） | １　サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実  施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。    ２　当該事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていない  か。 | １．情報提供方法  　□ ホームページの作成  　□ 広告の作成  　□ その他（　　　　　　　　　　　　）  ２．　適　・　否 | | サービス基準省令  第37条  サービス基準条例  第38条 |
| 53　利益供与等の禁止  【　　共通　　】 | １　一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者  等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者等を紹介することの  対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。  ２　一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者  等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利  益を収受していないか。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否 | | サービス基準省令  第38条  サービス基準条例  第39条 |
| 54 苦情解決  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・苦情解決処理規定  ・苦情受付簿等  ・苦情に関する記録  ・重要事項説明書  ・公表資料 | １　提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情  を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。    ※具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するために講ずる措置の概要について、利用申込者にサービス内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することを行っているか。    ２　苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。  ３　提供したサービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の  物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類そ  の他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力する  とともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行って  いるか。  ４　提供したサービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくはサービ  スの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、  及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県  知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  ５　提供したサービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若  しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定事業  所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して  都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに都道府県知事又は市町村長から指導又は  助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  ６　都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、③から⑤までの改善の内容を都道  府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。  ７　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせ  んにできる限り協力しているか | １．措置状況  　□ 相談窓口の設置  　□ 説明文書の交付  □ 事業所内の掲示  □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）    ※苦情処理の体制  　○苦情解決責任者    　○苦情受付担当者  　○第三者委員の設置：人数　　　　　　人    　　　　　　　　　　　職業・役職等  ２．苦情受付状況  　○苦情受付件数（前年度）　　件（今年度）　　　件  　○記録作成：　有　・　無  　○解決結果の公表：　有　・　無  　○公表方法：  ３．　適　・　否　・　該当なし  ４．　適　・　否　・　該当なし  ５．　適　・　否　・　該当なし  ６．　適　・　否　・　該当なし  ７．　適　・　否　・　該当なし | | サービス基準省令  第39条  サービス基準条例  第40条 |
| 55　事故発生時の対応  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・事故に関する記録  ・事故対応マニュアル  ・ヒヤリ・ハット記録  ・損害賠償保険証書  ・職員会議録 | １　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家  族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。  ２　事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。  ３　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っ  ているか。  ※留意事項  １　事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村及び当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。  ２　このほか、次の点に留意する。  ①利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましい。  ②事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。  ③事業所の近隣にＡＥＤが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。  ④賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 | １－１．事故の発生件数  事例：（前年度）　　　件（今年度）　　　　件  　うち県への報告件数  （前年度）　　　件（今年度）　　　　件  １－２．事業者の取組状況  □ 緊急連絡網の作成  □ AEDの設置  □ 救命講習等の受講  ２．　適　・　否　・　該当なし  ３－１．損害賠償保険への加入：　有　・　無  ３－２．損害賠償を行った件数  （前年度）　　　件（今年度）　　　　件 | | サービス基準省令  第40条  サービス基準条例  第41条 |
| 56　虐待の防止    【　　共通　　】  ［関係書類］  ・虐待防止のためのガイドライン等  ・研修計画  ・復命書  ・委員会の開催記録 | 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。  (1)　当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  (2)　当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。  (3)　(1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  ※留意事項  １　虐待防止委員会の役割  （１） 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための施計画づくり、指針の作成）  （２）虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）  （３）虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）  虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。  なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。  虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。  なお、虐待防止委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。  事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。  ２　事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。  ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方  イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項  ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針  エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針  オ 虐待発生時の対応に関する基本方針  カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針  ３　従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。  また、研修の実施内容について記録することが必要である、なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。  ４　虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。 | 措置の状況  □虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催及びその結  果についての従業者への周知  □虐待の防止のための研修の実施  □措置を適切に実施するための担当者の配置  　（担当者名：　　　　　　　　　　　）  ○専任の虐待防止対策担当者  　職：  　氏名：  〔虐待防止委員会〕  ○委員会の構成員  □法人代表者  □法人理事等  □管理者、施設長  □サービス管理責任者等  □事務長  □生活支援員等  □医師、看護職員等  □その他（　　　　　　　　　　　　）  ○虐待防止委員会の開催回数・開催月  　　開催回数：　回  開催月：　　　年　　月  〔虐待防止のための指針〕   * 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 * 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 * 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 * 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 * 虐待発生時の対応に関する基本方針 * 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 * その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針   〔虐待防止のための研修〕  　　研修名：  　　開催回数：　回  開催月：　　　年　　月 | | サービス基準省令  第40条の2  サービス基準条例  第41条の2 |
| 57　会計の区分  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・会計書類（前年度の財務諸表（決算書類）） | 実施する障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害福祉サービス事業所の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | 適　・　否 | | サービス基準省令  第41条  サービス基準条例  第42条 |
| 58　記録の整備  【　　共通　　】  ［関係書類］  ・出勤簿等  ・設備備品一覧  ・会計書類  ・個人別記録等 | １　従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しているか。  ２　以下の記録を整備しているか。   1. 個別支援計画 2. サービスの提供の記録 3. 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 4. 身体拘束等の記録（就労定着支援を除く） 5. 苦情の内容等の記録 6. 事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録   ３　２の記録は、サービス提供した日から少なくとも５年以上保存しているか。 | １．整備状況  　□　従業者に関する記録  　□　設備、備品に関する記録  　□　会計に関する記録  ２及び３．整備状況及び保存年数  　□　個別支援計画（　年）  　□　サービス提供の記録（　年）  　□　支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録（　年）  　□　身体拘束等の記録（　年）（就労定着支援を除く）  　□　苦情の内容等の記録（　年）  　□　事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録（　年） | | 【生活介護】  【機能訓練】  【就労移行支援】  【就労Ａ型】  【就労Ｂ型】  サービス基準省令  第75条  サービス基準条例  第77条  【生活訓練】  サービス基準省令  第170条の3  サービス基準条例  第158条  【就労定着支援】  サービス基準省令  第206条の11  サービス基準条例  第194条の11 |
| 59　電磁的記録等  ［関係書類］  電子的記録簿冊 | １－１　事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについて、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行っているか。  １－２　電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守しているか。  ※留意事項  事業者及びその従業者の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。  ①　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。  ②　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。  ア　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法  イ　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法  ③　その他、指定障害福祉サービス基準第224 条第１項において電磁的記録により行うことができるとされているものに類するものは、①及び②に準じた方法によること。  ④　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  ２　事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するものうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法により行っているか。  ※留意事項  書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、締結その他これに類するものをいう。）について、当該交付等の相手方の利便性向上及び事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができるとしたものである。   1. 電磁的方法による交付は、以下のアからオまでに準じた方法によること。   ア　事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、指定障害福祉サービス基準第９条第１項の規定による文書の交付に代えて、エで定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなす。  a　電子情報処理組織を使用する方法のうち（a）又は(ｂ)に掲げるもの  (ａ) 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  (ｂ)　事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第１項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）  b　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第１項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法  イ　アに掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。  ウ　アaの「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。  エ　事業者等は、アの規定により基準第９条第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。  a　アのa及びbに規定する方法のうち事業者等が使用するもの  b　ファイルへの記録の方式  オ　エの規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、基準第９条第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再びエの規定による承諾をした場合は、この限りでない。  ②電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。  ③電磁的方法による締結は、当該締結の相手方と事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。  ④　その他、基準第224条第２項において電磁的方法によることができるとされているものに類するものは、①から③までに準じた方法によること。ただし、この通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。  ⑤　また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 | １－１．①　作成、保存の実施の有無　　有　・　無   1. 作成、保存の内容   １－２．　適　・　否  ２．交付方法 | | サービス基準省令  第224条  サービス基準条例  第211条 |

| 第４　変更の届出等 | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| 【共通】 | １　当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的  に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該事業  を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。  ２　当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときはその廃止または休止の日  の一月前までにその旨を都道府県知事に届け出ているか。 | １．　適　 ・　 否　・　該当なし    変更届事項  □　事業所の名称及び所在地  □　申請者の名称、主たる事務所の所在地、その代表者の氏名  及び住所  □　定款、寄附行為、登記事項証明書、条例等  □　事業所の平面図及び設備の概要  □　事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び  住所  □　運営規程  □　協力医療機関の名称、診療科名、協力医療機関との契約の  内容  □　連携する公共職業安定所その他の関係機関の名称  【就労移行支援のみ】  □　当該事業に係る介護給付費又は訓練等給付費の請求に係  る事項  ２．　適　 ・　 否　・　該当なし | | 法第46条  施行規則第34条の23 |

| 第５－１　介護給付費等の算定及び取扱い（共通事項） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| 共通事項  ［関係書類］  ・サービス提供実績記録票  ・介護給付費・訓練等給付費等明細書  ・個別支援計画  ・個人別記録  ・受給者証 | １　サービスに要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」  の第５により算定する単位数に、10円を乗じて得た額を算定しているか。  ２　端数処理  加減算が必要となる所定単位数の算定に当たり、小数点以下の端数が生じた場合、その都度四捨  五入し整数値にして計算しているか。（計算例参照）  また、算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数については、  切り捨てとする。  　※（計算例）居宅介護（居宅における身体介護２ 時間30分以上３ 時間未満で813 単位）  ・基礎研修課程修了者の場合　所定単位の70%  813×0.70＝569.1 → 569 単位  ・基礎研修課程修了者で深夜の場合  569×1.5＝853.5 → 854 単位  ※813×0.70×1.5＝853.65として四捨五入するのではない。  ３　障害福祉サービス種類相互の算定関係  特別な事情がある場合を除き、利用者が他の障害福祉サービスを受けている間に、当該サービス費  を算定していないか。  　※　介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できない。例えば、日中活動サービス（生活介護、自立訓練（機能）、自立訓練（生活）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型）を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護の所定単位数は算定できない。  　　　また、日中活動サービスの報酬については、１日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。  ４　減算の取扱  サービス費の算定に当たっては、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単  位数に乗じているか。  【生活介護】　【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）（生活訓練サービス費Ⅱは除く）】  【就労移行支援】　【就労継続支援Ａ型】　【就労継続支援Ｂ型】  （１）定員超過の場合  　次のいずれかに該当する場合、所定単位数（各種加算がなされる前）の100分の70  ア　１日の利用者数が次のいずれかに該当する場合（当該１日について利用者全員に減算）   1. 利用定員50人以下の事業所等   利用定員の数に100分の150を乗じた数を超える場合   1. 利用定員51人以上の事業所等   利用定員の数に、当該利用定員の数から50を控除した数に100分の125を乗じた数に75を加えた数を超える場合  イ　過去３ヶ月間の利用者の数の平均値が次のいずれかに該当（当該１月間について利用者全員に減算）   1. 利用定員が11人以下の事業所等   利用定員の数に３を加えた数を超える場合   1. 利用定員が11人以上の事業所等   利用定員の数に100分の125を乗じて得た数を超える場合  　　　例：利用定員30人、１月の開所日数が22日の施設の場合  　　　　　30人×22日×3月＝1,980人  　　　　　1,980人×1.25＝2,475人（受入れ可能延べ利用者数）  　　　　　（※３月間の総延べ利用者数が2,475人を超えると減算）  　　※多機能型事業所等における定員超過利用減算  　　　複数のサービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出する。  　　　（例１）定員40人（生活介護20、自立訓練（生活）10、就労継続Ｂ10）の  　　　　　　　1日当たりの実績による受入れ可能人数  　　　　　　　→　生活介護　　　 ：20人×150％＝30人、自立訓練（生活）：10人×150％＝15人、  　　　　　　　　　就労継続Ｂ ：10人×150％＝15人  　　　　　　　よって、サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。  　　　　　　　　生活介護：30人、生活訓練：15人、就労継続Ｂ：15人  　　　（例２）定員40人（生活介護20、自立訓練（生活）10、就労継続Ｂ10）、月の開所日数が22日  　　　　　　　の場合の過去3ヶ月の利用実績によるによる受入れ可能人数  　　　　　　　→　生活介護　　　 ：20人×22日×3月＝1,320人×125％＝1,650人  　　　　　　　　　自立訓練（生活）：10人×22日×3月＝ 660人×125％＝ 825人  　　　　　　　　　就労継続Ｂ　　 ：10人×22日×3月＝　660人×125％＝　825人  　　　　　　　よって、サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。  　　　　　　　　生活介護：1,650人、自立訓練（生活）：825人、就労継続Ｂ：825人  ※定員超過の算定の際の利用者数  　　上記の利用者数の算定に当たっては、次の１～３までに該当する利用者を除くことができる。  　　１　身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は児童福祉法により市町村の措置による利用者  　　２　「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」（平18年4月3日付け障障発第0403004号）により定員の枠外として取り扱われる入所者  　　３　災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者  【生活介護】　【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）（生活訓練サービス費Ⅱは除く）】  【就労移行支援】　【就労継続支援Ａ型】　【就労継続支援Ｂ型】    （２）人員欠如の場合  ア　生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員及び世話人の欠如について  □減算が適用される月から３月未満の月については、所定単位数の100 分の70 とする。  □減算が適用される月から連続して３月以上の月については、所定単位数の100 分の50 とする。  ※具体的な取扱い  　　　　１　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。  ２　人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。  　　また、人員基準上必要とされる員数から１割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。  ３　常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。  イ　サービス管理責任者の人員欠如について    □減算が適用される月から５月未満の月については、所定単位数の100 分の70 。  □減算が適用される月から連続して５月以上の月については、所定単位数の100 分の50  ※具体的な取扱い  　　　　１　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。  ２　その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）  ３　常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。  【生活介護】　【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）】　【就労移行支援】  【就労継続支援Ａ型】　【就労継続支援Ｂ型】  （３）個別支援計画が作成されていない場合  □作成されていない期間が3月未満の場合　　　　　　所定単位数の100分の70  □作成されていない期間が3月以上の場合　　　　　　所定単位数の100分の50    ※具体的な取扱い  個別支援計画の作成が適切に行われていない場合には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算    ア　サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。  イ　個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。  【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）】  【就労移行支援】  （４）平均利用期間が標準利用期間を超える場合  　　□　所定単位数（加算前）の100分の95  　　　　事業所等が提供する各サービスの利用者（サービスの利用開始から１年を経過していない者を除く。）ごとの利用期間の平均値が標準利用期間に６月間を加えて得た期間を超えている１月間について、利用者全員につき減算  　　　※「標準利用期間に６月間を加えて得た期間」  　　　　・自立訓練（機能訓練）２４月間（１年６月間＋６月間）  　　　　・自立訓練（生活訓練）３０月間（２年　　　＋６月間）  　　　　・就労移行支援 ３０月間（２年　　＋６月間　※４２月間又は６６月間の場合有）  ・自立生活援助　１８月間  　　　　(1) 利用者ごとのサービス利用期間は、当該利用者のサービス利用開始日から各月の末日までの間の月数を算出するものとする。この場合において、サービス利用開始日が月の初日の場合にあってはサービス利用開始日の属する月を含み、月の２日目以降の場合にあっては当該月を含まず、翌月以降から起算する。  　　　　(2) 頸髄損傷により四肢に麻痺がある者であって、標準利用期間が36月間とされる自立訓練（機能訓練）の利用者については、上記(1)により算定した期間を1.75で除して得た期間とする。  　　　　(3) １年間以上にわたり入院をしていた者又は１年間以上にわたり入退院を繰り返していた者であって、標準利用期間が36月間とされる自立訓練（生活訓練）の利用者については、上記(1)により算定した期間を1.4で除して得た期間とする。  【生活介護】　【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）】　【就労移行支援】  【就労継続支援Ａ型】　【就労継続支援Ｂ型】  （５）身体拘束等の取組が適切に行われていない場合（令和５年４月１日から適用）  □　利用者全員について、１日につき５単位を減算  以下のいずれかに該当する場合減算となる。   1. やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合 2. 身体拘束等の適正化のための委員会を定期的（１年に１回以上）に開催していない場合 3. 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合 4. 身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年１回以上）に実施していない場合   【生活介護】　【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）】　【就労移行支援】  【就労継続支援Ａ型】　【就労継続支援Ｂ型】    （６）複数の減算事由に該当する場合の取扱い  　　　　原則として、それぞれ減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して減算を行うこと  ５．その他注意事項  　　ア　日中活動サービスのサービス提供時間  　　　　日中活動サービスの報酬の算定に当たって、当該日中活動サービスに係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、日中活動サービスは、個々の利用者について、適切なアセスメントを通じて、個別支援計画を作成することから、計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要がある。  　　イ　加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数  　　　①　報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度の平均を用いる（新規開設又は再開の場合は推定数による）。  　　　　　この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数を除して得た数（小数点第2位以下を切り上げ）とする。  　　　②　新設又は増改築等の場合（前年度において１年未満の実績しかない場合）の利用者数は、次のとおりとする。  　　　　・６月未満の間　　　　…便宜上、定員の90％を利用者数とする。  　　　　・６月以上１年未満の間…直近の６月における全利用者の延べ数を６月間の開所日数で除して得た数とする。  　　　　・１年以上　　　　　　…直近１年間における全利用者の延べ数を１年間の開所日数で除して得た数とする。  　　　③　定員を減少する場合には、減少後の実績が３月以上あるときは、減少後の述べ利用者数を３月間の開所日数で除して得た数とする。  　　　④　これにより難い合理的な理由がある場合で、知事が認めた場合は、他の適切な方法により、利用者数を推定できる。  　　ウ　定員規模別単価の取扱い  　　　①　療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能）、自立訓練（生活）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型については、運営規程の利用定員に応じた報酬を算定する。  　　　②　多機能型事業所又は複数の昼間実施サービスを実施する指定障害者支援施設等については、昼間実施サービスの利用定員の合計数を利用定員数とした場合の報酬を算定する。  　　　③　多機能型指定児童発達支援事業所は、基準第215条の多機能型事業所の人員基準の特例によらない場合は、多機能型児童発達支援事業所にかかる利用定員とその他の多機能型事業所のそれぞれの規模に応じた報酬を算定する。  【生活介護】　【自立訓練（機能訓練）】　【自立訓練（生活訓練）】　【就労移行支援】  【就労継続支援Ａ型】　【就労継続支援Ｂ型】    ６　福祉・介護職員処遇改善加算  厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た事業所が、利用者に対し、指定多機能型支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を算定しているか。  ア　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）  【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率  　　　　　　　　※サービス別加算率  　　　　　　　　　生活介護：44／1000、自立訓練（機能訓練、生活訓練）：67／1000、  　　　　　　　　　就労移行支援：64／1000、就労継続支援A型：57／1000、  就労継続支援B型：54／1000  【加算要件】　　キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。  イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）  【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率  ※サービス別加算率  　　　　　　　　　生活介護：32／1000、自立訓練（機能訓練、生活訓練）：49／1000、  　　　　　　　　　就労移行支援：47／1000、就労継続支援A型：41／1000、  就労継続支援B型：40／1000  【加算要件】　　キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件を満たすこと。  ウ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）  【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率（22／1000）  　　　　　　　　※サービス別加算率  　　　　　　　　　生活介護：18／1000、自立訓練（機能訓練、生活訓練）：27／1000、  　　　　　　　　　就労移行支援：26／1000、就労継続支援A型：23／1000、  就労継続支援B型：22／1000  【加算要件】　キャリアパス要件Ⅰまたはキャリアパス要件Ⅱのいずれかを満たし、職場環境等要件を満たすこと。  ※所定単位は、基本報酬及び各種加算（福祉・介護職員処遇改善加算等を除く）を算定した単位数の合計  ※加算の内容については、令和５年３月10日障障発0310第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知を参照すること。  ７　福祉・介護職員等特定処遇改善加算  厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た事業所が、利用者に対し、指定多機能型支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を算定しているか。  ア　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）  【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率  　　　　　　　　※サービス別加算率  　　　　　　　　　生活介護：14／1000、自立訓練（機能訓練、生活訓練）：40／1000、  　　　　　　　　　就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型：17／1000  【加算要件】配置等要件、処遇改善加算要件、職場環境等要件、見える化要件の全てを満たすこと。  　　　　　　　　※重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所にあたっては、配置等要件に関する加算が無いため、配置等要件は不要とする。    イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）  【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率  　　　　　　　　※サービス別加算率  　　　　　　　　　生活介護：13／1000、自立訓練（機能訓練、生活訓練）：36／1000、  　　　　　　　　　就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型：15／1000  【加算要件】　　処遇改善加算要件、職場環境等要件、見える化要件の全てを満たすこと。  ※所定単位は、基本報酬及び各種加算（福祉・介護職員処遇改善加算等を除く）を算定した単位数の合計  ※加算の内容については、令和５年３月10日障障発0310第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知を参照すること。  ８　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算  厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た事業所が、利用者に対し、指定指定多機能型支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を算定しているか。  【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率  ※サービス別加算率  　　　　　　　　　生活介護：11／1000、自立訓練（機能訓練、生活訓練）：18／1000、  　　　　　　　　　就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型：13／100  【加算要件】　　処遇改善加算要件を満たすこと。  ※所定単位は、基本報酬及び各種加算（福祉・介護職員処遇改善加算等を除く）を算定した単位数の合計  ※加算の内容については、令和５年３月10日障障発0310第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知を参照すること。 | １．　適　・　否  ２．　適　・　否  ３．　適　・　否  ４－（１）．　適　・　否　・　該当なし  ４－（２）．　適　・　否　・　該当なし  ４－（３）．　適　・　否　・　該当なし  ４－（４）．　適　・　否　・　該当なし  ４－（５）．　適　・　否　・　該当なし  ４－（６）．　適　・　否　・　該当なし  ６．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  □　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）  □　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）  □　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）  ７．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  □　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）  □　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）  単位数  （サービス別基本単位数＋各種加減算単位数）×サービス別加算率  ８．（令和４年10月から適用）  適　・　否　・　該当なし  単位数  （サービス別基本単位数＋各種加減算単位数）×サービス別加算率 | | 報酬告示  第一  報酬告示  第二  報酬告示別表  各号  報酬告示別表  各号  報酬告示別表  各号 |

| 第５－２　介護給付費等の算定及び取扱い（生活介護） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　生活介護サービス費 | １　指定生活介護事業所等又は指定障害者支援施設において、次の(1)～(4)のいずれかに該当する利用者に対して指定生活介護等を行った場合に、利用定員及び障害支援区分に応じ、所定単位数を算定しているか。  　※対象者  　(1)　施設入所者のうち、区分４（50歳以上の者にあっては区分３）以上に該当するもの  　(2)　施設入所者以外の者のうち、区分３（50歳以上の者にあっては区分２）以上に該当するもの  (3)　経過措置利用者（特定旧法指定施設に入所している者）で、現に利用している者又は再度利用する者  　(4)　平成18年厚生労働省告示第５５６号二号～五号のいずれかに該当する者  ア　生活介護サービス費  上記対象者(1)～(4)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定生活介護等、指定障害者支援施設が行う生活介護を行った場合に、利用定員及び障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。    ※多機能事業所における利用定員の数  利用定員について、多機能型事業所の場合は一体的に事業を行う多機能型事業の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービスを実施している障害者支援施設の場合は、昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。  イ　共生型生活介護サービス費  (1)共生型生活介護サービス費（Ⅰ）  指定児童発達支援事業所等又は指定通所介護事業所等において、共生型生活介護を行った場合に、１日に月所定単位数を算定しているか。  (2)共生型生活介護サービス費（Ⅱ）  指定小規模多機能型居宅介護事業所等において、共生型生活介護を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ウ　経過的生活介護サービス費  別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして県に届け出た指定障害者支援施設において、指定生活介護等が行った場合に、利用定員に応じ、令和６年３月31日までの間、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準第１のそれぞれの所定単位数に100分の94を乗じた単位数を算定しているか。  ２　地方公共団体が設置する指定生活介護事業所の場合は、所定単位数の965/1000に相当する単位数  を算定しているか。  ３　利用時間が５時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100 分の50 以上に該当する場  合100分の70に相当する単位数を算定しているか。  ※留意事項  「利用時間」とは、前３月において利用者が当該指定生活介護事業所を利用した時間の合計時間を当該利用者が当該指定生活介護事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。   1. 「利用時間」には送迎のみを実施する時間は含まれない。   (2)　送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が５時間未満の利用者の割合の算定から除く。  　　　なお、利用時間が５時間未満の利用者の割合の算定に当たっは、やむを得ない事情により５時間未満の利用となった利用者を除く。  (3)　単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではない。  ４　運営規程に定める営業時間が、4時間未満の場合は所定単位数の50／100、４時間以上６時間未満  の場合は所定単位数の70／100に相当する単位数を算定しているか。  　※３及び４の双方の減算事由に該当する場合の取扱  　　該当する場合の報酬の算定については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。  　　減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行う  ５　一体的な運営が行われている利用定員が81人以上の指定生活介護事業所等においては、所定単位  数の991／1000が算定されているか。  ６　医師が配置されてない場合は、１日につき12単位を減算しているか  ７　身体拘束等の廃止、適正化のための取組が適切に行われていない場合は、１日につき5単位を所定単位数から減算しているか。 | １．算定状況  ア　生活介護サービス費  (1) 利用定員が20人以下  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,288単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 964単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 669単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 599単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 546単位】  (2) 利用定員が21人以上40人以下  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,147単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 853単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 585単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 524単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 476単位】  (3) 利用定員が41人以上60人以下  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,108単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 820単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 562単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 496単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 453単位】  (4) 利用定員が61人以上80人以下  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,052単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 785単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 543単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 487単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 439単位】  (5) 利用定員が81人以上  □　障害支援区分６　　　　　 　　　　【1,039単位】  □　障害支援区分５　　　　　　　　　　　【 774単位】  □　障害支援区分４　　　　　　　　　　　【 541単位】  □　障害支援区分３　　　　　　　　　　　【 484単位】  □　障害支援区分２以下　　　 　　 　　 【 434単位】  イ　共生型生活介護サービス費  □　共生型生活介護サービス費（Ⅰ）　 【 693単位】  □　共生型生活介護サービス費（Ⅱ） 【 854単位】  ウ　□　経過的生活介護サービス費  ２．　適　・　否　・　該当なし  ３．　適　・　否　・　該当なし  ４．　適　・　否　・　該当なし  ５．　適　・　否　・　該当なし  ６．　適　・　否　・　該当なし  医師（嘱託医）の配置の有無：　　　有　・　無  ７．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第6の1 |
| ２　人員配置体制加算 | １　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、県に届け出た指定生活介護事業所等において指定生活介護等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。    ア　人員配置体制加算（Ⅰ）…（1.7：1）に該当  以下の施設基準に適合するものとして、県に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※施設基準  常勤換算方法により、当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等（看護職員、作業療法士、理学療法士、生活支援員）の員数が、前年度の利用者数の平均値を１．７で除して得た数以上であること。  ※留意事項  以下の条件をそれぞれ満たした場合に算定できる。  １　指定生活介護事業所で生活介護を行う場合   1. 区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者の総数が生活介護の利用者の数の合計数の100分の60以上であること。 2. 「これに準ずる者」とは、区分４以下であって、第543号告示別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の０点の欄から２点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上である者又は区分４以下であって喀痰吸引等を必要とする者とする。 3. 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。   ２　指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合  常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。  ３　共生型生活介護事業所で生活介護を行う場合   1. 区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び当該共生型生活介護事業所において行う指定児童発達支援等、指定通所介護等又は指定小規模多機能型居宅介護等の利用者の数の合計数の100分の60以上であること。 2. 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。   イ　人員配置体制加算（Ⅱ）…（2：1）に該当  以下の施設基準に適合するものとして、県に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、１日につき所定単位数を算定しているか。ただし、人員配置体制加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。  ※施設基準  常勤換算方法により、当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数が、前年度の利用者数の平均値を２で除した数以上であること。  ※留意事項  以下の条件をそれぞれ満たした場合に算定できる。  １　指定生活介護事業所で生活介護を行う場合   1. 区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者数の合計数の100分の50以上であること。 2. 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を２で除して得た数以上であること。   ２　指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合  常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を２で除して得た数以上であること。  ３　共生型生活介護事業所で生活介護を行う場合   1. 区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者の総数が共生型生活介護の利用者の数及び共生型本体事業の利用者の数の合計数の100分の50以上であること。 2. 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を２で除して得た数以上であること。   ウ　人員配置体制加算（Ⅲ）…（2.5：1）に該当  以下の施設基準に適合するものとして、県に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、１日につき所定単位数を算定しているか。ただし、人員配置体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合は、算定しない。  ※施設基準  常勤換算方法により、当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数が、前年度の利用者数の平均値を２．５で除した数以上であること。  ※留意事項  以下の条件をそれぞれ満たした場合に算定できる。  １　指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等で生活介護を行う場合  常勤換算方法により、従業者の員数が前年度の利用者数の平均値を２．５で除した数以上であること。  ２　共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合  常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の前年度の利用者数の平均値を２．５で除した数以上であること。  　※人員配置体制加算（Ⅰ）～（Ⅲ）の留意事項  １　人員配置体制加算については、生活介護又は共生型生活介護の単位ごとに、生活介護又は共生型生活介護の単位の利用定員に応じた加算単位数を、当該生活介護の利用者全員（厚生労働大臣が定める者（第556号告示）は除く。）につき算定することとする。  ２　新規に事業を開始した場合、開始した際の利用者数等の推計に応じて算定要件を満たしている場合については、加算を算定できる。  ２　地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障がい福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護の単位の場合、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  ア　人員配置体制加算（Ⅰ）  　□　利用定員が20人以下　　　　 　【265単位】  　□　利用定員が21人以上60人以下　【212単位】  　□　利用定員が61人以上　　　　 　【197単位】  イ　人員配置体制加算（Ⅱ）  　□　利用定員が20人以下　　　　　 【181単位】  　□　利用定員が21人以上60人以下　【136単位】  　□　利用定員が61人以上　　　　 　【125単位】  ウ　人員配置体制加算（Ⅲ）  　□　利用定員が20人以下　　　　　 【 51単位】  　□　利用定員が21人以上60人以下　【 38単位】  　□　利用定員が61人以上　　　　 　【 33単位】    ２．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第6の2 |
| ３　福祉専門職員配置等加算 | 生活支援員又は共生型生活介護従業者の配置について、次の条件に該当しているものとして、県に届け出た指定生活介護事業所等において指定生活介護等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ア　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）  　　生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業員の割合が100分の35以上であるものとして県に届け出た指定生活介護事業所等でサービスを提供した場合  イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）  　　生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業員の割合が100分の25以上であるものとして県に届け出た指定生活介護事業所等でサービスを提供した場合  ウ　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）  　　次のいずれかに該当するものとして県に届け出た指定生活介護事業所等でサービスを提供した場合  　　(1)生活支援員又は共生型生活介護従業者として配置されている従業員のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。  　　(2)生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業員のうち、３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）　【15単位】  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）　【10単位】  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）　【 6単位】 | | 報酬告示別表  第6の3 |
| ４　常勤看護職員等配置加算 | 看護職員の配置について、次の条件に該当しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定ているか。  ただし、生活介護サービス費の定員超過減算又は人員欠如減算に該当する場合は算定不可。  ア　常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)  看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）を、常勤換算方法で１人以上配置しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を提供した場合、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。  ただし、常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定している場合は、算定不可。  イ　常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）  看護職員を、常勤換算方法で２人以上配置しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者（スコア表の項目に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者）に対して指定生活介護等を行った場合、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。  ただし、常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定している場合は、算定不可。  ウ　常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）  看護職員を、常勤換算方法で３人以上配置しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所において、２人以上の別に厚生労働大臣が定める者（スコア表の項目に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者）に対してサービスを提供した場合、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  ア　常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)  　□　利用定員が20人以下　　　　　　【28単位】  　□　利用定員が21人以上40人以下　 【19単位】  　□　利用定員が41人以上60人以下 　【11単位】  　□　利用定員が61人以上80人以下 　【 8単位】  　□　利用定員が81人以上　　　　　　【 6単位】  イ　常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）  　□　利用定員が20人以下　　　　　　【56単位】  　□　利用定員が21人以上40人以下　 【38単位】  　□　利用定員が41人以上60人以下　 【22単位】  　□　利用定員が61人以上80人以下 　【16単位】  　□　利用定員が81人以上　　　　　　【12単位】  ウ　常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)  　□　利用定員が20人以下　　　　　　【84単位】  　□　利用定員が21人以上40人以下　 【57単位】  　□　利用定員が41人以上60人以下 　【33単位】  　□　利用定員が61人以上80人以下 　【24単位】  　□　利用定員が81人以上　　　　　　【18単位】 | | 報酬告示別表  第6の3の2 |
| ５　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 | 視覚障がい者等である利用者の数が利用者数（重度の視覚障がい、聴覚障がい、言語機能障がい又は知的障がいのうち2以上の障がいを有する利用者については2を乗じた数とする。）が当該サービスの利用者の数に100分の30を乗じた数以上であって、視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を、指定基準に加えて、常勤換算方法で利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして県知事に届け出た指定障害福祉サービス事業所においてサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　「視覚障がい者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。  　(1)身体障害者手帳１級又は２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障がい者  　(2)身体障害者手帳２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障がい者  　(3)身体障害者手帳３級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障がい者  ２　「重度の視覚障がい、聴覚障がい、言語機能障がい又は知的障がいのうち２以上の障がいを有する利用者」については、当該利用者１人で２人分の視覚障がい者等として数えて算定要件（全利用者の100分の30が視覚障がい者等）に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の知的障がいは「重度」である必要はない。多機能型事業所においては、当該事業所で実施する複数の障がい福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障がい者等である利用者数が利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を50で除して得た数以上なされていれば満たされる。  ３　「視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。  　(1) 視覚障がい  　　　点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者  　(2) 聴覚障がい又は言語機能障がい  　　　手話通訳等を行うことができる者 | 適　・　否　・　該当なし   * 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算　【41単位】 | | 報酬告示別表  第6の4 |
| ６　初期加算 | 指定生活介護事業所等において指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護の利用開始日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を算定しているか。  　※留意事項  　１　加算の算定は、暦日で30日間のうち利用者が実際に利用した日数となる。  なお、初期加算の算定期間が終了した後、同一敷地内の他の障害福祉サービス事業所等へ転所する場合は、加算対象としない。  　２　利用者が過去３月間に、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できる。  　３ 30日（入院・外泊時加算が算定される期間を含む。）を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合は、初期加算を算定できる。ただし、事業所の同一敷地内に併設する病院等へ入院した場合は算定できない。  　４　旧法施設支援における入所時特別加算が算定されていた特定旧法受給者については、「入所特別支援加算」が初期加算と同趣旨の加算であることから、初期加算の対象とならない。（ただし、旧法施設で入所時特別加算を算定期間中に指定障害者支援施設へ転換した場合は、30日間から加算した日数を差し引いた残りの日数を加算できる。 | 適　・　否　・　該当なし   * 初期加算　【30単位】 | | 報酬告示別表  第6の5 |
| ７　訪問支援特別加算 | 継続して指定生活介護事業所を利用する利用者が、連続して5日間利用がなかった場合において、当該事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、生活介護計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、生活介護計画等に位置づけられた内容の指定生活介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。  　ア　所要時間1時間未満の場合  　イ　所要時間1時間以上の場合  　※留意事項  １　「利用がなかった場合」とは、当該事業所を3ヶ月以上継続的に利用していた者について、最後に利用した日から中5日間以上連続して利用がなかった場合。  この場合の「5日間」とは、開所日数で5日間のこと（利用者の利用予定日ではない。）  ２　「相談援助等」とは、家族等との連絡調整、引き続き生活介護を利用するための働きかけ、当該利用に係る生活介護計画の見直し等の支援をいう。  ３　1月に2回算定する場合は、当該加算の算定後又は生活介護の利用後、再度5日間以上連続して指定生活介護の利用がなかった場合にのみ対象となること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　所要時間1時間未満の場合　　【187単位】  　□　所要時間1時間以上の場合　　【280単位】 | | 報酬告示別表  第6の6 |
| ８　欠席時対応加算  ［関係書類］  ・連絡調整、当該利用者の状況確認、相談援助に係る記録 | 通所による指定生活介護等利用者が、生活介護の利用を予定していた日に、急病等により利用を中止した場合、従業者が家族等への連絡調整を行うとともに、利用者の状況を記録し、引き続き生活介護の利用を促すなどの相談援助を行った場合に、１月に4回を限度として所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。  ２　「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。 | 適　・　否　・　該当なし   * 欠席時対応加算　【94単位】 | | 報酬告示別表  第6の7 |
| ９　重度障害者支援加算 | １　以下の体制要件に適合するものとして県に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ア　重度障害者支援加算（Ⅰ）  　人員配置体制加算（Ⅰ）及び常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している指定生活介護事業所等であって、重症心身障害者が２人以上利用しているものとして県へ届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ただし、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は算定しない。  ※留意事項  人員配置体制加算（Ⅰ）及び常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定している場合に、当該加算の要件となる人員配置を超えて、常勤換算方法で生活支援員又は看護職員を配置した場合に、指定生活介護等の単位ごとに生活介護に係る全ての利用者について加算する。  イ　重度障害者支援加算（Ⅱ）  　強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者（以下「実践研修修了者」という。）により支援計画シート等の作成を行う体制を整えているとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等事業所等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  　ただし、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は算定しない。  ※留意事項  １　実践研修修者により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ支援計画シート等を作成している場合に、体制の評価として加算を算定。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は算定しない。  ２　利用者に対する支援が１日を通じて適切に確保されるよう、指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者（以下「基礎研修修了者」という。）を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行った場合に、当該利用者について個別の評価として加算を算定する。  ３　体制の評価については、サービス管理責任者等の指定基準上配置すべき従業者が実践研修を修了し、支援計画シート等の作成を行う場合も対象とする。  ４　個別の支援の評価については、基礎研修修了者１人の配置につき利用者５人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、指定生活介護等の従事者として４時間程度は従事する必要があることに留意すること。    ５　重度障害者支援加算(Ⅱ)は、行動障害の軽減を目的として各種の支援・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことに留意すること。  ６　重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している指定生活介護事業所等において、重度障害者支援加算(Ⅱ)は算定できない。  ２　重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定している指定生活介護事業所等において、指定生活介護事業所等に配置される人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を1以上配置している指定生活介護事業所等において、基礎研修修了者が認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が10 点以上に該当する利用者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に１日につき180単位を加算しているか。  ただし、当該厚生労働大臣が定める者１人当たりの利用者の数が５を超える場合には、５を超える数については、加算不可。  ３　重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定している指定生活介護事業所等については、２の加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に500単位を加算しているか。 | 1. 適　・　否　・　該当なし   算定状況  □　重度障害者支援加算（Ⅰ）　　【50単位】  □　重度障害者支援加算（Ⅱ）　　【 7単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし  【追加180単位】   1. 適　・　否　・　該当なし   【追加500単位】 | | 報酬告示別表  第6の7の2 |
| 10　リハビリテーション加算 | ア　リハビリテーション加算（Ⅰ）  　　次の(1)から(5)までのいずれにも適合するものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、頸髄損傷四肢の麻痺その他これに類する状態にある障がい者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定生活介護等を行った場合、１日につき所定単位数を算定しているか。  (1)　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。  (2)　リハビリテーション実施計画に従い、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が指定生活介護等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。  (3)　リハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、見直していること。  (4)　障害者支援施設に入所する利用者について、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等情報を伝達していること。  (5)　(4)以外の利用者については、事業所が必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の障害福祉サービス事業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等情報を伝達していること。  イ　リハビリテーション加算（Ⅱ）  　　アの(1)から(5)までのいずれも満たすものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、アに規定する障がい者以外の障がい者であって、リハビリテーション計画がされているものに対して指定生活介護等を行った場合、１日につき所定単位数を算定しているか。  　※留意事項  １　リハビリテーション加算に係るリハビリテーションは、利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。  ２　リハビリテーション実施計画を作成した利用者について、当該指定生活介護等を利用した日に算定することとし、必ずしもリハビリテーションが行われた日とは限らないものであること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　リハビリテーション加算（Ⅰ）　【48単位】  　□　リハビリテーション加算（Ⅱ）　【20単位】 | | 報酬告示別表  第6の8 |
| 11　利用者負担上限額管理加算 | 指定生活介護事業者、共生型生活介護の事業を行う者又は障害者支援施設等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。    ※留意事項  １　「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。  なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。  ２　上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない場合は、上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できない。 | 適　・　否　・　該当なし   * 利用者負担上限額管理加算　【150単位】 | | 報酬告示別表  第6の9 |
| 12　食事提供体制加算 | 指定生活介護事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該事業所の責任において食事提供体制を整えているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、低所得者等であって、個別支援計画により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所している者を除く。）に対して、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※低所得者等  障害者総合支援法施行令第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び当該支給決定障がい者等と同一世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった日の属する年度（指定障害福祉サービス等のあったつきが4月から6月までの場合は前々年度）分の地方税法による市町村民税の所得割の額をの合算額が28万円未満である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者  　※留意事項  　１　原則として当該事業所内の調理室を使用して調理した場合に算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該事業所の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。  　２　事業所外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ、クックサーブ又は真空調理（真空パック）法により調理を行う過程において急速冷凍したものを再度加熱して提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、事業所外で調理し搬入する方法も認められる。  　　　この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とならない。  　３　本加算は、本体報酬が算定されている日のみ算定が可能。  　　　事業所に来てサービスを受けたが途中で体調を崩して食事を取らなかった場合は本加算の算定は可能であるが、事業所を急に休んでしまった場合は事業所が当該利用者の食事を準備していても算定できない。（この場合は、利用者からキャンセル料として食材料費を徴収できるかは、契約内容による。）  　４　利用者が施設入所支援を利用している日には、算定できない（補足給付費算定）。 | 適　・　否　・　該当なし   * 食事提供体制加算　【30単位】 | | 報酬告示別表  第6の10 |
| 13　延長支援加  　算 | 以下の(1)から(3)までのいずれにも適合するものとして県に届け出た指定生活介護事業者等において、通所による利用者に対して、生活介護計画等に基づき、営業時間の前後に指定生活介護等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  (1)運営規程に定める営業時間が8時間以上であること。  (2)営業時間の前後の時間(延長時間)に指定生活介護を行うこと  (3)延長時間帯に直接支援業務に従事する職員を1名以上配置していること  　ア　延長1時間未満  　イ　延長1時間以上  　※留意事項  １　「営業時間」には、送迎のみを実施する時間を含まない。  ２　個々の利用者実利用時間は問わない。例えば、サービス提供時間は８時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となる。  ３　延長時間帯に、障害福祉サービス基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を１名以上配置していること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　延長1時間未満　【61単位】  　□　延長1時間以上　【92単位】 | | 報酬告示別表  第6の11 |
| 14　送迎加算 | １　次の要件に適合するものとして県に届け出た指定生活援助事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、利用者（施設入所者を除く）に対して、居宅等と生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、当該利用者に対して、片道につき所定単位数を算定しているか。    ア　送迎加算（Ⅰ）　　　①及び②のいずれにも該当  イ　送迎加算（Ⅱ）　　　①又は②のいずれかに該当  ①原則、１回の送迎について平均10人以上(利用定員20人未満の事業所は定員の5割以上)  　②週３回以上の送迎を行っている。  ２　区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上あるものとして県に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、送迎を行った場合、さらに片道につき28単位を加算しているか。  　※留意事項  　　「これに準ずる者」とは、区分４以下であって、第543号告示別表二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の０点の欄から２点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10 点以上である者又は喀痰吸引等を必要とする者とする。  ３　同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定しているか。  ※留意事項  １　多機能型事業所、同一敷地内の事業所は、原則１の事業所として扱う。  ２　グループホームとの間の送迎も対象とする。 | １．適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　送迎加算（Ⅰ）　　　【片道21単位】  　□　送迎加算（Ⅱ）　　　【片道10単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし  【片道28単位】  ３．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第6の12 |
| 15　障害福祉サービスの体験利用支援加算 | １　指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用を利用する場合において、指定障害者支援施設等の従業者が、次の(1)又は(2)の支援を行い、その内容等を記録した場合に所定単位数を算定しているか。  　(1)体験的な利用支援の利用日に当該指定生活介護事業所において昼間の時間帯に介護等の支援を行った場合  　(2)以下の体験的利用支援に関して指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談支援を行った場合  (ⅰ)　体験的な利用支援を行うに当たっての地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整  (ⅱ)　(ⅰ)を踏まえた今後の方針の協議  (ⅲ)　利用者に対する相談援助  ア　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）  体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して５日以内の期間について算定  イ　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）  　体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して６日以上15日以内の期間について算定  ※留意事項  １　指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外のサービスに係る基本報酬は算定不可。    ２　１の(2)の支援を、体験利用した日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定しても差し支えない。  ２　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）又は障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）が算定されており、運営規程に地域生活支援拠点等に位置づけられることが規定されているものとして県に届け出た場合に、１日につき所定単位数に50単位を加算しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）　【500単位】  　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）　【250単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし  【追加50単位】 | | 報酬告示別表  第6の13 |
| 16　就労移行支援体制加算 | 指定生活介護等を受けた後就労（指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、１日につき、当該指定生活介護等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に、就労定着者の数を乗じて得た単位数を算定しているか。  　※留意事項  　１　「６月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が６月に達した者である。  　　　例えば、平成29年10月１日に就職した者は、平成30年３月31日に６月に達した者となる。  　２　生活介護を経て企業等に雇用された後、生活介護の職場定着支援の努力義務期間中において　　労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後１月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が６月に達した者は就労定着者として取り扱う。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　利用定員が20人以下　　　　　　【42単位】  　□　利用定員が21人以上40人以下　 【18単位】  　□　利用定員が41人以上60人以下　 【10単位】  　□　利用定員が61人以上80人以下　 【 7単位】  　□　利用定員が81人以上　　　　　　【 6単位】 | | 報酬告示別表  第6の13の2 |

| 第５－３　介護給付費等の算定及び取扱い（自立訓練（機能訓練）） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　機能訓練サービス費 | １　次のいずれかに該当する利用者に対して、指定自立訓練（機能訓練）を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ア　機能訓練サービス費（Ⅰ）･･･通所により行った場合  　　指定自立訓練（機能訓練）事業所等に利用者を通所させて、指定自立訓練（機能訓練）を提供した場合又は指定施設入所支援を併せて利用する者に対し、自立訓練（機能訓練）を提供した場合、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。  イ　機能訓練サービス費（Ⅱ）  　(1)居宅を訪問して行った場合  　　指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき従業者のいずれかの職種の者（共生型自立訓練（機能訓練）事業所を除く）が、自立訓練（機能訓練）計画に基づき、日中活動サーヒスを利用する日以外の日に、利用者の居宅を訪問して自立訓練（機能訓練）を提供した場合、個別支援計画に位置付けられた内容の指定自立訓練等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。   * 所要時間1時間未満の場合 * 所要時間1時間以上の場合   　※留意事項  　「居宅を訪問して自立訓練（機能訓練）を提供した場合」とは、具体的には次のとおりであること。  ア 運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等及びこれらに関する相談援助  イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する訓練及び相談援助  ウ 住宅改修に関する相談援助  エ その他必要な支援  (2)視覚障害者に対する専門的訓練の場合  　　　厚生労働大臣が定める従業者が、視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）を行った場合に、１日につき、所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  「視覚障害者に対する専門的訓練」とは、視覚障害者である利用者に対し、以下の研修等を受講した者が行う、歩行訓練や日常生活訓練等をいうものである。  ア　国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科（平成10年度までの間実施していた視覚障害生活訓練専門職員養成課程を含む。）  イ　「視覚障害生活訓練指導員研修事業について」（平成13年３月30日付け障発第141号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施している視覚障害生活訓練指導員研修  ウ　廃止前の「視覚障害生活訓練指導員研修事業について」（平成６年７月27日付け社援更第192号厚生省社会・援護局長通知）に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた視覚障害生活訓練指導員研修  エ　廃止前の「盲人歩行訓練指導員研修事業について」（昭和47年７月６日付け社更第107号厚生省社会・援護局長通知）に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた盲人歩行訓練指導員研修  オ　その他、上記に準じて実施される、視覚障害者に対する歩行訓練及び生活訓練を行う者を養成する研修  ウ　共生型機能訓練サービス費  　共生型自立訓練（機能訓練）事業所において、共生型自立訓練（機能訓練）を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。    ※留意事項  共生型機能訓練サービス費については、次のいずれかに該当する利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所である共生型自立訓練（機能訓練）事業所に通所させて、自立訓練（機能訓練）を提供した場合に算定する。  ア 50歳未満の者であって、区分２以下のもの  イ 50歳以上の者であって、区分１以下のもの  ２　機能訓練サービス費（Ⅰ）及び共生型機能訓練サービス費について、地方公共団体が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所の場合は、所定単位数の965/1000に相当する単位数を算定しているか。  〔特別地域加算〕  ３　別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定自立訓練（機能訓練）事業所等の従業者が、当該利用者の居宅を訪問して、指定自立訓練（機能訓練）を行った場合に、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算しているか。  　※厚生労働大臣が定める地域（一部）  　　特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、過疎地域など  ４　共生型機能訓練サービス費について、次の(1)及び(2)のいずれにも適合するものとして県に届け出た共生型自立訓練（機能訓練）事業所である場合に、１日につき58単位を加算しているか。  　　(1) サービス管理責任者を１名以上配置していること。  　　(2) 地域に貢献する活動を行っていること。  ※留意事項  地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや交流会等）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。  〔身体拘束廃止未実施減算〕※令和５年４月１日から適用  ５　指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の４及び第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項若しくは第３項又は指定障害者支援施設基準第48条第２項若しくは第３項に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算しているか。  ６　令和３年４月１日から９月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,000分の1,001に相当する単位数を算定しているか。 | １．算定状況  ア　機能訓練サービス費（Ⅰ）  　□　利用定員が20人以下　　　　　 【815単位】  　□　利用定員が21人以上40人以下　【728単位】  　□　利用定員が41人以上60人以下　【692単位】  　□　利用定員が61人以上80人以下　【664単位】  　□　利用定員が80人以上　　　　　 【626単位】  イ　機能訓練サービス費（Ⅱ）  　□　所要時間1時間未満　　　　　　【255単位】  　□　所要時間1時間以上　　　　　　【584単位】  　□　視覚障害者に対する専門的訓練　【750単位】  ウ　共生型機能訓練サービス費　　　　【717単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし  ３．　適　・　否　・　該当なし  ４．　適　・　否　・　該当なし    　【追加58単位】  ５．　適　・　否　・　該当なし  ６．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第10の1 |
| ２　福祉専門職員配置等加算 | 生活支援員又は共生型自立訓練（機能訓練）従業者の配置について、次の条件に該当しているものとして、県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設等において、指定自立訓練（機能訓練）又は共生型自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  　ア　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）  　　生活支援員又は共生型自立訓練（機能訓練）従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業員の割合が100分の35以上であるものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等でサービスを提供した場合  　イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）  　　生活支援員又は共生型自立訓練（機能訓練）従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業員の割合が100分の25以上であるものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等でサービスを提供した場合  　ウ　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）  　　次のいずれかに該当するものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等においてサービスを提供した場合   1. 生活支援員又は共生型自立訓練（機能訓練）従業者として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 2. 生活支援員又は共生型自立訓練（機能訓練）従業者として常勤で配置されている従業員のうち、３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）　【15単位】  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）　【10単位】  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）　【 6単位】 | | 報酬告示別表  第10の1の2 |
| ３　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 | 視覚障がい者等である利用者の数が利用者数（重度の視覚障がい、聴覚障がい、言語機能障がい又は知的障がいのうち2以上の障がいを有する利用者については2を乗じた数とする。）が当該サービスの利用者の数に100分の30を乗じた数以上であって、視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を、指定基準に加えて、常勤換算方法で利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして県知事に届け出た指定障害福祉サービス事業所においてサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　「視覚障がい者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。  　(1)身体障害者手帳１級又は２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障がい者  (2)身体障害者手帳２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障がい者  　(3)身体障害者手帳３級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障がい者  ２　「重度の視覚障がい、聴覚障がい、言語機能障がい又は知的障がいのうち２以上の障がいを有する利用者」については、当該利用者１人で２人分の視覚障がい者等として数えて算定要件（全利用者の100分の30が視覚障がい者等）に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の知的障がいは「重度」である必要はない。多機能型事業所においては、当該事業所で実施する複数の障がい福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障がい者等である利用者数が利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を50で除して得た数以上なされていれば満たされる。  ３　「視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。  　(1) 視覚障がい  　　　点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者  　(2) 聴覚障がい又は言語機能障がい  　　　手話通訳等を行うことができる者 | 適　・　否　・　該当なし   * 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算　【41単位】 | | 報酬告示別表  第10の2 |
| ４　初期加算 | 指定自立訓練（機能訓練）事業所において指定自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該指定自立訓練（機能訓練）の利用開始日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  　１　加算の算定は、暦日で30日間のうち利用者が実際に利用した日数となる。  　　初期加算の算定期間が終了した後、同一敷地内の他の障害福祉サービス事業所等へ転所する場合は、加算対象としない。  　２　利用者が過去３月間に、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できる。  　３ 30日（入院・外泊時加算が算定される期間を含む。）を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合は、初期加算を算定できる。ただし、事業所の同一敷地内に併設する病院等へ入院した場合は算定できない。  　４　旧法施設支援における入所時特別加算が算定されていた特定旧法受給者については、「入所特別支援加算」が初期加算と同趣旨の加算であることから、初期加算の対象とならない。（ただし、旧法施設で入所時特別加算を算定期間中に指定障害者支援施設へ転換した場合は、30日間から加算した日数を差し引いた残りの日数を加算できる。 | 適　・　否　・　該当なし   * 初期加算　【30単位】 | | 報酬告示別表  第10の3 |
| ５　欠席時対応加算 | 通所による利用者が自立訓練（機能訓練）の利用を予定していた日に急病等により利用を中止した場合、従業員が家族等への連絡調整を行うとともに、利用者の状況を記録し、引き続き自立訓練（機能訓練）の利用を促すなどの相談援助を行った場合に、１月に4回を限度として所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。  ２　「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。 | 適　・　否　・　該当なし   * 欠席時対応加算　【94単位】 | | 報酬告示別表  第10の4 |
| ６　リハビリテーション加算 | ア  リハビリテーション加算（Ⅰ）  　　次の(1)～(5)のいずれにも適合するものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合、１日につき所定単位数を算定しているか。   1. 様々な職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成すること。 2. リハビリテーション実施計画に従い、サービスを提供し、その状況を記録していること。 3. リハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、見直ししていること。 4. 障害者支援施設利用者について、関係する職種の職員に日常生活上の留意点等情報を伝達していること。 5. (4)に掲げる利用者以外については、事業所間で日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。   イ  リハビリテーション加算（Ⅱ）  　　アの(1)～(5)のいずれにも適合するものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、リハビリテーション加算（Ⅰ）に規定する障害者以外の障害者であってリハビリテーション計画がされているものに対して指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合、１日につき所定単位数を算定しているか。  　※留意事項  　　利用者ごとに個別のリハビリテーションを行った場合に算定するものであるが、原則として利用者全員に対して実施するべきものであること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　リハビリテーション加算（Ⅰ）　【48単位】  　□　リハビリテーション加算（Ⅱ）　【20単位】 | | 報酬告示別表  第10の4の2 |
| ７　利用者負担上限額管理加算 | 指定自立訓練（機能訓練）事業所等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。  なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。  ２　上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない場合は、上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できない。 | 適　・　否　・　該当なし  □　利用者負担上限額管理加算　【150単位】 | | 報酬告示別表  第10の5 |
| ８　食事提供体制加算 | 指定自立訓練（機能訓練）事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該事業所の責任において食事提供体制を整えているものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、低所得者等であって、個別支援計画により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所している者を除く。）に対して、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※低所得者等  障害者総合支援法施行令第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び当該支給決定障がい者等と同一世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった日の属する年度（指定障害福祉サービス等のあったつきが4月から6月までの場合は前々年度）分の地方税法による市町村民税の所得割の額をの合算額が28万円未満である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者  ※留意事項  　１　原則として当該事業所内の調理室を使用して調理した場合に算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該事業所の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。  　２　事業所外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ、クックサーブ又は真空調理（真空パック）法により調理を行う過程において急速冷凍したものを再度加熱して提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、事業所外で調理し搬入する方法も認められる。  　　この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とならない。  　３　本加算は、本体報酬が算定されている日のみ算定が可能。  　　　事業所に来てサービスを受けたが途中で体調を崩して食事を取らなかった場合は本加算の算定は可能であるが、事業所を急に休んでしまった場合は事業所が当該利用者の食事を準備していても算定できない。（この場合は、利用者からキャンセル料として食材料費を徴収できるかは、契約内容による。）  　４　利用者が施設入所支援を利用している日には、算定できない（補足給付費算定）。  　　この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とならない。 | 適　・　否　・　該当なし  □　食事提供体制加算　【30単位】 | | 報酬告示別表  第10の6 |
| ９　送迎加算 | １　次の要件に適合するものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設において、利用者（施設入所者を除く）に対して、居宅等と指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、当該利用者に対して、片道につき所定単位数を算定しているか。  ア　送迎加算（Ⅰ）　　　①及び②のいずれにも該当  イ　送迎加算（Ⅱ）　　　①又は②のいずれかに該当  ①原則、１回の送迎について平均10人以上(利用定員20人未満の事業所は定員の5割以上)  ②週３回以上の送迎を行っている。  ２　区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上あるものとして県に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、送迎を行った場合、さらに片道につき28単位を加算しているか。  　※留意事項  　　「これに準ずる者」とは、区分４以下であって、第543号告示別表二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の０点の欄から２点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10 点以上である者又は喀痰吸引等を必要とする者とする。  ３　同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定してい  るか。  ※留意事項  １　多機能型事業所、同一敷地内の事業所は、原則１の事業所として扱う。  ２　グループホームとの間の送迎も対象とする。 | １．適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　送迎加算（Ⅰ）　　　【片道21単位】  　□　送迎加算（Ⅱ）　　　【片道10単位】   1. 適　・　否　・　該当なし   【片道28単位】  ３．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第10の7 |
| 10　障害福祉サービスの体験利用支援加算 | １　指定障害者支援施設等において、指定自立訓練（機能訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支の障害福祉サービスの体験利用を利用する場合に、指定障害者支援施設等の従業者が、次のア又はイのいずれかの支援を行い、その内容を記録した場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。    (1)　体験的な利用支援の利用日に当該指定自立訓練（機能訓練）事業所において昼間の時間帯に介護等の支援を行った場合  (2)　以下の体験的利用支援に関して指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談支援を行った場合  (ⅰ)　体験的な利用支援を行うに当たっての地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整  (ⅱ)　(ⅰ)を踏まえた今後の方針の協議  (ⅲ)　利用者に対する相談援助  ア　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）  　体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して５日以内の期間について算定  イ　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）  　体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して６日以上15日以内の期間について算定  ※留意事項  １　指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外のサービスに係る基本報酬は算定不可。  ２　１の(2)の支援を、体験利用した日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定しても差し支えない。    ２　運営規程に地域生活支援拠点等に位置づけられることが規定されているものとして県に届け出た場合に、１日につき所定単位数に50単位を加算しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）　【500単位】  　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）　【250単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし  【追加50単位】 | | 報酬告示別表  第10の8 |
| 11　社会生活支援特別加算 | 以下の施設要件に適合しているものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した自立訓練（機能訓練）計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して３年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、１日につき所定単位数を算定しているか。    ※対象者の要件  １　医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから３年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、３年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練（機能訓練）事業所等を利用することになった者をいう。  ２　矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後３年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練（機能訓練）等を利用することになった場合、指定自立訓練（機能訓練）等の利用を開始してから３年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。  ※施設要件  １　従業者の配置  　人員配置基準に定める従業者の数に加え対象者の受け入れに当たり、当該利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。  ２　有資格者による指導体制  　以下のいずれかにより、対象者に対する適切な支援について、従業者を対象とした指導体制が整えられていること。  (1)社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されていること  (2)指定医療機関等との連携により、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者を事業所に訪問させていること  ３　研修の開催  　従業者に対し、医療観察法に規定する入院によらない医療を受ける者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。  ※施設要件の留意事項  １　加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。  ２　こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。  ３　従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けた対象者及び矯正施設等を出所等した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。  ※支援内容  加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。  ア　本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、再び犯罪行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、自立訓練（機能訓練）計画等の作成  イ　指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等  ウ　日常生活や人間関係に関する助言  エ　医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援  オ　日中活動の場における緊急時の対応  カ　その他必要な支援 | 適　・　否　・　該当なし   * 社会生活支援特別加算　【480単位】 | | 報酬告示別表  第10の8の2 |
| 12　就労移行支援体制加算 | 指定自立訓練（機能訓練）を受けた後就労（指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓指（機能訓練）等を行った場合に、１日につき、当該指定自立訓練（機能訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に、就労定着者の数を乗じて得た単位数単位数を算定しているか。  　※留意事項  　１　「６月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が６月に達した者である。  　　　例えば、令和２年10月１日に就職した者は、令和３年３月31日に６月に達した者となる。  　２　自立訓練（機能訓練）を経て企業等に雇用された後、生活介護の職場定着支援の努力義務期間中において　　労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後１月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が６月に達した者は就労定着者として取り扱う。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　利用定員が20人以下　　　　　　【57単位】  　□　利用定員が21人以上40人以下　 【25単位】  　□　利用定員が41人以上60人以下　 【14単位】  　□　利用定員が61人以上80人以下　 【10単位】  　□　利用定員が81人以上　　　　　　【 7単位】 | | 報酬告示別表  第10の8の3 |

| 第５－４　介護給付費等の算定及び取扱い（自立訓練（生活訓練）） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　生活訓練サービス費 | １　次のいずれかに該当する利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  　ア　生活訓練サービス費（Ⅰ）･･･通所により行った場合  　　指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、利用者を通所させ、又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、指定自立訓練（生活訓練）を行った場合に、利用定員に応じ、所定単位数を算定しているか。  　イ　生活訓練サービス費（Ⅱ）  　(1)居宅を訪問して行った場合  　　指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、日中活動サービスを利用する日以外の日に、利用者の居宅を訪問して指定生活訓練を行った場合に、、自立訓練（生活訓練）計画に位置付けられた標準的な時間で算定しているか。   * 所要時間1時間未満の場合 * 所要時間1時間以上の場合   ※留意事項  「居宅を訪問して自立訓練（生活訓練）を提供した場合」とは、具体的には次のとおりであること。  ア 日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等及びこれらに関する相談援助  イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する訓練及び相談援助  ウ 地域生活のルール、マナーに関する相談援助  エ 交通機関、金融機関、役所等の公共機関活用に関する訓練及び相談援助  オ その他必要な支援  ※　ここでいう「居宅」とは、指定共同生活援助事業所等における共同生活住居は含まれないものであるが、エのうち、共同生活住居外で実施する訓練については、指定共同生活援助等の利用者であっても対象となる。  (2)視覚障害者に対する専門的訓練の場合  　　厚生労働大臣が定める従業者が、視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして県に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）を行った場合に、１日につき、所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  「視覚障害者に対する専門的訓練」とは、視覚障害者である利用者に対し、以下の研修等を受講した者が行う、歩行訓練や日常生活訓練等をいう。  ア　国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科  イ　社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施している視覚障害生活訓練指導員研修  ウ　廃止前の社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた視覚障害生活訓練指導員研修  エ　廃止前の社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた盲人歩行訓練指導員研  　修  オ　その他、上記に準じて実施される、視覚障害者に対する歩行訓練及び生活訓練を行う者を養成する研修  　ウ　生活訓練サービス費（Ⅲ）･･･　指定宿泊型自立訓練を行った場合  　　指定自立訓練（生活訓練）事業所で、標準利用期間が2年とされる利用者に、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ1日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　日中、一般就労又は外部の障害福祉サービスを利用する者が対象。  　　（具体例）養護学校を卒業して就職した者、日中の生活訓練において一定期間訓練を行ってきた者等  ２　指定宿泊型自立訓練を利用している日に、日中、外部又は同一敷地内の障害福祉サービス等を利用した場合は、生活訓練サービス費（Ⅲ）又は生活訓練サービス費（Ⅳ）と当該障害福祉サービスの報酬いずれも算定できる。  　エ　生活訓練サービス費（Ⅳ）…指定宿泊型自立訓練を行った場合  　　指定生活訓練事業所で、標準利用期間が3年とされる利用者に、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　日中、一般就労又は外部の障害福祉サービスを利用する者が対象。  （具体例）養護学校を卒業して就職した者、日中の生活訓練において一定期間訓練を行ってきた者等  　２　指定宿泊型自立訓練を利用している日に、日中、外部又は同一敷地内の障害福祉サービス等を利用した場合は、生活訓練サービス費（Ⅳ）及び当該障害福祉サービスの報酬いずれも算定できる。    ３　長期入院・入所者、長期の引きこもりにより社会経験が乏しい者、発達障がい者など、2年間では十分な成果が得られないと認められる者について算定する。  　オ　共生型生活訓練サービス費  　　次のいずれかに該当する利用者を、介護保険法による指定通所介護事業所等である共生型自立訓練（生活訓練）事業所に通所させて、指定自立訓練（生活訓練）を提供した場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※利用者  　ア　50 歳未満の者であって、区分２以下のもの  　イ　50 歳以上の者であって、区分１以下のもの  ※介護保険法によ指定通所介護事業所等  　　指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所  ２　共生型生活訓練サービス費について、次の(1)及び(2)のいずれにも適合するものとして県に届け出た共生型自立訓練（生活訓練）事業所である場合に、１日につき58単位を加算しているか。  　　(1) サービス管理責任者を１名以上配置していること。  　　(2) 地域に貢献する活動を行っていること。  ※留意事項  地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや交流会等）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。  ３　地方公共団体が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所の場合は、所定単位数の965/1000に相当する単位数を算定しているか。  ４　特別地域加算  　　別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等の従業者が、当該利用者の居宅を訪問して、指定自立訓練（生活訓練）を行った場合に、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算しているか。  　※厚生労働大臣が定める地域（一部）  　　特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、過疎地域など  〔身体拘束廃止未実施減算〕※令和５年４月１日から適用  ５　指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の４及び第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項若しくは第３項又は指定障害支援施設基準第48条第２項若しくは第３項に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。 | １．算定状況  ア　生活訓練サービス費（Ⅰ）  　□　利用定員が20人以下　　　　　　　 【748単位】  　□　利用定員が21人以上40人以下　　 　【668単位】  　□　利用定員が41人以上60人以下　 　　【635単位】  　□　利用定員が61人以上80人以下　 　　【610単位】  　□　利用定員が81人以上　　　　　　 　 【573単位】  イ　生活訓練サービス費（Ⅱ）  □　所要時間1時間未満の場合　　　　　　【255単位】  　□　所要時間1時間以上の場合　　　　　　【584単位】  　□　視覚障害者に対する専門的訓練の場合　【750単位】  ウ　生活訓練サービス費（Ⅲ）  　□　利用期間が2年間以内の場合　　　　　【271単位】  　□　利用期間が2年間を超える場合　　　　【164単位】  エ　生活訓練サービス費（Ⅳ）  □　利用期間が３年間以内の場合　　　　　【271単位】  　□　利用期間が３年間を超える場合　　　　【164単位】  オ　□ 共生型生活訓練サービス費　 　　　　【665単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし  　　【追加50単位】  ３．　適　・　否　・　該当なし  ４．　適　・　否　・　該当なし  ５．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第11の1 |
| ２　福祉専門職員配置等加算 | 生活支援員若しくは地域移行支援員又は共生型自立訓練（生活訓練）従業者の配置について、次の条件に該当しているものとして、県に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設等において、指定自立訓練（生活訓練）又は共生型自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ア　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）  　　生活支援員若しくは地域移行支援員又は共生型自立訓練（生活訓練）従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして県に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等でサービスを提供した場合  イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）  　　生活支援員若しくは地域移行支援員又は共生型自立訓練（生活訓練）従業者として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業員の割合が100分の25以上であるものとして県に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等でサービスを提供した場合  ウ　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）  　　次のいずれかに該当するものとして県に届け出た、指定自立訓練（生活訓練）事業所等においてサービスを提供した場合   1. 生活支援員若しくは地域移行支援員又は共生型自立訓練（生活訓練）従業者として配置されている従業員のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 2. 生活支援員若しくは地域移行支援員又は共生型自立訓練（生活訓練）従業者として常勤で配置されている従業員のうち、３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）【15単位】（宿泊型10単位）  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）【10単位】（宿泊型7単位）  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）【 6単位】（宿泊型4単位） | | 報酬告示別表  第11の1の2 |
| ３　地域移行支援体制強化加算 | 【宿泊型自立訓練】  地域移行支援員の配置について、厚生労働大臣が定める施設基準に適合するとして、県に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。    ※施設基準  １　地域移行支援員の員数が、常勤換算方法で、指定宿泊型自立訓練の前年度の利用者の数の平均値を15で除して得た数以上配置されていること。  ２ 地域移行支援員のうち、1人以上が常勤であること。    ※地域移行支援員の支援内容  １　利用者が地域生活への移行後に入居する住まいや利用可能な福祉サービス等に関する情報提供  ２　共同生活援助等の体験的な利用を行うための連絡調整  ３　地域生活への移行後の障がい福祉サービス利用のための指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所との連絡調整  ４　地域生活への移行の際の公的手続等への同行等の支援  ５　その他利用者の地域生活への移行のために必要な支援 | 適　・　否　・　該当なし   * 地域移行支援体制強化加算　【55単位】 | | 報酬告示別表  第11の1の3 |
| ４　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 | 視覚障がい者等である利用者の数が利用者数（重度の視覚障がい、聴覚障がい、言語機能障がい又は知的障がいのうち2以上の障がいを有する利用者については2を乗じた数とする。）が当該サービスの利用者の数に100分の30を乗じた数以上であって、視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を、指定基準に加えて、常勤換算方法で利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして県に届け出た指定障害福祉サービス事業所においてサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　「視覚障がい者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。  　(1)身体障害者手帳１級又は２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障がい者  　(2)身体障害者手帳２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障がい者  　(3)身体障害者手帳３級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障がい者  ２　「重度の視覚障がい、聴覚障がい、言語機能障がい又は知的障がいのうち２以上の障がいを有する利用者」については、当該利用者１人で２人分の視覚障がい者等として数えて算定要件（全利用者の100分の30が視覚障がい者等）に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の知的障がいは「重度」である必要はない。多機能型事業所においては、当該事業所で実施する複数の障がい福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障がい者等である利用者数が利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を50で除して得た数以上なされていれば満たされる。  ３　「視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。  　(1) 視覚障がい  　　　点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者  　(2) 聴覚障がい又は言語機能障がい  　　　手話通訳等を行うことができる者 | 適　・　否　・　該当なし   * 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算　【41単位】 | | 報酬告示別表  第11の2 |
| ５　初期加算 | 指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用開始日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  　１　加算の算定は、暦日で30日間のうち利用者が実際に利用した日数となる。  　　初期加算の算定期間が終了した後、同一敷地内の他の障害福祉サービス事業所等へ転所する場合は、加算対象としない。  　２　利用者が過去３月間に、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できる。  　３ 30日（入院・外泊時加算が算定される期間を含む。）を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合は、初期加算を算定できる。ただし、事業所の同一敷地内に併設する病院等へ入院した場合は算定できない。  　４　旧法施設支援における入所時特別加算が算定されていた特定旧法受給者については、「入所特別支援加算」が初期加算と同趣旨の加算であることから、初期加算の対象とならない。（ただし、旧法施設で入所時特別加算を算定期間中に指定障害者支援施設へ転換した場合は、30日間から加算した日数を差し引いた残りの日数を加算できる。  　５　宿泊型自立訓練を利用している者が同一敷地内の日中活動サービスを利用している場合については、宿泊型自立訓練のみについて初期加算を算定するものとし、宿泊型自立訓練の利用を開始した日から30日の間算定できる。 | 適　・　否　・　該当なし   * 初期加算　【30単位】 | | 報酬告示別表  第11の3 |
| ６　欠席時対応加算 | 通所による利用者が自立訓練（生活訓練）の利用を予定していた日に急病等により利用を中止した場合、従業員が家族等への連絡調整を行うとともに、利用者の状況を記録し、引き続き生活訓練の利用を促すなどの相談援助を行った場合に、１月に4回を限度として所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。  ２　「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定就労移行支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。 | 適　・　否　・　該当なし   * 欠席時対応加算　【94単位】 | | 報酬告示別表  第11の4 |
| ７　医療連携体制加算 | ア　医療連携体制加算（Ⅰ）  医療機関との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所等（看護職員配置加算を算定している事業所は除く。）に訪問させ、当該看護職員が利用者１名に対して１時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、１日につき所定単位数を算定しているか。    イ　医療連携体制加算（Ⅱ）  医療機関との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所等（看護職員配置加算を算定している事業所は除く。）に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、１日につき所定単位数を算定しているか。  ウ　医療連携体制加算（Ⅲ）  医療機関との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所等（看護職員配置加算を算定している事業所は除く。）訪問させ、当該看護職員が利用者に対して２時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、１日につき所定単位数を算定しているか。  エ　医療連携体制加算（Ⅳ）  医療機関との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所等（看護職員配置加算を算定している事業所は除く。）訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護をを行った場合に、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。  ただし、　医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定している利用者については、算定しない。  オ　　医療連携体制加算（Ⅴ）  医療機関との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所等訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を算定しているか。  カ　　医療連携体制加算（Ⅵ）  喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位を算定しているか。  ただし、医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅳ）のいずれかを算定している利用者に対しては、算定しない。  ※留意事項  １　医療連携体制加算(Ⅰ)から（Ⅳ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所等に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。  ア　指定自立訓練（生活訓練）事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。  このサービスは指定自立訓練（生活訓練）事業所等として行うものであるから、当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。  　当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。  イ　看護の提供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。  ウ　看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。  エ　看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。  ２　医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)について、看護職員１人が看護することが可能な利用者数は、以下アからウにより取り扱うこと。  ア　医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）における取扱い  医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定する利用者全体で８人を限度とすること。  イ　医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）における取扱い  医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）を算定する利用者全体で８人を限度とすること。  ウ　ア及びイの利用者数について、それぞれについて８人を限度に算定可能であること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　ア□　医療連携体制加算（Ⅰ）　　　　　　　　【 32単位】  　イ□　医療連携体制加算（Ⅱ）　　　　　　　　【 63単位】  　ウ□　医療連携体制加算（Ⅲ）　　　　　　　　【125単位】  　エ　　医療連携体制加算（Ⅳ）  □　看護を受けた利用者が１人　　　　　　　【800単位】  　　□　看護を受けた利用者が２人　　　　　　　【500単位】  　　□　看護を受けた利用者が３人以上８人以下　【400単位】  　オ　　医療連携体制加算（Ⅴ）　　　　　　　　【500単位】  　カ　　医療連携体制加算（Ⅵ）　　　　　　　　【100単位】 | | 報酬告示別表  第11の4の2 |
| ８　個別計画訓練支援加算 | 次の(1)から（5）までの基準のいずれも満たすものとして県に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等について、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  (1) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者により、利用者の障害特性や生活環境等に応じて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令別表第１における調査項目中「応用日常生活動作」、「認知機能」又は「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画を作成していること。  (2) 利用者ごとの個別訓練実施計画に従い、指定自立訓練（生活訓練）等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。  (3) 利用者ごとの個別訓練実施計画の進捗状況を毎月評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。  (4) 指定障害者支援施設等に入所する利用者については、従業者により、個別訓練実施計画に基づき一貫した支援を行うよう、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を共有していること。  (5)(4)に掲げる利用者以外の利用者については、指定自立訓練（生活訓練）事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。  ※留意事項  　１　個別計画訓練支援加算に係る訓練は、利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。  　２　３により作成される個別訓練実施計画を作成した利用者について、当該指定自立訓練（生活訓練）等を利用した日に算定することとし、必ずしも個別訓練実施計画に位置づけられた訓練が行われた日とは限らないものであること。  　３　個別計画訓練支援加算については、以下アからエの手順で実施すること。  　　ア　利用開始にあたり、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者（視覚障害者を対象とする場合にあたっては、第556 号告示第10 号に規定する厚生労働大臣が定める従業者をもって代えることができるものとする。以下イにおいて同じ。）が、暫定的に、訓練に関する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）とそれに基づく評価を行い、その後、カンファレンスを行って多職種協働により、認定調査項目中「応用日常生活動作」、「認知機能」及び「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画の原案を作成すること。  　　　　また、作成した個別訓練実施計画の原案については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。  　　イ　個別訓練実施計画の原案に基づいた訓練を実施しながら、概ね２週間以内及び毎月ごとに社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者がアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、カンファレンスを行って、個別訓練実施計画を作成すること。なお、この場合にあっては、個別訓練実施計画を新たに作成する必要はなく、個別訓練実施計画の原案の変更等をもって個別訓練実施計画の作成に代えることができるものとし、変更等がない場合にあっても、個別訓練実施計画の原案を個別訓練実施計画に代えることができるものとすること。  　　　　また、作成した個別訓練実施計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。  　　　　なお、カンファレンスの結果、必要と判断された場合は、関係する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対して訓練に関する情報伝達（日常生活上の留意点、サービスの工夫等）や連携を図ること。  　　ウ　利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前カンファレンスを行うこと。その際、終了後に利用予定の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者等の参加を求めること。  　　エ　利用終了時には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対して必要な情報提供を行うこと。 | 適　・　否　・　該当なし   * 個別計画訓練支援加算　【19単位】 | | 報酬告示別表  第11の4の3 |
| ９　短期滞在加  　算 | 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者（生活訓練サービス費（Ⅲ）又は（Ⅳ）を受けている者を除く。）に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、主として夜間において家事等の日常生活能力を向上するための支援その他の必要な支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。  ア　短期滞在加算（Ⅰ）  ※施設基準  (1) 居室の定員が４人以下であること。  (2) 居室のほか、次のアからエに掲げる設備を有していること。  　　　ア　浴室  　　　イ　洗面設備  　　　ウ　便所  　　　エ　その他サービスの提供に必要な設備  (3) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分配慮されていること。  (4) 夜間の時間帯を通じて、生活支援員が１人以上配置（夜勤）されていること。  ※夜間の時間帯を通じて生活支援員が１人以上配置されている場合に算定する。  イ　短期滞在加算（Ⅱ）  ※施設基準  　　(1) 上記１の(1)から(3)に掲げる施設基準を満たしていること。  　　(2) 夜間の時間帯を通じて、宿直勤務を行う職員が１人以上配置されていること。  ※夜間の時間帯を通じて宿直勤務を行う職員が１人以上配置されている場合に算定する。  ※留意事項  指定自立訓練（生活訓練）利用者であって、心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められ場合に算定できる。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　短期滞在加算（Ⅰ）　　【180単位】  　□　短期滞在加算（Ⅱ）　　【115単位】 | | 報酬告示別表  第11の5 |
| 10　日中支援加  　算  ［関係書類］  ・個人別記録 | 【宿泊型自立訓練】  指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が、以下に掲げる利用者が心身の状況等により当該サービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が１月につき２日を超える期間について、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※利用者  (1)生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者  (2)地域活動支援センター（法第５条第27項に規定する地域活動支援センター）の利用者  (3)介護保険法第８条第７項に規定する通所介護若しくは同条第８項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるものの利用者  (4)診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者  (5)就労している利用者  　※留意事項  １ 日中支援従事者の配置  (1)　指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所は、当該利用者に対して昼間の時間帯に支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、自立訓練（生活訓練）計画に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する従業者の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の従業者を加配しなければならないものであること。  なお、この場合の昼間の時間帯の支援に係る従業者の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する従業者の員数を算定する際の勤務時間には含めてはならないものであること。  (2)　日中支援従事者は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所に従事する従業者以外の者であって昼間の時間帯における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。  ただし、別途報酬等により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。  ２ 加算の算定方法  加算の算定は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、昼間の時間帯における支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。 | 適　・　否　・　該当なし   * 日中支援加算　【270単位】 | | 報酬告示別表  第11の5の2 |
| 11通勤者生活支援加算  ［関係書類］  ・個人別記録 | 【宿泊型自立訓練】  指定宿泊型自立訓練の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているものとして県に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、主として日中において、職場での人間関係の調整や相談・助言及び金銭管理について指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　「通常の事業所に雇用されている」とは、一般就労のことをいうものであって、指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型及び指定就労継続支援Ｂ型の利用者は除くものであること。  ２　通勤者生活支援加算を算定する事業所においては、主として日中の時間帯において、勤務先その他の関係機関との調整及びこれに伴う利用者に対する相談援助を行うものとする。 | 適　・　否　・　該当なし   * 通勤者生活支援加算　【18単位】 | | 報酬告示別表  第11の5の3 |
| 12　入院時支援特別加算 | 【宿泊型自立訓練】  　家族等から入院に係る支援を受けることが困難な指定宿泊型自立訓練の利用者が、病院又は診療所（当該指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の同一敷地に所在する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、１月に１回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。  ア　当該月における入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数の合計が３日以上７日未満の場合  イ　当該月における入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数の合計が７日以上の場合  ※留意事項  １　アが算定される場合にあっては少なくとも１回以上、イが算定される場合にあっては少なくとも２回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。  ２　入院期間が７日以上の場合であって、病院又は診療所への訪問回数が１回である場合については、アを算定する。  ３　入院期間が複数月にまたがる場合の２月目以降のこの加算の取扱いについては、当該２月目において、入院日数の合計が、３日に満たない場合、当該２月目については、この加算を算定しない。  ４　指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。  ５　入院時支援特別加算は、長期入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。  また、この場合において、最初の１月目で長期入院時支援特別加算を算定した場合であっても、１回の入院における２月目以降の月について、入院時支援特別加算を算定することは可能。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況   * 当該月における入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数の合計が３日以上７日未満の場合　【 561単位】 * 当該月における入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数の合計が７日以上の場合　　　　　【1,122単位】 | | 報酬告示別表  第11の5の4 |
| 13　長期入院時支援特別加算 | 【宿泊型自立訓練】  家族等から入院に係る支援を受けることが困難な指定宿泊型自立訓練の利用者が、病院又は診療所（当該指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の同一敷地に所在する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、１月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が２日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続して入院している者にあっては、入院した初日から起算して３月に限る。）について、１日につき所定単位数を算定しているか。  ただし、入院時支援特別加算が算定されている月は算定しない。 | 適　・　否　・　該当なし   * 長期入院時支援特別加算　【76単位】 | | 報酬告示別表  第11の5の5 |
| 14　帰宅時支援加算 | 【宿泊型自立訓練】  　指定宿泊型自立訓練の利用者が、自立訓練（生活訓練）計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、１月に１回を限度として、外泊期間の日数に応じ、所定単位数を算定しているか。  ※「外泊」には、体験的な指定共同生活援助、体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助、体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊も含む。  □当該月における家族等の居宅等における外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数の合計が３日以上７日未満の場合  □当該月における族等の居宅等における外泊期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数の合計が７日以上の場合  ※留意事項  １　事業所の従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容については、記録しておくこと。また、必要に応じ自立訓練（生活訓練）計画の見直しを行う必要があること。  ２　外泊期間が複数月にまたがる場合の２月目以降のこの加算の取扱いについては、当該２月目において、外泊日数の合計が、３日に満たない場合、当該２月目については、この加算を算定しない。  ３　帰宅時支援加算は、長期帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の１月目で長期帰宅時支援加算を算定した場合であっても、１回の外泊における２月目以降の月について、帰宅時支援加算を算定することは可能であること。  ４　共同生活援助の体験的な利用に伴う外泊の場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所と同一敷地内の指定共同生活援助事業所等を利用する場合は算定しない。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況   * 当該月における家族等の居宅等における外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数の合計が３日以上７日未満の場合　【187単位】 * 当該月における族等の居宅等における外泊期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数の合計が７日以上の場合　　　　　【374単位】 | | 報酬告示別表  第11の5の6 |
| 15　長期帰宅時支援加算 | 【宿泊型自立訓練】  　指定宿泊型自立訓練の利用者が、自立訓練（生活訓練）計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、１月の外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数が２日を超える場合に、当該日数を超える期間について、１日につき所定単位数を算定しているか。（継続して外泊している者にあっては、外泊した初日から起算して３月に限る。）  　ただし、帰宅時支援加算が算定される月は、算定しない。  ※「外泊」には、体験的な指定共同生活援助、体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助、体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊も含む。  ※留意事項  １　事業所の従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容については、記録しておくこと。また、必要に応じ自立訓練（生活訓練）計画の見直しを行う必要があること。  ２　長期帰宅時支援加算の算定に当たって、１回の外泊で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大３月間まで算定が可能であること。また、２月目以降のこの加算の取扱いについては、当該月の２日目までは、この加算は算定できないこと。  ３　長期帰宅時支援加算は、⑭の帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の１月目で帰宅時支援加算を算定した場合であっても、１回の外泊における２月目以降の月について、長期帰宅時支援加算を算定することは可能であること。  ４　長期帰宅時支援加算は、長期入院時支援特別加算と同一日に算定することはできないこと。  ５　共同生活援助への体験的な利用の場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所と同一敷地内の指定共同生活援助事業所等を利用する場合は算定しない。 | 適　・　否　・　該当なし   * 長期帰宅時支援加算　【25単位】 | | 報酬告示別表  第11の5の7 |
| 16　地域移行加　　算 | 【宿泊型自立訓練】  　利用期間が１月を超えると見込まれる指定宿泊型自立訓練の利用者（利用期間が２年を超える者を除く。）の退所に先立って、指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、利用中２回を限度として、所定単位数を算定し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後１回を限度として所定単位数を算定しているか。  　ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。  ※留意事項  １　「退院前の相談援助」については、入院期間が１月を超えると見込まれる利用者の居宅生活（福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退院後の生活に関する相談援助を行い、かつ、利用者が退院後生活する居宅を訪問して退院後の居宅サービス等について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中２回に限り加算を算定する。  また、利用者の退院後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院後１回を限度として加算を算定するものである。  ２　退院日に算定し、退院後の訪問相談については訪問日に算定するものであること。  ３　地域移行加算は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、算定できない。  ア 退院して病院又は診療所へ入院する場合  イ 退院して他の社会福祉施設等へ入所する場合  ウ 死亡退院の場合  ４　地域移行加算の対象となる相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。  ５　地域移行加算に係る相談援助の内容は、次のようなものであること。  ア 退院後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助  イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助  ウ 退院する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向  上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助  エ 住宅改修に関する相談援助  オ 退院する者の介護等に関する相談援助  ６　退院前の相談援助に係る加算を算定していない場合であっても、退院後の訪問による相談援助を行えば、当該支援について加算を算定できる。 | 適　・　否　・　該当なし   * 地域移行加算　【500単位】 | | 報酬告示別表  第11の5の8 |
| 17　地域生活移行個別支援特別加算 | 【宿泊型自立訓練】  　厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして県に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した自立訓練（生活訓練）計画に基づき、地域生活のための相談援助や個別の支援を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合は、延長期間を限度とする。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。  　※施設基準  (1)基準上配置すべき生活支援員に加え、適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。  　(2)社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されており、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。  　(3) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者に対し、医療観察法等に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障がい者に関する研修が年1回以上行われていること。  　(4)保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整っていること。  ※対象者の要件  医療観察法に基づく通院決定を受けてから３年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、３年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所を利用することとなった者をいう。  なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後３年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定宿泊型自立訓練を利用することになった場合、指定宿泊型自立訓練の利用を開始してから３年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。  ※施設要件  加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。  なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。  また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。  ※支援内容  加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。  ア　本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、自立訓練（生活訓練）計画の作成  イ　指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催  ウ　日常生活や人間関係に関する助言  エ　医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援  オ　日中活動の場における緊急時の対応  カ　その他必要な支援 | 適　・　否　・　該当なし   * 地域生活移行個別支援特別加算　【670単位】 | | 報酬告示別表  第11の5の9 |
| 18　精神障害者地域移行特別加算 | 【宿泊型自立訓練】  事業所が定める運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士等である従業者を１人以上配置するものとして県に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士等である従業者が、精神科病院を退院してから１年以内のものに対し、自立訓練（生活訓練）計画を作成し、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ただし、地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合は、算定しない。  ※対象者の要件  精神科病院に１年以上入院していた精神障害者であって、退院してから１年以内の者であること。  また、本加算は、長期入院精神障害者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、長期入院精神障害者が精神科病院から退院するに当たり、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が当該精神障害者の受入れを行うことを想定しており、退院日から１年以内について、加算の算定ができる。  なお、１年以上精神科病院に入院し、退院後、一定期間居宅等で生活した精神障害者であっても、退院から１年以内について、加算を算定できる。  ※施設要件  当該事業所の従業者として、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者を１人以上配置するとともに、精神障害者の地域生活を支援するための体制を確保していること。。  ※支援内容  加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。  ア　社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者である従業者による、本人、家族、精神科病院その他関係者からの聞き取り等によるアセスメント及び地域生活に向けた自立訓練（生活訓練）計画の作成  イ　精神科病院との日常的な連携（通院支援を含む）  ウ　対象利用者との定期及び随時の面談  エ　日中活動の選択、利用、定着のための支援  オ　その他必要な支援 | 適　・　否　・　該当なし   * 精神障害者地域移行特別加算　【300単位】 | | 報酬告示別表  第11の5の10 |
| 19　強度行動障害者地域移行特別加算 | 【宿泊型自立訓練】  厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして県に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に１年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから１年以内のもののうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。  　※施設要件  　　次のいずれにも該当する指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所  (1) サービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従事者養成研修修了者を１以上配置していること。  (2) 生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者又は行動援護従事者養成研修修了者の割合が100分の20以上であること。  ※対象者の要件  １　障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目中、行動関連項目（第543号告示別表第二に規定する行動関連項目をいう。）について、算出した点数の合計が10点以上の者であって、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に１年以上入所していたもののうち、退所してから１年以内の障がい者であること。  ２　本加算は、強度行動障害を有する者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、１年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所した強度行動障害を有する者が当該施設から退所するに当たり、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が当該強度行動障害を有する者の受入れを行うことを想定しており、退所日から１年以内について、加算の算定ができるものとすること。  ３　１年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所し、退所後、一定期間居宅等で生活した強度行動障害を有する者であっても、退所から１年以内について、加算を算定できる。 | 適　・　否　・　該当なし   * 強度行動障害者地域移行特別加算　【300単位】 | | 報酬告示別表  第11の5の11 |
| 20　利用者負担上限額管理加算 | 指定生活訓練事業所等が利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき月所定単位数を算定しているか。    　※留意事項  １　「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。  なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。  ２　上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない場合は、上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できない。 | 適　・　否　・　該当なし   * 利用者負担上限額管理加算　【150単位】 | | 報酬告示別表  第11の6 |
| 21　食事提供体制加算 | ア　食事提供体制加算（Ⅰ）  　　低所得者等（短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練利用者に限る。）に対して、自立訓練（生活訓練）事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等事業所の責任において食事提供の体制を整えているものとして県に届け出た自立訓練（生活訓練）事業所において食事の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。  　※留意事項  　１　１日に複数回食事の提供をした場合については、この加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、食材料費については、複数食分を利用者から徴収して差し支えない。  ２　食事提供体制を整えているものとして県知事に届け出た施設が、市町村民税所得割の合算した額が28万円未満の低所得者の利用者に対して食事提供を行った場合に算定  イ　食事提供体制加算（Ⅱ）  　　低所得者等であって生活訓練計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（アに規定する利用者以外で、障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当自立訓練（生活訓練）事業所の利用者に対して、事業所に従事する調理員又は第三者に委託して食事提供体制を整えているものとして県に届け出た自立訓練（生活訓練）事業所において、食事提供を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。  ２　施設外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理（真空パック）により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められる。  この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とはならないものである。  ３　利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が支給されていることから、この加算は算定できない。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　食事提供体制加算（Ⅰ）　【48単位】  　□　食事提供体制加算（Ⅱ）　【30単位】 | | 報酬告示別表  第11の7 |
| 22　精神障害者退院支援施設加算 | 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出た精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。）の精神病床を転換して指定自立訓練（生活訓練）又は指定就労移行支援に併せて居住の場を提供する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定就労移行支援事業所若しくは認定指定就労移行支援事業所であって、法附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日の前日までに指定を受けた事業所（「精神障害者退院支援施設」という。）である指定自立訓練（生活訓練）事業所において、精神病床に概ね１年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、１日につき所定所定単位数を算定しているか。  　ア　精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）  　　※施設基準  　１　利用定員が次に掲げる精神障害者退院支援施設  　　(1) 精神病床を転換して設けられたもの 20人以上60人以下  　　(2) それ以外のもの　　　　　　　　　　20人以上30人以下  　２　居室の定員が次の基準を満たしていること  　　(1) 病床転換型　　　　4人以下であること  　　(2) それ以外のもの　　原則として個室であること  　３　利用者1人当たりの居室の床面積が次の基準を満たしていること  　　(1) 病床転換型　　　6㎡以上であること  　　(2) それ以外のもの　8㎡以上であること  　４　居室のほか、浴室、洗面設備、便所、必要な設備を有していること  　５　日照、採光、換気等の利用者の保健衛生、防災等について配慮していること  　６　夜間の時間帯を通じて、生活支援員が１人以上配置されていること  　イ　精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）  　　※施設基準  　１　精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）の１～６と同じ。  　２　夜間の時間帯を通じて、宿直勤務を行う職員が1人以上配置されていること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）　【180単位】  　□　精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）　【115単位】 | | 報酬告示別表  第11の8 |
| 23　夜間支援等体制加算 | 【宿泊型自立訓練】  夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等支援、巡回、緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして県に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合、１日につき所定単位数を算定しているか。  ア　夜間支援体制加算（Ⅰ）  夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、夜間支援対象利用者数の数に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。  イ　夜間支援体制加算（Ⅱ）  　宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして県知事が認めた定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、夜間支援対象利用者数の数に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。（ただし、（Ⅰ）型の算定対象となる利用者については算定しない。）  ウ　夜間支援体制加算（Ⅲ）  夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして県知事が認めた場合に、利用者の数に応じ１日につき所定単位数を加算しているか。（ただし、（Ⅰ）型又は（Ⅱ）型の算定対象となる利用者については算定しない。） | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  ア　夜間支援体制加算（Ⅰ）  □　夜間支援対象利用者が３人以下 　【448単位】  　□　夜間支援対象利用者が４人以上６人以下　　　【269単位】  　□　夜間支援対象利用者が７人以上９人以下　　　【168単位】  　□　夜間支援対象利用者が10人以上12人以下　 【122単位】  　□　夜間支援対象利用者が13人以上15人以下 　【 96単位】  　□　夜間支援対象利用者が16人以上18人以下 　【 79単位】  □　夜間支援対象利用者が19人以上21人以下　　【 67単位】  □　夜間支援対象利用者が22人以上24人以下　　【 58単位】  □　夜間支援対象利用者が25人以上27人以下　　【 52単位】  　□　夜間支援対象利用者が28人以上30人以下　　【 46単位】  イ　夜間支援体制加算（Ⅱ）  □　夜間支援対象利用者が３人以下 　【149単位】  　□　夜間支援対象利用者が４人以上６人以下　　　【 90単位】  　□　夜間支援対象利用者が７人以上９人以下　　　【 56単位】  　□　夜間支援対象利用者が10人以上12人以下　 【 41単位】  　□　夜間支援対象利用者が13人以上15人以下 　【 32単位】  　□　夜間支援対象利用者が16人以上18人以下 　【 26単位】  □　夜間支援対象利用者が19人以上21人以下　　【 22単位】  □　夜間支援対象利用者が22人以上24人以下　　【 19単位】  □　夜間支援対象利用者が25人以上27人以下　　【 17単位】  　□　夜間支援対象利用者が28人以上30人以下　　【 15単位】  ウ　夜間支援体制加算（Ⅲ）　　　　　　　　　　　【 10単位】 | | 報酬告示別表  第11の9 |
| 24　看護職員配置加算 | ア　看護職員配置加算（Ⅰ）･･･　指定自立訓練(生活訓練)を行った場合  　　健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を常勤換算で1以上配置しているものとして県に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定自立訓練(生活訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。  イ　看護職員配置加算（Ⅱ）･･･　指定宿泊型自立訓練を行った場合  　　健康上の管理などの必要がある利用者がいるため、看護職員を常勤換算で1以上配置しているものとして県に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  □　看護職員配置加算（Ⅰ）　【18単位】  □　看護職員配置加算（Ⅱ）　【13単位】 | | 報酬告示別表  第11の10 |
| 25　送迎加算 | １　次の要件に適合するものとして県に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設において、利用者（施設入所者を除く）に対して、居宅等と指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、当該利用者に対して、片道につき所定単位数を算定しているか。    ア　送迎加算（Ⅰ）　　　①及び②のいずれにも該当  イ　送迎加算（Ⅱ）　　　①又は②のいずれかに該当  ①原則、１回の送迎について平均10人以上(利用定員20人未満の事業所は定員の5割以上)  　②週３回以上の送迎を行っている。  ２　同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定してい  るか。  ※留意事項  １　多機能型事業所、同一敷地内の事業所は、原則１の事業所として扱う。  ２　グループホームとの間の送迎も対象とする。 | １．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　送迎加算（Ⅰ）　　　【片道21単位】  　□　送迎加算（Ⅱ）　　　【片道10単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第11の11 |
| 26　障害福祉サービスの体験利用支援加算 | １　指定障害者支援施設等において、指定自立訓練（生活訓練）を利用する利用者が、指定就労移行支援の障害福祉サービスの体験利用を利用する場合に、指定障害者支援施設等の従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかの支援を行い、その内容を記録した場合に所定単位数を算定しているか。  　(1)体験的な利用支援の利用日に当該指定就労継続支援Ｂ型事業所において昼間の時間帯に介護等の支援を行った場合  　(2)以下の体験的利用支援に関して指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談支援を行った場合  　　①　体験的な利用支援を行うに当たっての地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整   1. ①を踏まえた今後の方針の協議 2. 利用者に対する相談援助   ア　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）  　体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して５日以内の期間について算定  イ　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）  　体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して６日以上15日以内の期間について算定  ※留意事項  体験利用の日においては、当該加算以外の指定自立訓練（生活訓練）に係る基本報酬は算定不可  ２　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）又は障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）が算定されており、運営規程に地域生活支援拠点等に位置づけられることが規定されているものとして県に届け出た場合に、１日につき所定単位数に50単位を加算しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）　【500単位】  　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）　【250単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし  【追加50単位】 | | 報酬告示別表  第11の12 |
| 27　社会生活支援特別加算 | 次の施設要件に適合しているものとして県に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した自立訓練（生活訓練）計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して３年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において１日につき所定単位数を算定しているか。    ※対象者の要件  １　医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから３年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、３年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練（機能訓練）事業所等を利用することになった者をいう。  ２　矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後３年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練（機能訓練）等を利用することになった場合、指定自立訓練（機能訓練）等の利用を開始してから３年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。  ※施設要件  １　従業者の配置  　人員配置基準に定める従業者の数に加え対象者の受け入れに当たり、当該利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。  ２　有資格者による指導体制  　以下のいずれかにより、対象者に対する適切な支援について、従業者を対象とした指導体制が整えられていること。  (1)　社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されていること  　　(2)　指定医療機関等との連携により、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者を事業所に訪問させていること  ３　研修の開催  　従業者に対し、医療観察法に規定する入院によらない医療を受ける者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。  ※施設要件の留意事項  １　加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。  ２　こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。  ３　従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けた対象者及び矯正施設等を出所等した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。  ※支援内容  ア　本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、再び犯罪行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、自立訓練（機能訓練）計画等の作成  イ　指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等  ウ　日常生活や人間関係に関する助言  エ　医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援  オ　日中活動の場における緊急時の対応  カ　その他必要な支援 | 適　・　否　・　該当なし   * 社会生活支援特別加算　【480単位】 | | 報酬告示別表  第11の12の2 |
| 28　就労移行支援体制加算 | 自立訓練（生活訓練）を受けた後就労（就労継続支援Ａ型事業所への移行は除く。）し、就労を継続している期間が６月に達した者が前年度において１人以上いるものとして県に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所において自立訓練（生活訓練）を行った場合に、１日につき当該自立訓練（生活訓練）のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　自立訓練（生活訓練）を経て企業等に雇用された後、自立訓練（生活訓練）の職場定着支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後１月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が６月に達した者は就労定着者として取り扱う。  ２　「６月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が６月に達した者である。例えば、令和２年10月１日に就職した者は、令和３年３月31日に６月に達した者となる。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　利用定員が20人以下　　　　　　【57単位】  　□　利用定員が21人以上40人以下　 【25単位】  　□　利用定員が41人以上60人以下　 【14単位】  　□　利用定員が61人以上80人以下　 【10単位】  　□　利用定員が81人以上　　　　　　【 7単位】 | | 報酬告示別表  第11の12の3 |

| 第５－５　介護給付費等の算定及び取扱い（就労移行支援） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　就労移行支援サービス費 | １　次のいずれかに該当する利用者に対して、指定就労移行支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  ア　就労移行支援サービス費（Ⅰ）･･･　一般の事業所が行った場合  　　就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者（65歳に達する前５年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。）に対して、指定就労移行支援事業所（認定指定就労移行支援事業所を除く。）又は指定障害者支援施等（認定指定障害者支援施設を除く。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の利用定員及び県に届け出た就労定着者の割合に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※就労定着者の割合  当該年度の前年度又は前々年度において、当該指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等における指定就労移行支援等を受けた後就労（指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が６月に達した者の合計数を当該前年度及び当該前々年度の当該指定就労移行支援事業所又は当該指定障害者支援施設等の利用定員の合計数で除して得た割合をいう。  ただし、認定指定就労移行支援事業所又は認定指定障害者支援施設においては、認定指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の前年度において、当該指定就労移行支援等を受けた後就労し、就労を継続している期間が６月に達した者の数を当該前年度の当該認定指定就労移行支援事業所等の最終学年の生徒の定員数で除して得た割合をいう。  ※留意事項  １　利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合若しくは指定就労移行支援事業所とは別の場所で行われる就労移行支援を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定し、利用者が就職（施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。）した日の前日まで算定が可能。（利用者が就職した後の就労移行支援の取扱いについては、就労系留意事項通知を参照）  ２　通常の事業所に雇用されている障害者が休職した場合には、(ア)から(ウ)の条件をいずれも満たす場合に限り算定することが可能。復職した場合には一般就労への移行者として差し支えない。  　(ア) 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合又は困難である場合  　(イ) 休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び主治医が復職に関する支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合  　(ウ) 休職中の障害者にとって、就労移行支援を実施することにより、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合    ３　就労移行支援サービス費（Ⅰ）は、、利用定員及び利用定員に対する就労定着者の割合（当該年度の前年度又は前々年度において、就労移行支援を受けた後就労（企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援Ａ型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。）し、就労を継続している期間が６月に達した者の合計数を当該前年度及び前々年度の利用定員（利用定員が年度途中で変更になった場合は、当該年度の各月の利用定員の合計数を当該各月の数で除した数）の合計数で除して得た割合をいう。）に応じ、基本報酬を算定する。  ４　「６月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が６月に達した者である。例えば、令和２年10月１日に就職した者は、令和３年３月31日に６月に達した者となる。また、就労移行支援を経て企業等に就労した後、就労移行支援の職場定着支援の義務期間中（就職した日から６月）において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後１月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が６月に達した者は就労定着者として取り扱う。（就労移行支援サービス費（Ⅱ）においても同様）  ５　指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等が新規に指定を受けた日から２年間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満である場合とみなして、１日につき所定単位数を算定する。  ただし、指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等が新規に指定を受けた日から１年以上２年未満の間は、注３の規定中「前年度又は前々年度」及び「前年度及び当該前々年度」とあるのは、「前年度」と読み替えて計算した就労定着者の割合に応じ、１日につき所定単位数を算定することができる。  イ　就労移行支援サービス費（Ⅱ）　･･･　あん摩マッサージ指圧等養成施設として認定されてい  る事業所が行った場合  認定指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労指定就労移行支援等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た就労定着者の割合に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第２号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所が、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合若しくは認定指定就労移行支援事業所とは別の場所で行われる就労移行支援を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定する。  また、利用定員及び利用定員に対する就労定着者の割合（当該年度の前年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が６月に達した者の数を当該前年度の最終学年の利用定員で除して得た割合をいう。）に応じ、基本報酬を算定する。  ２　認定指定就労移行支援事業所等が新規に指定を受けた日から３年間（当該認定指定就労移行支援事業所等の修業年限が５年である場合は５年間）は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満である場合とみなして、１日につき所定単位数を算定する。  ※新規指定の就労移行支援事業所等の就労移行支援サービス費の区分について  １　新規指定の就労移行支援事業所等において、２年度間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。  ただし、２年度目において、初年度の就労定着者の割合（初年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が６月に達した者の数を当該前年度の利用定員の数で除して得た割合をいう。）が100分の40以上となる場合は、初年度の実績に応じて基本報酬を算定しても差し支えないこととする。  ２　３年度目における就労定着者の割合については、「初年度の利用定員に100分の30を乗じた数」と「２年度目において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が６月に達した者」の合計数を初年度及び２年度目の利用定員の合計数で除して得た割合とすることができる。  ３　年度途中に指定された事業所については、支援の提供を開始してから２年間（24月）は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。  ただし、支援の提供開始から２年目における就労定着者の割合については、支援の提供を開始した日から１年間において、就労移行支援を受けた後就労し、就労継続している期間が６月に達した者の数を当該１年間の利用定員で除して得た割合に応じて、基本報酬を算定しても差し支えないこととする。  ４　支援の提供を開始してから２年（24月）経過した日の属する月から当該年度の３月までの就労定着者の割合については、「１年目（１月から12月）の利用定員に100分の30を乗じた数」と「支援の提供開始から２年目（13月から24月）において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が６月に達した者」の合計数を１年目の利用定員及び２年目の利用定員の合計数で除して得た割合とすることができる。  （計算例）令和２年４月１日に新規に指定を受けた就労移行支援事業所において初年度の就労定着者が０人、２年度目の就労定着者が10人、両年度とも利用定員が20人であった場合の３年度目（令和４年度）における就労定着者の割合  （（20人×30／100）＋10人）／（20人＋20人）＝0.4  就労定着者の割合→100分の40  ５　新規指定の認定指定就労移行支援事業所において、３年間（修業年限が５年である場合は５年間）は就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。  ※指定就労移行支援事業所とは別の場所での支援における報酬の算定  指定就労移行支援事業所のほか、次の１、２の支援（事業所とは別の場所での支援）についても、一定の要件のもと報酬の算定が可能である。  　　　１　施設外支援  　　　２　施設外就労  　　１、２の内容及び報酬の算定は下記留意事項のとおり。  ※留意事項  　　　１　施設外支援（対象サービス：就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ）  　　　　事業所とは別の場所で行われる企業実習等への支援については、次の要件を全て満たす場合に限り、1年間に180日を限度として報酬の算定が可能。  　　　(1) 要件  　　　　ア　施設外支援が、運営規程に位置づけられていること  　　　　イ　施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置づけられ、1週間毎に個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること。  　　　　ウ　利用者又は実習受入事業者等から、事業所外等支援期間中の利用者の状況について聞き取りを行うことにより、日報が作成されていること。  　　　　エ　事業所外等支援の提供期間中における緊急時の対応ができること  　　　(2) 報酬の算定期間  　　　　・「1年間」：4月1日から3月31日までの期間  　　　　・「180日」：利用者が実際に利用した日数の合計数（特例の場合、当該期限を超えて可能）  　　　(3) その他  　　　　居宅において就労移行支援及び就労継続支援Ａ型及び就労継続支援Ｂ型を利用する場合は対象外  　　　２　施設外就労（対象サービス：就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ）  　　　　利用者と職員とがユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で実施する施設外就労については、次の要件を全て満たす場合に、報酬の算定が可能。  　　　(1) 施設外就労の最低定員及び上限  　　　　施設外就労１ユニット当たり最低定員１人（施設外就労の総数は利用定員の100分の70以下）  　　　(2) 施設外就労の職員配置  　　　　本事業を実施する１ユニット当たりの利用定員につき、各事業の常勤換算方法に基づく職員を配置すること。  　　　(3) 利用定員の取扱  　　　　施設外就労により就労している者と同数の者を主たる事業所の利用者として新たに受け入れることが可能。  　　　(4) 報酬の適用単価  　　　　主たる事業所の利用定員に基づく報酬単価を適用。  　　　(5) その他  　　　　・施設外就労先の企業と請負作業に関する契約を締結する。  　　　　・施設外就労を運営規程へ明記し、施設外就労についての規則を設けるとともに、対象者は事前に個別支援計画に規定する。なお、月2日は事業所内で達成度評価実施  　　　　・施設外就労に関する実績を、毎月の報酬請求にあわせて提出する。  　　　　・施設外就労に随行する支援員は、就労先企業の協力の下、以下の業務を行う。  　　　　　ア　事業の対象となる障害者の作業程度、意向、能力等の把握  　　　　　イ　委託企業の選定及び委託企業における作業実施に向けた調整  　　　　　ウ　対象者が施設外支援を行うために必要な支援（作業指導等）  　　　　　エ　施設外支援についてのノウハウの蓄積及び提供  　　　　　オ　委託先企業や対象者の家族との連携  　　　　・事業の円滑実施に向けて、関係機関との連携に努める（労働局、地域障害者職業センター、職安等）  ２　地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  〔身体拘束未実施減算〕  ３　指定障害福祉サービス基準に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき5単位を所定単位数から減算しているか。 | １．　適　・　否  算定状況  ア　就労移行支援サービス費（Ⅰ）  (1) 利用定員が20人以下  　□　就労定着者の割合が100分の50以上の場合 【1,128単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【 959単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　【　820単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　【　690単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  【　557単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。）　　　　　　　　　 【　507単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合　　　 　 　　【　468単位】  (2)利用定員が21人以上40人以下  　□　就労定着者の割合が100分の50以上の場合 【1,035単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【　863単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　【　725単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　【　631単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  【　506単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。）　　　　　　　　　 【　448単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合　　　 　 　 【　414単位】  (3) 利用定員が41人以上60人以下  　□　就労定着者の割合が100分の50以上の場合 【1,003単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【　838単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　【　693単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　【　596単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  【　497単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。）　　　　　　　　　 【　428単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合　　　 　 　 【　395単位】  (4) 利用定員が61人以上80人以下  　□　就労定着者の割合が100分の50以上の場合  【 948単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【　797単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　【　646単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　【　544単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  【　476単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。）　　　　　　　　　 【　400単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合　　　 　 　 【　369単位】  (5) 利用定員が81人以上  　□　就労定着者の割合が100分の50以上の場合 【 915単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【　760単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　【　607単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　【　498単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  【　460単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。）　　　　　　　　　 【　374単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合　　　 　 　 【　346単位】  イ　就労移行支援サービス費（Ⅱ）  (1) 利用定員が20人以下  □　就労定着者の割合が100分の50以上の場合 【736単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【625単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　　　　【535単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　　　　【450単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  　　　　【363単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。） 　　　　　　　 【330単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合 　　　　 【305単位】  (2)利用定員が21人以上40人以下  　□　就労定着者の割合が100分の50以上の場合  【679単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【568単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　【477単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　【415単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  【333単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。）　　　　　　　　　 【295単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合　　　 　 　 【273単位】  (3) 利用定員が41人以上60人以下  　□　就労定着者の割合が100分の50以上の場合 【645単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【541単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　【446単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　【384単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  【320単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。）　　　　　　　　　 【277単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合　　　 　 　 【254単位】  (4) 利用定員が61人以上80人以下  　□　就労定着者の割合が100分の50以上の場合 【638単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【535単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　【435単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　【366単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  【320単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。）　　　　　　　　　 【268単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合　　　 　 　 【248単位】  (5) 利用定員が81人以上  　□　就労定着者の割合が100分の50以上の場合  【633単位】  　□　就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合  【526単位】  　□　就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合  　【421単位】  　□　就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合  　【345単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合  【319単位】  　□　就労定着者の割合が100分の10未満の場合  （零の場合を除く。）　　　　　　　　　 【259単位】  　□　就労定着者の割合が零の場合　　　 　 　 【240単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし  ３．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第12の1 |
| ２　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 | 視覚障がい者等である利用者の数が利用者数（重度の視覚障がい、聴覚障がい、言語機能障がい又は知的障がいのうち2以上の障がいを有する利用者については2を乗じた数とする。）が当該サービスの利用者の数に100分の30を乗じた数以上であって、視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を、指定基準に加えて、常勤換算方法で利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして県に届け出た指定障害福祉サービス事業所においてサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　「視覚障がい者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。  　(1)身体障害者手帳１級又は２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障がい者  　(2)身体障害者手帳２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障がい者  　(3)身体障害者手帳３級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障がい者  ２　「重度の視覚障がい、聴覚障がい、言語機能障がい又は知的障がいのうち２以上の障がいを有する利用者」については、当該利用者１人で２人分の視覚障がい者等として数えて算定要件（全利用者の100分の30が視覚障がい者等）に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の知的障がいは「重度」である必要はない。多機能型事業所においては、当該事業所で実施する複数の障がい福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障がい者等である利用者数が利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を50で除して得た数以上なされていれば満たされる。  ３　「視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。  　(1) 視覚障がい  　　　点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者  　(2) 聴覚障がい又は言語機能障がい  　　　手話通訳等を行うことができる者 | 適　・　否　・　該当なし   * 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算　【41単位】 | | 報酬告示別表  第12の2 |
| ３　初期加算 | 指定就労移行支援事業所等において指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等の利用開始日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を算定しているか。  　※留意事項  １　加算の算定は、暦日で30日間のうち利用者が実際に利用した日数となる。  　初期加算の算定期間が終了した後、同一敷地内の他の障害福祉サービス事業所等へ転所する場合は、加算対象としない。  ２　利用者が過去３月間に、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できる。  ３ 30日（入院・外泊時加算が算定される期間を含む。）を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合は、初期加算を算定できる。ただし、事業所の同一敷地内に併設する病院等へ入院した場合は算定できない。  　４　旧法施設支援における入所時特別加算が算定されていた特定旧法受給者については、「入所特別支援加算」が初期加算と同趣旨の加算であることから、初期加算の対象とならない。（ただし、旧法施設で入所時特別加算を算定期間中に指定障害者支援施設へ転換した場合は、30日間から加算した日数を差し引いた残りの日数を加算できる。 | 適　・　否　・　該当なし   * 初期加算　【30単位】 | | 報酬告示別表  第12の4 |
| ４　訪問支援特別加算 | 指定就労移行支援事業所等において継続してサービスを利用する利用者が、連続して5日間利用がなかった場合において、当該事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、就労移行支援計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労移行支援計画等に位置づけられた内容の指定就労移行支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。  　ア　所要時間1時間未満の場合  　イ　所要時間1時間以上の場合  　※留意事項  １　「利用がなかった場合」とは、当該事業所を3ヶ月以上継続的に利用していた者について、最後に利用した日から中5日間以上連続して利用がなかった場合。  この場合の「5日間」とは、開所日数で5日間のこと（利用者の利用予定日ではない。）  ２　「相談援助等」とは、家族等との連絡調整、引き続き生活介護を利用するための働きかけ、当該利用に係る就労移行支援計画の見直し等の支援をいう。  ３　1月に2回算定する場合は、当該加算の算定後又は就労移行支援の利用後、再度5日間以上連続して指定就労移行支援の利用がなかった場合にのみ対象となること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　所要時間1時間未満の場合　　【187単位】  　□　所要時間1時間以上の場合　　【280単位】 | | 報酬告示別表  第12の5 |
| ５　利用者負担上限管理加算 | 指定就労移行支援事業者又は指定障害者支援施設等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。    ※留意事項  １　「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。  なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。  ２　上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない場合は、上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できない。 | 適　・　否　・　該当なし  □ 利用者負担上限管理加算　【150単位】 | | 報酬告示別表  第12の6 |
| ６　食事提供体制加算 | 指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該事業所の責任において食事提供体制を整えているものとして県に届け出た指定就労移行支援事業所等において、低所得者等であって、個別支援計画により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所している者を除く。）に対して、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※低所得者等  障害者総合支援法施行令第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び当該支給決定障がい者等と同一世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった日の属する年度（指定障害福祉サービス等のあったつきが4月から6月までの場合は前々年度）分の地方税法による市町村民税の所得割の額をの合算額が28万円未満である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者  　※留意事項  　１　原則として当該事業所内の調理室を使用して調理した場合に算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該事業所の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。  　２　事業所外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ、クックサーブ又は真空調理（真空パック）法により調理を行う過程において急速冷凍したものを再度加熱して提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、事業所外で調理し搬入する方法も認められる。  　　この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とならない。  　３　本加算は、本体報酬が算定されている日のみ算定が可能。  　　→　事業所に来てサービスを受けたが途中で体調を崩して食事を取らなかった場合は本加算の算定は可能であるが、事業所を急に休んでしまった場合は事業所が当該利用者の食事を準備していても算定できない。（この場合は、利用者からキャンセル料として食材料費を徴収できるかは、契約内容による。） | 適　・　否　・　該当なし  □ 食事提供体制加算　【30単位】 | | 報酬告示別表  第12の7 |
| ７　精神障害者退院支援施設加算 | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出た精神障害者退院支援施設である指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所において、精神病床におおむね１年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、１日につき所定単位数を、１日につき所定単位数を算定しているか。  　ア　精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）  ※施設基準  　１　利用定員が次に掲げる精神障害者退院支援施設  　　(1) 精神病床を転換して設けられたもの 20人以上60人以下  　　(2) それ以外のもの　　　　　　　　　　20人以上30人以下  　２　居室の定員が次の基準を満たしていること  　　(1) 病床転換型　　　　4人以下であること  　　(2) それ以外のもの　　原則として個室であること  　３　利用者1人当たりの居室の床面積が次の基準を満たしていること  　　(1) 病床転換型　　　6㎡以上であること  　　(2) それ以外のもの　8㎡以上であること  　４　居室のほか、浴室、洗面設備、便所、必要な設備を有していること  　５　日照、採光、換気等の利用者の保健衛生、防災等について配慮していること  　６　夜間の時間帯を通じて、生活支援員が１人以上配置されていること  　イ　精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）  ※施設基準  　１　精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）の１～６と同じ。  　２　夜間の時間帯を通じて、宿直勤務を行う職員が1人以上配置されていること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）　【180単位】  　□　精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）　【115単位】 | | 報酬告示別表  第12の8 |
| ８　福祉専門職員配置等加算 | 職業指導員等の配置について、次の条件に該当しているものとして県に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ア　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）  　　職業指導員、生活支援員又は就労支援員として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業員の割合が100分の35以上であるものとして県に届け出た指定就労移行支援事業所等でサービスを提供した場合  イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）  　　職業指導員、生活支援員又は就労支援員として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理士である従業員の割合が100分の25以上であるものとして県に届け出た指定就労移行支援事業所等でサービスを提供した場合  ウ　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）  　　次のいずれかに該当するものとして県に届出し、サービスを提供した場合  　　（１）職業指導員、生活支援員又は就労支援員として配置されている従業員のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。  　　（２）職業指導員、生活支援員又は就労支援員として常勤で配置されている従業員のうち、３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）　【15単位】  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）　【10単位】  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）　【 6単位】 | | 報酬告示別表  第12の9 |
| ９　欠席時対応加算 | 通所による利用者が、就労移行支援等の利用を予定していた日に、急病等により利用を中止した場合、従業者が家族等への連絡調整を行うとともに、利用者の状況を記録し、引き続き就労移行支援等の利用を促すなどの相談援助を行った場合に、１月に4回を限度として所定単位数を算定しているか。    ※留意事項  １　急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。  ２　「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定就労移行支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。 | 適　・　否　・　該当なし   * 欠席時対応加算　【94単位】 | | 報酬告示別表  第12の10 |
| 10　医療連携体制加算 | ア　医療連携体制加算（Ⅰ）  医療機関との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者１名に対して１時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、１日につき所定単位数を算定しているか。    イ　医療連携体制加算（Ⅱ）  医療機関との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、１日につき所定単位数を算定しているか。  ウ　医療連携体制加算（Ⅲ）  医療機関との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して２時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、１日につき所定単位数を算定しているか。  エ　医療連携体制加算（Ⅳ）  医療機関との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護をを行った場合に、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。  ただし、　医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定している利用者については、算定しない。  オ　　医療連携体制加算（Ⅴ）  医療機関との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を算定しているか。  カ　　医療連携体制加算（Ⅵ）  喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位を算定しているか。  ただし、医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅳ）のいずれかを算定している利用者に対しては、算定しない。  ※留意事項  １　医療連携体制加算(Ⅰ)から（Ⅵ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。  ア　指定就労移行支援事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。  このサービスは指定就労移行支援事業所等として行うものであるから、当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。  　当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。  イ　看護の提供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。  ウ　看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。  エ　看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定就労移行支援事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。  ２　医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)について、看護職員１人が看護することが可能な利用者数は、以下アからウにより取り扱うこと。  ア　医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）における取扱い  医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定する利用者全体で８人を限度とすること。  イ　医療連携体制加算（Ⅳ）における取扱い  医療連携体制加算（Ⅳ）を算定する利用者全体で８人を限度とすること。  ウ　ア及びイの利用者数について、それぞれについて８人を限度に算定可能であること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　ア□　医療連携体制加算（Ⅰ）　　　　　　　　【 32単位】  　イ□　医療連携体制加算（Ⅱ）　　　　　　　　【 63単位】  　ウ□　医療連携体制加算（Ⅲ）　　　　　　　　【125単位】  　エ　　医療連携体制加算（Ⅳ）  □　看護を受けた利用者が１人　　　　　　　【800単位】  □　看護を受けた利用者が２人　　　　　　　【500単位】  □　看護を受けた利用者が３人以上８人以下　【400単位】  オ□　医療連携体制加算（Ⅴ）　　　　　　　　【500単位】  カ□　医療連携体制加算（Ⅵ）　　　　　　　　【100単位】 | | 報酬告示別表  第12の11 |
| 11　就労支援関係研修修了加算 | 就労支援員に関し就労支援に従事する者として１年以上の実務経験を有し、別に厚生労働大臣が定める研修（第1号職場適応訓練等）を修了した者を就労支援員として配置しているものとして県に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※厚生労働大臣が定める研修  ア　地域障害者職業センターにおいて、就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎知識及び技能を習得させるものとして行う研修  イ　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2項各号に掲げる研修  ウ　ア及びイに掲げる研修と同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修  　※留意事項  １　当該事業所における就労定着者の割合が零である場合は算定できないことから、新たに指定を受けた日から１年間は算定できない。なお、新たに指定を受けてから２年目においては、前年度において就労定着者がいた場合には当該加算を算定することができる。  ２　「就労支援に従事する者として１年以上の実務経験」とは、就労移行支援事業における就労支援員としての１年以上の実務経験のほか、障害者の就労支援を実施する機関、医療・保健・福祉・教育に関する機関、障害者団体、障害者雇用事業所等における障害者の就職又は雇用継続のために行ういずれかの業務についての１年以上の実務経験を指すものとする。  (ア) 職業指導、作業指導等に関する業務  (イ) 職場実習のあっせん、求職活動の支援に関する業務  (ウ) 障害者の就職後の職場定着の支援等に関する業務  ３　「別に厚生労働大臣が定める研修」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成21年厚生労働省告示第178号。以下「研修告示」という。）において定めているところであり、具体的には次のとおりである。  ア　研修告示の一のイに定める障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第１項第３号に掲げる地域障害者職業センターにおいて指定障害福祉サービス基準第175条第１項第２号の規定により置くべき就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させるものとして行う研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において実施されている研修であること。  イ　研修告示の一のロに定める障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「促進法施行規則」という。）第20条の２の３第２項各号に規定する研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において行う訪問型職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める訪問型職場適応援助者養成研修を指すこと（平成26年度以前に実施された第１号職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める第１号職場適応援助者養成研修を含む）。なお、次の(ア)から(ウ)に掲げる研修についても、研修告示の一のロに定めるものとして取り扱っても差し支えない。  (ア) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う配置型職場適応援助者養成研修  (イ) 障害者の雇用の促進に関する法律施行規則第20条の２の３第３項各号に掲げる研修（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う企業在籍型職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める企業在籍型職場適応援助者養成研修）  (ウ) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第118条の３第６項第１号イ及びロ並びに同項第２号イ⑴及び⑵に掲げる研修  ウ　研修告示の一のハに定めるア又はイと同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修については、都道府県がア又はイと同等以上であると認めたものとして厚生労働省に協議し、同等以上の内容を有すると認められたものを指すものであること。なお、協議の方法等については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修のうち「厚生労働大臣が認める研修」の協議方法等について」（平成22年５月10日付障発0510第５号）を参照すること。 | 適　・　否　・　該当なし   * 就労支援関係研修修了加算　【6単位】 | | 報酬告示別表  第12の12 |
| 12　移行準備支援体制加算 | 前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の100分の50を超えるものとして、県に届け出た指定就労移行支援事業所等において、算定対象となる利用者が利用定員の100分の50以下であり、次の⑴又は⑵のいずれかを実施した場合に、施設外支援利用者の人数に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。  (1)　職場実習等にあっては、同一の企業及び官公庁等における１回の施設外支援が１月を超えない期間で、当該期間中に職員が同行して支援を行った場合該期間中に職員が同行して支援を行った場  (2)　求職活動等にあっては、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第１項第３号に規定する地域障害者職業者職業センターをいう。）又は障害者就業・生活支援センター（同法第27条第２項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。）に職員が同行して支援を行った場合  ※留意事項  １　「職場実習等」とは、具体的には次のとおりであること。  ア 企業及び官公庁等における職場実習  イ アに係る事前面接、期間中の状況確認  ウ 実習先開拓のための職場訪問、職場見学  エ その他必要な支援  ２　「求職活動等」とは、具体的には次のとおりであること。  ア ハローワークでの求職活動  イ 地域障害者職業センターによる職業評価等  ウ 障害者就業・生活支援センターへの登録等  エ その他必要な支援  ３　１又は２については、職員が同行又は職員のみにより活動を行った場合に算定すること。 | 適　・　否　・　該当なし  □　移行準備支援体制加算　【41単位】 | | 報酬告示別表  第12の13 |
| 13　送迎加算 | １　次の要件に適合するものとして県に届け出た指定就労移行支援事業所等援施設において、利用者（施設入所者を除く）に対して、居宅等と就労移行支援事業所等との間の送迎を行った場合に、当該利用者に対して、片道につき所定単位数を算定しているか。  　ア　送迎加算（Ⅰ）　　　①及び②のいずれにも該当  イ　送迎加算（Ⅱ）　　　①又は②のいずれかに該当   1. 原則、１回の送迎について平均10人以上(利用定員20人未満の事業所は定員の5割以上) 2. 週３回以上の送迎を行っている。   ２　同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定してい  るか。  ※留意事項  １　多機能型事業所、同一敷地内の事業所は、原則１の事業所として扱う。  ２　グループホームとの間の送迎も対象とする。 | １．①　適　・　否　・　該当なし  ②算定状況  　□　送迎加算（Ⅰ）　　　【片道21単位】  　□　送迎加算（Ⅱ）　　　【片道10単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第12の14 |
| 14　障害福祉サービスの体験利用支援加算 | １　指定障害者支援施設等において、指定就労移行支援を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用を利用する場合に、指定障害者支援施設等の従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかの支援を行い、その内容を記録した場合に所定単位数を算定しているか。  　(1)体験的な利用支援の利用日に当該指定就労移行支援事業所において昼間の時間帯に介護等の支援を行った場合  　(2)以下の体験的利用支援に関して指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談支援を行った場合  　　①　体験的な利用支援を行うに当たっての地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整  　　②　①を踏まえた今後の方針の協議  ③　利用者に対する相談援助  ア　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）  　体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して５日以内の期間について算定  イ　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）  　体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して６日以上15日以内の期間について算定  ※留意事項  体験利用の日においては、当該加算以外の就労移行支援に係る基本報酬は算定不可  ２　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）又は障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）が算定されており、運営規程に地域生活支援拠点等に位置づけられることが規定されているものとして県に届け出た場合に、１日につき所定単位数に50単位を加算しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）　【500単位】  　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）　【250単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし  【追加50単位】 | | 報酬告示別表  第12の15 |
| 15　通勤訓練加  　算 | 指定就労移行支援事業所等において、当該指定就労移行支援事業所等以外の事業所に従事する専門職員が、視覚障害のある利用者に対して盲人安全つえを使用する通勤のための訓練を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。    ※留意事項  １　通勤訓練加算については、当該就労移行支援事業所以外の事業所に従事する専門職員を外部から招いた際に、当該費用を支払う場合に加算する。  ２　「専門職員」とは、アからオに掲げる研修等を受講した者をいう。  ア 　国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科  イ 　社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施している視覚障害生活訓練指導員研修  ウ　 廃止前の社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた視覚障害生活訓練指導員研修  エ　 廃止前の社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた盲人歩行訓練指導員研修  オ　その他、上記に準じて実施される、視覚障害者に対する歩行訓練及び生活訓練を行う者を養成する研修 | 適　・　否　・該当なし   * 通勤訓練加算　【800単位】 | | 報酬告示別表  第12の15の2 |
| 16　在宅時生活支援サービス加算 | 居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。    ※留意事項  １　居宅において支援を受けることを希望する者であって、かつ、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める者に対し、当該就労移行支援事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、居宅での利用者の生活に関する支援を提供した場合に加算する。  ２　居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって、就労移行支援を居宅で利用する際に、支援を受けなければ居宅での利用が困難な場合に加算する。 | 適　・　否　・　該当なし   * 在宅時生活支援サービス加算　【300単位】 | | 報酬告示別表  第12の15の3 |
| 17　社会生活支援特別加算 | 次の厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出た指定就労移行支援事業所等において、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した就労移行支援計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して３年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において１日につき所定単位数を算定しているか。    　※施設基準  　１　従業者の配置  　人員配置基準に定める従業者の数に加え対象者の受け入れに当たり、当該利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。  ２　有資格者による指導体制  　以下のいずれかにより、対象者に対する適切な支援について、従業者を対象とした指導体制が整えられていること。   1. 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されていること   ②　指定医療機関等との連携により、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者を事業所に訪問させていること  ３　研修の開催  　従業者に対し、医療観察法に規定する入院によらない医療を受ける者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。  ４　保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他の関係機関との協力体制が整えられていること。  ※対象者（H18厚労告556・第9合）  心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく入院によらない医療を受ける者、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に規定する刑事施設若しくは少年院法に規定する少年院からの釈放に伴い関係機関と調整の結果、受け入れた者であって当該釈放から３年を経過していないもの又はこれに準ずる者  ※留意事項  １　対象者の要件   1. 医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから３年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、３年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定就労移行支援事業所等を利用することになった者 2. 矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後３年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定就労移行支援等を利用することになった場合、指定就労移行支援等の利用を開始してから３年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。   ２　施設要件  　加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であること。  なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。  ３　研修の開催  　従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けた対象者及び矯正施設等を出所等した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。  ４　支援内容  ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によし、再び犯罪行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、就労移行支援計画等の作成  イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等  ウ 日常生活や人間関係に関する助言  エ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援  オ 日中活動の場における緊急時の対応  カ その他必要な支援 | 適　・　否　・　該当なし   * 社会生活支援特別加算　【480単位】 | | 報酬告示別表  第12の15の4 |
| 18　支援計画会議実施加算 | 指定就労移行支援事業所等が、就労移行支援計画等の作成又は変更に当たって、関係者（公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他当該指定就労移行支援事業所等以外の事業所において障害者の就労支援に従事する者をいう。）により構成される会議を開催し、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、１月につき１回、かつ、１年につき４回を限度として、所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　利用者の就労移行支援計画の作成やモニタリングに当たって、利用者の希望、適性、能力を的確に把握・評価を行うためのアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、次に掲げる地域の就労支援機関等において障害者の就労支援に従事する者や障害者就労に係る有識者を交えたケース会議を開催し、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成や見直しを行った場合に、利用者ごとに月に１回、年に４回を限度に、所定単位数を加算する。  ア ハローワーク  イ 障害者就業・生活支援センター  ウ 地域障害者職業センター  エ 他の就労移行支援事業所  オ 特定相談支援事業所  カ 利用者の通院先の医療機関  キ 当該利用者の支給決定を行っている市町村  ク 障害者雇用を進める企業  ケ その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等  ２　ケース会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  ３　ケース会議の開催のタイミングについては、サービス利用開始時や、３月に１回以上行うこととしている就労移行支援計画のモニタリング時、標準利用期間を超えた支給決定期間の更新時などが考えられる。なお、就労移行支援計画に関するケース会議であるため、サービス管理責任者は必ず出席すること。 | 適　・　否　・　該当なし   * 支援計画会議実施加算　【583単位】 | | 報酬告示別表  第12の15の5 |

| 第５－６　介護給付費等の算定及び取扱い（就労継続支援Ａ型） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　就労継続支援Ａ型サービス費 | １　就労継続支援Ａ型サービス費（Ⅰ）～（Ⅱ）  厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして県に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型を行った場合に、利用定員及び県に届け出た評価点に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※対象者  専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である者のうち65歳未満のもの若しくは65歳以上のもの（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援Ａ型に係る支給決定を受けていたものに限る。）又は年齢、心身の状態その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち、適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるもの  　　ア　就労継続支援Ａ型サービス費（Ⅰ）  指定就労継続支援Ａ型であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上  　イ　就労継続支援Ａ型サービス費（Ⅱ）  指定就労継続支援Ａ型であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上  ※留意事項  １　指定就労継続Ａ型事業所又は指定障害者支援施設において指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、利用定員及び県に届け出た評価点（厚生労働大臣が定める事項及び評価方法に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。（就労継続支援Ａ型サービス費（Ⅰ）が算定されている場合は、就労継続支援Ａ型サービス費（Ⅱ）は算定不可）  ２　地方公共団体が設置する指定就労継続支援Ａ型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定。  ３　指定就労継続支援Ａ型事業所等が新規に指定を受けた日から１年間は、当該指定就労継続支援Ａ型事業所等の評価点が80点以上105点未満である場合とみなして、１日につき所定単位数を算定。  ４　指定就労継続支援Ａ型事業所に雇用される障害者以外の者については、就労継続支援Ａ型サービス費の算定対象とならない。  ※指定就労継続支援事業所とは別の場所での支援における報酬の算定  　指定就労継続支援事業所のほか、次の１、２の支援（事業所とは別の場所での支援）についても、一定の要件のもと報酬の算定が可能である。  　１　施設外支援  　２　施設外就労  　１、２の内容及び報酬の算定は下記留意事項のとおり。  ※留意事項  １　施設外支援（対象サービス：就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ）  　事業所とは別の場所で行われる企業実習等への支援については、次の要件を全て満たす場合に限り、1年間に180日を限度として報酬の算定が可能。  　(1) 要件  　　ア　施設外支援が、運営規程に位置づけられていること  　　イ　施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置づけられ、1週間毎に個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること。  　　ウ　利用者又は実習受入事業者等から、事業所外等支援期間中の利用者の状況について聞き取りを行うことにより、日報が作成されていること。  　　エ　事業所外等支援の提供期間中における緊急時の対応ができること  　(2) 報酬の算定期間  　　・「1年間」：4月1日から3月31日までの期間  　　・「180日」：利用者が実際に利用した日数の合計数（特例の場合、当該期限を超えて可能）  　(3) その他  　　居宅において就労継続支援Ａ型及び就労継続支援Ａ型を利用する場合は対象外  ２　施設外就労（対象サービス：就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ）  　利用者と職員とがユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で実施する施設外就労については、次の要件を全て満たす場合に、報酬の算定が可能。  　(1) 施設外就労の最低定員及び上限  　　施設外就労１ユニット当たり最低定員１人（施設外就労の総数は利用定員の100分の70以下）  　(2) 施設外就労の職員配置  　　本事業を実施する１ユニット当たりの利用定員につき、各事業の常勤換算方法に基づく職員を配置すること。  　(3) 利用定員の取扱  　　施設外就労により就労している者と同数の者を主たる事業所の利用者として新たに受け入れることが可能。  　(4) 報酬の適用単価  　　主たる事業所の利用定員に基づく報酬単価を適用。  　(5) その他  　　・施設外就労先の企業と請負作業に関する契約を締結する。  　　・施設外就労を運営規程へ明記し、施設外就労についての規則を設けるとともに、対象者は事前に個別支援計画に規定する。  　　・施設外就労に関する実績を、毎月の報酬請求にあわせて提出する。  　　・施設外就労に随行する支援員は、就労先企業の協力の下、以下の業務を行う。  　　　ア　事業の対象となる障害者の作業程度、意向、能力等の把握  　　　イ　委託企業の選定及び委託企業における作業実施に向けた調整  　　　ウ　対象者が施設外支援を行うために必要な支援（作業指導等）  　　　エ　施設外支援についてのノウハウの蓄積及び提供  　　　オ　委託先企業や対象者の家族との連携  　　・事業の円滑実施に向けて、関係機関との連携に努める（労働局、地域障害者職業センター、職安等）  ２　地方公共団体が設置する指定就労継続支援Ａ型事業所の場合は、所定単位数の965/1000に相当す  る単位数を算定しているか。  ３　指定を受けた日から１年間の就労継続支援Ａ型サービス費の区分について  （１）新規に指定を受けた場合  　　　指定を受けた初年度は、評価点が80点以上105点未満の場合とみなし、基本報酬を算定しているか。  （２）年度途中に指定された場合  　　　当該年度及び翌年度は、初年度及び２年度目は、評価点が80点以上105点未満の場合とみなして、基本報酬を算定しているか。  ４　指定障害福祉サービス基準に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき5単位を所定単位  数から減算しているか。  ５　就労継続支援Ａ型サービス費を算定するにあたり、算出する評価点を、インターネットの利用その他の方法により公表していない場合、所定単位数の100分の85を乗じた単位数を算定しているか。 | １．適　・　否　・　該当なし  算定状況  ア　就労継続支援Ａ型サービス費（Ⅰ）  (1) 利用定員が20人以下  □　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【724単位】  □　評価点が150点以上170点未満　　　　　【692単位】  □　評価点が130点以上150点未満　　　　　【676単位】  □　評価点が105点以上130点未満　　　　　【655単位】  □　評価点が80点以上105点未満　　　 　【527単位】  □　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【413単位】  □　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【319単位】  (2) 利用定員が21人以上40人以下  □　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【643単位】  □　評価点が150点以上170点未満　　　　　【615単位】  □　評価点が130点以上150点未満　　　　　【601単位】  □　評価点が105点以上130点未満　　　　　【583単位】  □　評価点が80点以上105点未満　　　 　【468単位】  □　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【367単位】  □　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【282単位】  (3) 利用定員が41人以上60人以下  □　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【605単位】  □　評価点が150点以上170点未満　　　　　【578単位】  □　評価点が130点以上150点未満　　　　　【565単位】  □　評価点が105点以上130点未満　　　　　【547単位】  □　評価点が80点以上105点未満　　　 　【439単位】  □　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【344単位】  □　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【265単位】  (4) 利用定員が61人以上80人以下  □　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【593単位】  □　評価点が150点以上170点未満　　　　　【568単位】  □　評価点が130点以上150点未満　　　　　【555単位】  □　評価点が105点以上130点未満　　　　　【536単位】  □　評価点が80点以上105点未満　　　 　【432単位】  □　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【338単位】  □　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【260単位】  (5) 利用定員が81人以上  □　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【574単位】  □　評価点が150点以上170点未満　　　　　【547単位】  □　評価点が130点以上150点未満　　　　　【534単位】  □　評価点が105点以上130点未満　　　　　【518単位】  □　評価点が80点以上105点未満　　　 　【416単位】  □　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【327単位】  □　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【252単位】  イ　就労継続支援Ａ型サービス費（Ⅱ）  (1) 利用定員が20人以下  □　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【660単位】  □　評価点が150点以上170点未満　　　　　【630単位】  □　評価点が130点以上150点未満　　　　　【616単位】  □　評価点が105点以上130点未満　　　　　【597単位】  □　評価点が80点以上105点未満　　　 　【480単位】  □　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【376単位】  □　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【290単位】  (2) 利用定員が21人以上40人以下  □　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【588単位】  □　評価点が150点以上170点未満　　　　　【563単位】  □　評価点が130点以上150点未満　　　　　【549単位】  □　評価点が105点以上130点未満　　　　　【532単位】  □　評価点が80点以上105点未満　　　 　【426単位】  □　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【335単位】  □　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【258単位】  (3) 利用定員が41人以上60人以下  □　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【546単位】  □　評価点が150点以上170点未満　　　　　【522単位】  □　評価点が130点以上150点未満　　　　　【510単位】  □　評価点が105点以上130点未満　　　　　【494単位】  □　評価点が80点以上105点未満　　　 　【397単位】  □　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【312単位】  □　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【240単位】  (4) 利用定員が61人以上80人以下  □　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【535単位】  □　評価点が150点以上170点未満　　　　　【511単位】  □　評価点が130点以上150点未満　　　　　【499単位】  □　評価点が105点以上130点未満　　　　　【484単位】  □　評価点が80点以上105点未満　　　 　【388単位】  □　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【305単位】  □　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【235単位】  (5) 利用定員が81人以上  □　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【516単位】  □　評価点が150点以上170点未満　　　　　【493単位】  □　評価点が130点以上150点未満　　　　　【482単位】  □　評価点が105点以上130点未満　　　　　【467単位】  □　評価点が80点以上105点未満　　　 　【375単位】  □　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【295単位】  □　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【226単位】    ２．　適　・　否　・　該当なし  ３．　適　・　否　・　該当なし  ４．　適　・　否　・　該当なし  ５．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第13の1 |
| ２　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 | 視覚障がい者等である利用者の数が利用者数（重度の視覚障がい、聴覚障がい、言語機能障がい又は知的障がいのうち2以上の障がいを有する利用者については2を乗じた数とする。）が当該サービスの利用者の数に100分の30を乗じた数以上であって、視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を、指定基準に加えて、常勤換算方法で利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして県に届け出た指定障害福祉サービス事業所においてサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　「視覚障がい者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。  　(1)身体障害者手帳１級又は２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障がい者  　(2)身体障害者手帳２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障がい者  　(3)身体障害者手帳３級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障がい者  ２　「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」とは、具体的には次のア又はイのいずれかに該当する者である。  ア 視覚障害  点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者  イ 聴覚障害又は言語機能障害  手話通訳等を行うことができる者  ３　多機能型事業所においては、当該事業所で実施する複数の障がい福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障がい者等である利用者数が利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を50で除して得た数以上なされていれば満たされる。 | 適　・　否　・　該当なし   * 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算　【41単位】 | | 報酬告示別表  第13の2 |
| ３　就労移行支援体制加算 | 就労継続支援Ａ型を経て企業等に就労（指定就労継続支援Ａ型事業所への移行を除く。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして県に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等で就労継続支援Ａ型を行った場合に、１日につき指定就労継続支援Ａ型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を算定しているか。  　ア　就労移行支援体制加算(Ⅰ)  就労継続支援サービス費（Ⅰ）を算定している事業所等がサービスを提供した場合  　イ　就労移行支援体制加算(Ⅱ)  就労継続支援サービス費（Ⅱ）を算定している事業所等サービスを提供した場合  ※留意事項  １　「就労」とは、企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。  ２　就労継続支援Ａ型を経て企業等に就労し後、就労継続支援Ａ型の職場定着支援の努力義務期間（就職した日から６月）中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後１月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が６月に達した者は就労定着者として取り扱う。  　３　「６月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が６月に達した者である。  　　　例えば、令和２ 年10月１日に就職した者は、令和３年３月31日に６月に達した者となる。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  ア　就労移行支援体制加算(Ⅰ)  (1)利用定員が20人以下  □　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【93単位】  □　評価点が150点以上170点未満　　　　　【87単位】  □　評価点が130点以上150点未満　　　　　【80単位】  □　評価点が105点以上130点未満　　　　　【73単位】  □　評価点が80点以上105点未満　　　 　【65単位】  □　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【57単位】  □　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【50単位】  (2)利用定員が21人以上40人以下  □　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【49単位】  □　評価点が150点以上170点未満　　　　　【45単位】  □　評価点が130点以上150点未満　　　　　【41単位】  □　評価点が105点以上130点未満　　　　　【37単位】  □　評価点が80点以上105点未満　　　 　【32単位】  □　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【27単位】  □　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【23単位】  (3)利用定員が41人以上60人以下  □　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【35単位】  □　評価点が150点以上170点未満　　　　　【32単位】  □　評価点が130点以上150点未満　　　　　【28単位】  □　評価点が105点以上130点未満　　　　　【25単位】  □　評価点が80点以上105点未満　　　 　【21単位】  □　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【17単位】  □　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【14単位】  (4)利用定員が61人以上80人以下  □　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【27単位】  □　評価点が150点以上170点未満　　　　　【25単位】  □　評価点が130点以上150点未満　　　　　【21単位】  □　評価点が105点以上130点未満　　　　　【19単位】  □　評価点が80点以上105点未満　　　 　【16単位】  □　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【13単位】  □　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【10単位】  (5)利用定員が81人以上  □　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【22単位】  □　評価点が150点以上170点未満　　　　　【20単位】  □　評価点が130点以上150点未満　　　　　【17単位】  □　評価点が105点以上130点未満　　　　　【16単位】  □　評価点が80点以上105点未満　　　 　【13単位】  □　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【11単位】  □　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【 8単位】  イ　就労移行支援体制加算(Ⅱ)  　(1)利用定員が20人以下  □　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【90単位】  □　評価点が150点以上170点未満　　　　　【84単位】  □　評価点が130点以上150点未満　　　　　【77単位】  □　評価点が105点以上130点未満　　　　　【70単位】  □　評価点が80点以上105点未満　　　 　【62単位】  □　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【54単位】  □　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【47単位】  (2)利用定員が21人以上40人以下  □　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【48単位】  □　評価点が150点以上170点未満　　　　　【44単位】  □　評価点が130点以上150点未満　　　　　【40単位】  □　評価点が105点以上130点未満　　　　　【36単位】  □　評価点が80点以上105点未満　　　 　【31単位】  □　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【26単位】  □　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【22単位】  (3)利用定員が41人以上60人以下  □　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【34単位】  □　評価点が150点以上170点未満　　　　　【31単位】  □　評価点が130点以上150点未満　　　　　【27単位】  □　評価点が105点以上130点未満　　　　　【24単位】  □　評価点が80点以上105点未満　　　 　【20単位】  □　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【16単位】  □　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【13単位】  (4)利用定員が61人以上80人以下  □　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【27単位】  □　評価点が150点以上170点未満　　　　　【25単位】  □　評価点が130点以上150点未満　　　　　【21単位】  □　評価点が105点以上130点未満　　　　　【19単位】  □　評価点が80点以上105点未満　　　 　【16単位】  □　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【13単位】  □　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【10単位】  (5)利用定員が81人以上  □　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【21単位】  □　評価点が150点以上170点未満　　　　　【19単位】  □　評価点が130点以上150点未満　　　　　【16単位】  □　評価点が105点以上130点未満　　　　　【15単位】  □　評価点が80点以上105点未満　　　 　【12単位】  □　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【10単位】  □　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【 7単位】 | | 報酬告示別表  第13の3 |
| ４　就労移行連携加算 | 就労継続支援Ａ型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者が１人以上いる指定就労継続支援Ａ型事業所等において、当該指定就労継続支援Ａ型等を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援Ａ型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援Ａ型等の利用を終了した月について、１回に限り、所定単位数を加算しているか。  ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去３年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は算定しない。  ※留意事項  １　就労継続支援Ａ型の利用を経て就労移行支援の支給決定を受けた者がいる就労継続支援Ａ型事業所において、当該支給決定に先立ち、就労移行支援事業所の見学への同行や就労移行支援事業者との事前の連絡調整を行うとともに、当該支給決定に係るサービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所に対し、利用者の同意のもと、当該就労継続支援Ａ型事業所での支援の状況等の情報を文書により提供するなど、就労移行支援の利用を希望する利用者が円滑に就労移行支援を利用できるようにするための支援を実施した場合に、当該事業所におけるサービス提供の最終月に所定単位数を算定。  ただし、当該利用者が当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去３年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は算定できない。  ２　本加算は、加算を算定する就労継続支援Ａ型事業所においては、移行先の就労移行支援事業所や、特定相談支援事業所、市町村等と情報共有を図り、予め、支給決定の日を把握しておくことが望ましい。  ３　特定相談支援事業所に対する情報の提供に当たっては、就労継続支援Ａ型事業所における当該利用者の個別支援計画、モニタリング結果、各種作業の実施状況の記録等、就労移行支援の支給決定に係るサービス等利用計画の作成にあたり、参考になるものであること。なお、情報の提供にあたっては、電子メール等のインターネットを利用した提供方法でも差し支えない。 | 適　・　否　・　該当なし   * 就労移行連携加算　　【1000単位】 | | 報酬告示別表  第13の3の2 |
| ５　初期加算 | 指定就労継続支援Ａ型事業所において指定就労継続支援Ａ型を行った場合に、当該指定就労継続支援Ａ型の利用開始日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を算定しているか。  　※留意事項  　１　加算の算定は、暦日で30日間のうち利用者が実際に利用した日数となる。  　　初期加算の算定期間が終了した後、同一敷地内の他の障害福祉サービス事業所等へ転所する場合は、加算対象としない。  　２　利用者が過去３月間に、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できる。  　３ 30日（入院・外泊時加算が算定される期間を含む。）を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合は、初期加算を算定できる。ただし、事業所の同一敷地内に併設する病院等へ入院した場合は算定できない。  　４　旧法施設支援における入所時特別加算が算定されていた特定旧法受給者については、「入所特別支援加算」が初期加算と同趣旨の加算であることから、初期加算の対象とならない。（ただし、旧法施設で入所時特別加算を算定期間中に指定障害者支援施設へ転換した場合は、30日間から加算した日数を差し引いた残りの日数を加算できる。 | 適　・　否　・　該当なし   * 初期加算　【30単位】 | | 報酬告示別表  第13の4 |
| ６　訪問支援特別加算 | 指定就労継続支援Ａ型事業所等において継続してサービスを利用する利用者が、連続して5日間利用がなかった場合において、当該事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、就労継続支援Ａ型計画等に基づき、予め当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労継続支援Ａ型計画等に位置づけられた内容の指定就労継続支援Ａ型を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。  ア　所要時間1時間未満の場合  イ　所要時間1時間以上の場合  　※留意事項  　１　「利用がなかった場合」  　　　当該事業所を3ヶ月以上継続的に利用していた者について、最後に利用した日から中5日間以上連続して利用がなかった場合をいう。  　　　この場合の「5日間」とは、開所日数で5日間のこと（利用者の利用予定日ではない。）  　２　「相談援助等」  　　　家族等との連絡調整、引き続き生活介護を利用するための働きかけ、当該利用に係る就労移行支援計画の見直し等の支援のこと。  　３　1月に2回算定する場合は、当該加算の算定後又は就労移行支援の利用後、再度5日間以上連続して指定就労移行支援の利用がなかった場合にのみ対象となること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　所要時間1時間未満の場合　　【187単位】  　□　所要時間1時間以上の場合　　【280単位】 | | 報酬告示別表  第13の5 |
| ７　利用者負担上限額管理加算 | 指定就労継続支援Ａ型事業所等が利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月に月所定単位数を算定しているか。    　※留意事項  １　「利用者負担額合計額の管理を行った場合」  　利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合  なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。  ２　上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない場合は、上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できない。 | 適　・　否　・　該当なし   * 利用者負担上限額管理加算　【150単位】 | | 報酬告示別表  第13の6 |
| ８　食事提供体制加算 | 指定就労継続支援Ａ型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該事業所の責任において食事提供体制を整えているものとして県に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等において、低所得者等であって、個別支援計画により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所している者を除く。）に対して、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※低所得者等  障害者総合支援法施行令第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び当該支給決定障がい者等と同一世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった日の属する年度（指定障害福祉サービス等のあったつきが4月から6月までの場合は前々年度）分の地方税法による市町村民税の所得割の額をの合算額が28万円未満である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者  　※留意事項  　１　原則として当該事業所内の調理室を使用して調理した場合に算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該事業所の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。  　２　事業所外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ、クックサーブ又は真空調理（真空パック）法により調理を行う過程において急速冷凍したものを再度加熱して提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、事業所外で調理し搬入する方法も認められる。  　　この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とならない。  　３　本加算は、本体報酬が算定されている日のみ算定が可能。  　　　事業所に来てサービスを受けたが途中で体調を崩して食事を取らなかった場合は本加算の算定は可能であるが、事業所を急に休んでしまった場合は事業所が当該利用者の食事を準備していても算定できない。（この場合は、利用者からキャンセル料として食材料費を徴収できるかは、契約内容による。） | 適　・　否　・　該当なし   * 食事提供体制加算　【30単位】 | | 報酬告示別表  第13の7 |
| ９　福祉専門職員配置等加算 | 職業指導員等の配置について、次の条件に該当しているものとして県に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ア　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）  　職業指導員又は生活支援員として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業員の割合が100分の35以上であるものとして県に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等においてサービスを提供した場合  イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）  　職業指導員又は生活支援員として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理士である従業員の割合が100分の25以上であるものとして県に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等においてサービスを提供した場合  ウ　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）  　次のいずれかに該当するものとして県に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等においてサービスを提供した場合  (1)職業指導員又は生活支援員として配置されている従業員のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。  (2) 職業指導員又は生活支援員として常勤で配置されている従業員のうち、３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）　【15単位】  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）　【10単位】  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）　【 6単位】 | | 報酬告示別表  第13の8 |
| 10　欠席時対応加算 | 通所による利用者が就労継続支援Ａ型の利用を予定していた日に急病等により利用を中止した場合、従業員が家族等への連絡調整を行うとともに、利用者の状況を記録し、引き続き就労継続支援Ａ型の利用を促すなどの相談援助を行った場合に、１月に4回を限度として所定単位数を算定しているか。    ※留意事項  １　加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。  ２　「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。 | 適　・　否　・　該当なし   * 欠席時対応加算　【94単位】 | | 報酬告示別表  第13の9 |
| 11　医療連携体制加算 | 医療機関との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、看護を受けた利用者に対し、１日につき所定単位数を算定しているか。  ア　医療連携体制加算（Ⅰ）  　看護職員が利用者に対して１時間未満の看護を行った場合に該当（１回の訪問につき８人が限度）  イ　医療連携体制加算（Ⅱ）  　看護職員が利用者に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に該当（１回の訪問につき８人を限度）  ウ　医療連携体制加算（Ⅲ）  　看護職員が利用者に対して２時間以上の看護を行った場合に該当（１回の訪問につき８人を限度）  エ　医療連携体制加算（Ⅳ）  　看護職員が別に構成労大臣が定める者にに対して２時間以上の看護を行った場合に該当（１回の訪問につき８人を限度）  　ただし、医療連携体制加算（Ⅰ）から医療連携体制加算（Ⅲ）のいづれかを算定している利用者については算定しない。  オ　医療療連携体制加算（Ⅴ）  　看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に該当（当該看護職員１人に対し、１日につき加算）  カ　医療療連携体制加算（Ⅵ）  　喀痰吸引等が必要な者に対して認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に該当  ただし、医療連携体制加算（Ⅰ）から医療連携体制加算（Ⅳ）までのいずれかを算定している利用者については算定しない。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　ア　□　医療連携体制加算（Ⅰ）　　　　　　　　【 32単位】  　イ　□　医療連携体制加算（Ⅱ）　　　　　　　　【 63単位】  　ウ　□　医療連携体制加算（Ⅲ）　　　　　　　　【125単位】  　エ　　　医療連携体制加算（Ⅳ）  □　看護を受けた利用者が１人　　　　　　　【800単位】  　　　□　看護を受けた利用者が２人　　　　　　　【500単位】  　　　□　看護を受けた利用者が３人以上８人以下　【400単位】  オ　□　医療連携体制加算（Ⅴ）　　　　　　　　【500単位】  　カ　□　医療連携体制加算（Ⅵ）　　　　　　　　【100単位】 | | 報酬告示別表  第13の10 |
| 12　重度者支援体制加算 | 障害基礎年金１級を受給する利用者の割合について、県に届け出た場合、利用定員に応じて、１日につき所定単位数を算定しているか。  ア　重度者支援体制加算（Ⅰ）  　前年度において、障害基礎年金１級を受給する利用者の数（障害基礎年金の受給資格のない20歳未満の者は利用者の数から除く。）が当該年度の指定就労継続支援Ａ型の利用者の数の100分の50以上であるとして県に届け出た場合に、利用定員に応じて、１日につき所定単位数を算定。  イ　重度者支援体制加算（Ⅱ）  　前年度において、障害基礎年金１級を受給する利用者の数（障害基礎年金の受給資格のない20歳未満の者は利用者の数から除く。）が当該年度の指定就労継続支援Ａ型の利用者の数の100分の25以上であるとして県に届け出た場合に、利用定員に応じて、１日につき所定単位数を算定。  ※留意事項  １　障害基礎年金１級受給者が利用者の数の100分の25以上100分の50未満である指定就労継続支援Ａ型事業所である場合に算定。  ２　利用実績の算定については、次によるものとすること。  ア 前年度における利用者のうち障害基礎年金１級受給者の延べ人数を算出  イ 前年度における利用者の延べ人数を算出  ウ ア÷イにより利用者延べ人数のうち障害基礎年金１級受給者延べ人数割合を算出 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  ア　重度者支援体制加算（Ⅰ）  　□　利用定員が20人以下　　　　　 　【56単位】  　□　利用定員が21人以上40人以下　 　【50単位】  　□　利用定員が41人以上60人以下　 　【47単位】  　□　利用定員が61人以上80人以下　 　【46単位】  　□　利用定員が81人以上 　 【45単位】  イ　重度者支援体制加算（Ⅱ）  　□　利用定員が20人以下　　　　　 　【28単位】  　□　利用定員が21人以上40人以下　　 【25単位】  　□　利用定員が41人以上60人以下　　 【24単位】  　□　利用定員が61人以上80人以下　 　【23単位】  　□　利用定員が81人以上 　 【22単位】 | | 報酬告示別表  第13の12 |
| 13　賃金向上達成指導員配置加算 | 指定障害福祉サービス基準第186条に定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員を、常勤換算方法で１以上配置し、かつ、就労継続支援Ａ型事業所と雇用契約を締結している利用者のキャリアアップを図るための措置を講じているものとして県に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。  ※「賃金向上達成指導員」とは  生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開発、労働時間の増加その他の賃金向上を図るための取組に係る計画（以下「賃金向上計画」という。）を作成し、当該賃金向上計画に掲げた内容の達成に向けて積極的に取り組むための指導員をいう。  ※「キャリアアップ」とは  職務経験、職業訓練又は教育訓練の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られることをいう。  ※留意事項  １　「賃金向上計画」は、経営改善計画書を「賃金向上計画」とすることができる。  　なお、経営改善計画書を提出する必要のない事業所においては、経営改善計画書の１に関して、現在の生産活動収入を維持又は増やす取組を行うための具体的取組を記載し、そのことを達成するための事項を２から６に記載することで、賃金向上計画とすることができる。  ２　「キャリアアップを図るための措置を講じている」とは、  　将来の職務上の地位や賃金の改善を図るため、昇格、昇進、昇給といった仕組みが就業規則に記載されていることが必要。  　実際にキャリアアップした利用者がいない場合でも差し支えないが、仕組みがあるにも関わらず合理的な理由なく該当者がいない場合は、賃金向上達成指導員配置加算の算定要件を満たしていないとすることもできる。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　利用定員が20人以下の場合 　　　 　【70単位】  　□　利用定員が21人以上40人以下の場合 【43単位】  　□　利用定員が41人以上60人以下の場合 【26単位】  　□　利用定員が61人以上80人以下の場合 【19単位】  　□　利用定員が81人以上の場合 　　　 　【15単位】  【経営改善計画書に記載する項目】  　□　１現在、指定基準第192条第２項を満たすことができていない理由と具体的改善策  　□　２現在の事業内容及び計画期間を通じて実施する事業内容  　□　３現在の生産活動に係る事業の収入額及び計画期間を通じて達成する事業収入目標額（1年間の額を記載）  　□　４現在の生産活動に伴う経費及び計画期間を通じて達成する必要経費の見込額（１年間の経費を記載）  　□　５生産活動に係る事業の収入－生産活動に伴う必要経費  　□　６現在の利用者の総賃金額及び計画期間後の利用者の総賃金額 | | 報酬告示別表  第13の12の2 |
| 14　送迎加算 | １　次の要件に適合するものとして県に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定障害者支援施設において、利用者（施設入所者を除く）に対して、居宅等と就労継続支援Ａ型事業所又は障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、当該利用者に対して、片道につき所定単位数を算定しているか。    ア　送迎加算（Ⅰ）　　　①及び②のいずれにも該当  イ　送迎加算（Ⅱ）　　　①又は②のいずれかに該当   1. 原則、１回の送迎について平均10人以上(利用定員20人未満の事業所は定員の5割以上) 2. ②週３回以上の送迎を行っている。   ２　同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定してい  るか。  ※留意事項  １　多機能型事業所、同一敷地内の事業所は、原則１の事業所として扱う。  ２　グループホームとの間の送迎も対象とする。  ３　就労継続支援Ａ型における送迎については、就労継続支援Ａ型が、利用者と雇用契約を締結していることや、利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うものであることを念頭に、利用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することが必要であり、送迎の必要性については、公共交通機関等がない等の地域の実情や重度障害などの障害特性などのやむを得ない場合など、個別の状況に応じて判断すること。 | １．①　適　・　否　・　該当なし  ②算定状況  　□　送迎加算（Ⅰ）　　　【片道21単位】  　□　送迎加算（Ⅱ）　　　【片道10単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第13の13 |
| 15　障害福祉サービスの体験利用支援加算 | １　指定障害者支援施設等において、指定就労継続支援Ａ型を利用する利用者が、指定就労移行支援の障害福祉サービスの体験利用を利用する場合に、指定障害者支援施設等の従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかの支援を行い、その内容を記録した場合に所定単位数を算定。  　(1)体験的な利用支援の利用日に当該指定就労継続支援Ａ型事業所において昼間の時間帯に介護等の支援を行った場合  　(2)以下の体験的利用支援に関して指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談支援を行った場合  　　（ⅰ）体験的な利用支援を行うに当たっての地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整  （ⅱ）（ⅰ）を踏まえた今後の方針の協議  （ⅲ）利用者に対する相談援助  ア　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）  　体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して５日以内の期間について算定  イ　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）  　体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して６日以上15日以内の期間について算定  ※留意事項  １　指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外のサービスに係る基本報酬は算定不可。  ２　１の(2)の支援を、体験利用した日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定しても差し支えない。  ２　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）又は障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）が算定されており、運営規程に地域生活支援拠点等に位置づけられることが規定されているものとして県に届け出た場合に、１日につき所定単位数に50単位を加算しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）　【500単位】  　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）　【250単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし  【追加50単位】 | | 報酬告示別表  第13の14 |
| 16　在宅時生活支援サービス加算 | 指定就労継続支援Ａ型事業所等が、居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。    ※留意事項  １　居宅において支援を受けることを希望する者であって、かつ、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める者に対し、当該就労移行支援事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、居宅での利用者の生活に関する支援を提供した場合に加算する。  ２　居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって、就労移行支援を居宅で利用する際に、支援を受けなければ居宅での利用が困難な場合に加算する。 | 適　・　否　・　該当なし   * 在宅時生活支援サービス加算　【300単位】 | | 報酬告示別表  第13の14の2 |
| 17　社会生活支援特別加算 | 次の施設要件に適合しているものとして県に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等において、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した個別支援計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して３年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において１日につき所定単位数を算定しているか。    ※対象者の要件  １　医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから３年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、３年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定就労継続支援Ａ型事業所等を利用することになった者をいう。  ２　矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後３年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定就労継続支援Ａ型等を利用することになった場合、指定就労継続支援Ａ型等の利用を開始してから３年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。  ※施設要件  １　従業者の配置  　人員配置基準に定める従業者の数に加え、対象者の受け入れに当たり、当該利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。  ２　有資格者による指導体制  　以下のいずれかにより、対象者に対する適切な支援について、従業者を対象とした指導体制が整えられていること。  (1)　社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されていること  (2)　指定医療機関等との連携により、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者を事業所に訪問させていること  ３　研修の開催  　従業者に対し、医療観察法に規定する入院によらない医療を受ける者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。  ※留意事項  　従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けた対象者及び矯正施設等を出所等した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。  ※支援内容  ア　本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、再び犯罪行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、就労継続支援Ａ型計画等の作成  イ　指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等  ウ　日常生活や人間関係に関する助言  エ　医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援  オ　日中活動の場における緊急時の対応  カ　その他必要な支援 | 適　・　否　・　該当なし  □　社会生活支援特別加算　【480単位】 | | 報酬告示別表  第13の14の3 |

| 第５－７　介護給付費等の算定及び取扱い（就労継続支援Ｂ型） | | |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １　就労継続支援Ｂ型サービス費 | １　就労継続支援Ｂ型サービス費  年齢、心身の状態その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定就労継続支援Ｂ型、指定基準該当就労継続支援Ｂ型若しくは指定障害者支援施設が行う就労継続支援Ｂ型に係る指定障害福祉サービス又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  （１）就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）及び（Ⅱ）について  厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして県又は市町村へ届け出た定就労継続支援Ｂ型事業所又は指定障害者支援施設において、利用者を通所させて就労継続支援Ｂ型を提供した場合若しくは指定就労継続支援Ｂ型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援Ｂ型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援Ｂ型を提供した場合に、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所における利用定員、人員配置及び前年度の平均工賃月額に応じ、算定。  　　　ア　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）  　　　工賃向上計画を作成している指定就労継続支援Ｂ型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上  　　　イ　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）  　　　工賃向上計画を作成している指定就労継続支援Ｂ型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上（就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)を算定している場合を除く）。  ※前年度の平均工賃月額の算出方法について  　　(ア) 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出する。  　　　ただし、以下の場合は、各月の工賃支払対象者の総数から除外するが、工賃支払対象者から除外することにより平均工賃月額が低くなる場合には、除外しないことも認められる。  ・月の途中において、利用開始又は終了した者  ・月の途中において、入院又は退院した者  ・月の途中において、全治１か月以上の怪我やインフルエンザ等の流行性疾患により連続１週  間以上の長期に渡って利用できなくなった者  ・複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者  ・人工透析など、通年かつ毎週１回以上引き続き通院する必要がある者  　　　【例：50 人定員の場合】  　　工賃支払い対象者が、４月45 人、５月50 人、６月48 人、７月50 人、８月50 人、９月50 人、10月49 人、11 月50 人、12 月45 人、１月47 人、２月50 人、３月50 人の場合は、45 人＋50 人＋48 人＋50 人＋50 人＋50 人＋49 人＋50 人＋45 人＋47 人＋50 人＋50 人＝584 人となる。  (イ) 前年度に支払った工賃総額を算出算出する。  ただし、以下の利用者に支払った工賃は、工賃総額から除外することが、工賃総額から除外することにより平均工賃月額が低くなる場合には、除外しないことも認められる。  ・月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月に支払った工賃  ・月の途中において、入院又は退院した者の当該月に支払った工賃  ・月の途中において、全治１か月以上の怪我やインフルエンザ等の流行性疾患により連続１週間以上の長期に渡って利用できなくなった者に関しては、利用できなくなった月に支払った工賃と利用可能となった月に支払った工賃  ・複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者に支払った工賃  ・人工透析など、通年かつ毎週１回以上引き続き通院する必要がある者に支払った工賃  (ウ)上記 (イ)÷(ア)により１人あたり平均工賃月額の算出する。（円未満は四捨五入）  　※平均工賃月額算出する上での留意事項  　　○重度者支援体制加算（Ⅰ）を算定している場合  　　　(イ)÷(ア)により算出した平均工賃月額に２千円を加えた額を、就労継続支援Ｂ型サービス費を算定する際の平均工賃月額とすることができる。  ※以下の場合にも前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。  　　・激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法適用地域に就労継続支援B型事業所が所在する場合であって、生産活動収入の減少が見込まれ、工賃支払額が減少する場合。  　　・激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により工賃支払額が減少となったことが明らかであると県が認めた場合。  （２）就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）及び（Ⅳ）  厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして県へ届け出た定就労継続支援Ｂ型事業所又は指定障害者支援施設において、利用者を通所させて就労継続支援Ｂ型を提供した場合若しくは利用者に在宅において就労継続支援Ｂ型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援Ｂ型を提供した場合に、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所における利用定員及び人員配置に応じ、算定しているか。（就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)又は就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）を算定している場合を除く）。  ウ　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）  　　　指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上である。  エ　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）  　　　指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること（就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)を算定している場合を除く）。  （３）基準該当就労継続支援Ｂ型サービス費について  社会福祉法及び生活保護法に規定する授産施設利用者のうち、社会事業授産施設等に係る事務費の対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続支援Ｂ型を提供した場合に算定  オ　基準該当就労継続支援Ｂ型サービス費  次の算式により算定した数と、イの⑴から⑸までに掲げる利用定員及び平均工賃月額に応じ、それぞれイの⑴から⑸までに掲げる平均工賃月額に応じた単とのいずれか少ない単位数を算定しているか。  （算式（略））  ２　地方公共団体が設置する指定就労継続支援Ｂ型事業所の場合は、所定単位数の965/1000に相当す  る単位数を算定しているか。  ３　新規指定の就労継続支援Ｂ型事業所等の就労継続支援Ｂ型サービス費の算定について  （１）新規に指定を受けた場合  就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）又は就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）の算定に当たって、新規指定後の初年度の１年間は、平均工賃月額が10,000円未満の場合とみなし基本報酬を算定しているか。  （２）年度途中に指定された場合  初年度及び２年度目の１年間は、平均工賃月額が10,000円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定しているか。ただし、支援の提供を開始してから６月経過した月から当該年度の３月までの間は、支援の提供を開始してからの６月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。  ４　就労継続支援Ｂ型計画又は施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合、次に掲げる場合に  応じ、それぞれ次に掲げる割合で算定しているか。  　　1． 作成されていない期間が３月未満の場合　 100分の70  　　2． 作成されていない期間が３月以上の場合　 100分の50  　〔身体拘束未実施減算〕  ５　指定障害福祉サービス基準に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき5単位を所定単位数から減算しているか。  ※留意事項  　　就労継続支援Ｂ型については、次のいずれかに該当する者が対象となる。  (1)　就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者  (2)　50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者  (3)　１及び２のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者  　※指定就労継続支援事業所とは別の場所での支援における報酬の算定  　　指定就労継続支援事業所のほか、次の１、２の支援（事業所とは別の場所での支援）についても、一定の要件のもと報酬の算定が可能である。  　　１　施設外支援  　　２　施設外就労  　　　※１、２の内容及び報酬の算定は以下のとおり。    　　※１　施設外支援（対象サービス：就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ）について  事業所とは別の場所で行われる企業実習等への支援については、次の要件を全て満たす場合に限り、1年間に180日を限度として報酬の算定が可能。  　　　(1)要件  　　　　　ア　施設外支援が、運営規程に位置づけられていること  　　　　　イ　施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置づけられ、1週間毎に個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること。  　　　　　ウ　利用者又は実習受入事業者等から、事業所外等支援期間中の利用者の状況について聞き取りを行うことにより、日報が作成されていること。  　　　　　エ　事業所外等支援の提供期間中における緊急時の対応ができること  　　　(2)報酬の算定期間  　　　　　・「1年間」：4月1日から3月31日までの期間  　　　　　・「180日」：利用者が実際に利用した日数の合計数（特例の場合、当該期限を超えて可能）  　　　(3)その他  　　　　　居宅において就労継続支援Ａ型及び就労継続支援Ｂ型を利用する場合は対象外    ※２　施設外就労（対象サービス：就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ）について  利用者と職員とがユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で実施する施設外就労については、次の要件を全て満たす場合に、報酬の算定が可能。  (1) 施設外就労の最低定員及び上限  　施設外就労１ユニット当たり最低定員１人（施設外就労の総数は利用定員の100分の70以下）  (2) 施設外就労の職員配置  　本事業を実施する１ユニット当たりの利用定員につき、各事業の常勤換算方法に基づく職員を配置すること。  　　 (3) 利用定員の取扱  　　　　　施設外就労により就労している者と同数の者を主たる事業所の利用者として新たに受け入れることが可能。  (4) 報酬の適用単価  　　　　　主たる事業所の利用定員に基づく報酬単価を適用。  (5) その他  ・　施設外就労先の企業と請負作業に関する契約を締結する。   * 施設外就労を運営規程へ明記し、施設外就労についての規則を設けるとともに、対象者は事前に個別支援計画に規定する。 * 施設外就労に関する実績を、毎月の報酬請求にあわせて提出する。 * 施設外就労に随行する支援員は、就労先企業の協力の下、以下の業務を行う。   　　　　　　ア　事業の対象となる障害者の作業程度、意向、能力等の把握  　　　　　　イ　委託企業の選定及び委託企業における作業実施に向けた調整  　　　　　　ウ　対象者が施設外支援を行うために必要な支援（作業指導等）  　　　　　　エ　施設外支援についてのノウハウの蓄積及び提供  　　　　　　オ　委託先企業や対象者の家族との連携  ・事業の円滑実施に向けて、関係機関との連携に努める（労働局、地域障害者職業センター、職安等） | １．算定状況  ア　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）  (1) 利用定員が20人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【702単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【672単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【657単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【643単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【631単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【611単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【590単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【566単位】  (2) 利用定員が21人以上40人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【625単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【598単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【584単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【572単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【551単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【541単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【525単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【504単位】  (3) 利用定員が41人以上60人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【586単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【562単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【549単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【537単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【518単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【508単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【493単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【473単位】  (4) 利用定員が61人以上80人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【576単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【552単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【539単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【527単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【508単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【498単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【484単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【464単位】  (5) 利用定員が81人以上  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【557単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【533単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【521単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【510単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【491単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【482単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【468単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【448単位】  イ　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）  (1) 利用定員が20人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【640単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【613単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【599単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【586単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【565単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【554単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【538単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【516単位】  (2) 利用定員が21人以上40人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【571単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【547単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【534単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【523単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【504単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【494単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【480単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【461単位】  (3) 利用定員が41人以上60人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【529単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【507単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【495単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【485単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【467単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【458単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【445単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【427単位】  (4) 利用定員が61人以上80人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【519単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【497単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【485単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【475単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【458単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【449単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【436単位】  □　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　【418単位】  (5) 利用定員が81人以上  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【501単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【480単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【468単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【459単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【442単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【434単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【421単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【404単位】  ウ　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）   * 利用定員が20人以下　　　　　　　 　　　【556単位】 * 利用定員が21人以上40人以下　　　 　　　【494単位】 * 利用定員が41人以上60人以下　　　　 　　【463単位】 * 利用定員が61人以上80人以下　　　　　 　【454単位】 * 利用定員が81人以上　　　　　　　　　　 【438単位】   エ　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）  □　利用定員が20人以下　　　　　　　 　　　 【506単位】  □　利用定員が21人以上40人以下　　 　 　　　【451単位】  □　利用定員が41人以上60人以下　　 　 　　　【417単位】  □　利用定員が61人以上80人以下　　 　 　　　【408単位】  □　利用定員が81人以上　　　　　　　 　　　 【394単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし  ３．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第14の1 |
| ２　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 | 視覚障がい者等である利用者の数が利用者数（重度の視覚障がい、聴覚障がい、言語機能障がい又は知的障がいのうち2以上の障がいを有する利用者については2を乗じた数とする。）が当該サービスの利用者の数に100分の30を乗じた数以上であって、視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を、指定基準に加えて、常勤換算方法で利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして県に届け出た指定障害福祉サービス事業所においてサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　「視覚障がい者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。  　(1)身体障害者手帳１級又は２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障がい者  　(2)身体障害者手帳２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障がい者  　(3)身体障害者手帳３級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障がい者  ２　「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」とは、具体的には次のア又はイのいずれかに該当する者である。  ア 視覚障害  点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者  イ 聴覚障害又は言語機能障害  手話通訳等を行うことができる者  ３　多機能型事業所においては、当該事業所で実施する複数の障がい福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障がい者等である利用者数が利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を50で除して得た数以上なされていれば満たされる。 | 適　・　否　・　該当なし   * 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算　【41単位】 | | 報酬告示別表  第14の2 |
| ３　就労移行支援体制加算 | 就労継続支援Ｂ型を経て企業等に就労（企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援Ａ型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。）した後、当該企業等での雇用が継続している期間が６月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度に１人以上いるものとして県に届け出た事業所においてサービスを行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。  　※留意事項  １　「就労」とは、企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援Ａ型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。  ２　就労継続支援Ｂ型を経て企業等に就労した後、就労継続支援Ｂ型の職場定着支援の努力義務期間（就職した日から６月）中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後１月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が６月に達した者は就労定着者として取り扱う。  ２　「６月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が６月に達した者である。  例えば、令和２年10月１日に就職した者は、令和３年３月31日に６月に達した者となる。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  ア　就労移行支援体制加算(Ⅰ)  (1) 利用定員が20人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【93単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【86単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【79単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【72単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【65単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【58単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【51単位】  　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【48単位】  (2) 利用定員が21人以上40人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【49単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【44単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【40単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【36単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【32単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【28単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【23単位】  　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【22単位】  (3) 利用定員が41人以上60人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【35単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【31単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【28単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【24単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【21単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【18単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【14単位】  　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【13単位】  (4) 利用定員が61人以上80人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【27単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【24単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【21単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【18単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【16単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【13単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【10単位】  　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【 9単位】  (5) 利用定員が81人以上  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【22単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【20単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【17単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【15単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【13単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【11単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【 8単位】  　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【 7単位】  イ　就労移行支援体制加算(Ⅱ)  (1) 利用定員が20人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【90単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【83単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【76単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【69単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【62単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【55単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【48単位】  　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【45単位】  (2) 利用定員が21人以上40人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【48単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【43単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【39単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【35単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【31単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【27単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【22単位】  　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【21単位】  (3) 利用定員が41人以上60人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【34単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【30単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【27単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【23単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【20単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【17単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【13単位】  　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【12単位】  (4) 利用定員が61人以上80人以下  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【27単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【24単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【21単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【18単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【16単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【13単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【10単位】  　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【 9単位】  (5) 利用定員が81人以上  　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【21単位】  　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【19単位】  　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【16単位】  　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【14単位】  　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【12単位】  　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【10単位】  　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【 7単位】  　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【 6単位】  ウ　就労移行支援体制加算(Ⅲ)  □　利用定員が20人以下　　　　　　　　　　　 【42単位】  □　利用定員が21人以上40人以下　　　　　　 【18単位】  □　利用定員が41人以上60人以下　　　　　　　【10単位】  □　利用定員が61人以上80人以下　　　　　　　【 7単位】  □　利用定員が81人以上　　　　　　　　　　　 【 6単位】  エ　就労移行支援体制加算(Ⅳ)  □　利用定員が20人以下　　　　　　　　　　　　 【39単位】  □　利用定員が21人以上40人以下　　　　　　　　【17単位】  □　利用定員が41人以上60人以下　　　　　　　　【 9単位】  □　利用定員が61人以上80人以下　　　　　　　　【 7単位】  □　利用定員が81人以上　　　　　　　　　　　　 【 5単位】 | | 報酬告示別表  第14の3 |
| ４　就労移行連携加算 | 就労継続支援Ｂ型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者が１人以上いる事業所において、サービスを行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、指定特定相談支援事業者に対して、就労継続支援Ｂ型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、就労継続支援Ｂ型等の利用を終了した月について、１回に限り、所定単位数を加算しているか。  ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去３年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は算定しない。  ※留意事項  １　就労継続支援Ｂ型の利用を経て就労移行支援の支給決定を受けた者がいる事業所において、当支給決定に先立ち、就労移行支援事業所の見学への同行や就労移行支援事業者との事前の連絡調整を行うとともに、当該支給決定に係るサービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所に対し、利用者の同意のもと、当該就労継続支援Ｂ型事業所での支援の状況等の情報を文書により提供するなど、就労移行支援の利用を希望する利用者が円滑に就労移行支援を利用できるようにするための支援を実施した場合に、サービス提供の最終月に所定単位数を算定する。  ただし、当該利用者が当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去３年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は算定できない。  ２　本加算は、加算の対象となる利用者が就労移行支援の支給決定を受けたときに算定が可能となるため、加算を算定する事業所においては、移行先の就労移行支援事業所や、特定相談支援事業所、市町村等と情報共有を図り、予め、支給決定の日を把握しておくことが望ましい。  ３　特定相談支援事業所に対する情報の提供に当たっては、就労継続支援Ｂ型事業所における当該利用者の個別支援計画、モニタリング結果、各種作業の実施状況の記録等、就労移行支援の支給決定に係るサービス等利用計画の作成にあたり、参考になるものであること。なお、情報の提供にあたっては、電子メール等のインターネットを利用した提供方法でも差し支えない。 | 適　・　否　・　該当なし   * 就労移行連携加算　【1,000単位】 | | 報酬告示別表  第14の3の2 |
| ５　初期加算 | 指定就労継続支援Ｂ型事業所又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所において指定就労継続支援Ｂ型又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業を行った場合に、当該指定就労継続支援Ｂ型又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業の利用開始日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を算定しているか。  　※留意事項  １　加算については、サービスの利用の初期段階においては、利用者の居宅を訪問し、生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に手間を要することから、サービスの利用開始から30日の間、加算するものである。  なお、この場合の「30日の間」とは、暦日で30日間をいうものであり、加算の算定対象となるのは、30日間のうち、利用者が実際に利用した日数となることに留意すること。  ２　初期加算の算定期間が終了した後、同一の敷地内の他の指定障害福祉サービス事業所等へ転所する場合にあっては、この加算の対象としない。  ３　利用者が過去３月間に、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できる。  ４ 30日（入院・外泊時加算が算定される期間を含む。）を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合は、初期加算を算定できる。ただし、事業所の同一敷地内に併設する病院等へ入院した場合は算定できない。  ５　旧法施設支援における入所時特別加算が算定されていた特定旧法受給者については、「入所特別支援加算」が初期加算と同趣旨の加算であることから、初期加算の対象とならない。（ただし、旧法施設で入所時特別加算を算定期間中に指定障害者支援施設へ転換した場合は、30日間から加算した日数を差し引いた残りの日数を加算できる。 | 適　・　否　・　該当なし   * 初期加算　【30単位】 | | 報酬告示別表  第14の4 |
| ６　訪問支援特別加算 | 指定就労継続支援Ｂ型事業所等において継続してサービスを利用する利用者が、連続して５日間、指定就労継続支援Ｂ型等の利用がなかった場合において、当該事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、個別支援計画等に基づき、予め当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して相談援助等を行った場合に、１月につき２回を限度として、個別支援計画等に位置づけられた内容の指定就労継続支援Ｂ型を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。  ア　所要時間1時間未満の場合  イ　所要時間1時間以上の場合  　※留意事項  １　概ね３か月以上継続的に当該指定就労継続支援Ｂ型等を利用していた者が、最後に当該サービスを利用した日から中５日間以上連続して利用がなかった場合に、あらかじめ利用者の同意を得た上で、当該利用者の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定生活介護等を利用するための働きかけ、当該利用者に係る生活介護計画の見直し等の支援を行った場合に、１回の訪問に要した時間に応じ、算定する。  なお、この場合の「５日間」とは、当該利用者に係る利用予定日にかかわらず、開所日数で５日間をいうものであることに留意すること（利用者の利用予定日ではない。）  ２　「所要時間」  　実際に要した時間により算定されるのではなく、個別支援計画に基づいて行われるべき指定就労継続支援Ｂ型等に要する時間に基づき算定されるものであること。  ３　「相談援助等」  　家族等との連絡調整、引き続き生活介護を利用するための働きかけ、当該利用に係る就労移行支援計画の見直し等の支援  ４　この加算を１月に２回算定する場合については、この加算の算定後又は指定就労継続支援Ｂ型等の利用後、再度５日間以上連続して指定生活介護等の利用がなかった場合にのみ対象となる。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　所要時間1時間未満の場合　　【187単位】  　□　所要時間1時間以上の場合　　【280単位】 | | 報酬告示別表  第14の5 |
| ７　利用者負担上限額管理加算 | 指定就労継続支援Ｂ型事業所等が利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月に月所定単位数を算定しているか。    ※留意事項  １　「利用者負担額合計額の管理を行った場合」  　利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合  なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。  ２　上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない場合は、上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できない。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況   * 利用者負担上限額管理加算　【150単位】 | | 報酬告示別表  第14の6 |
| 8　食事提供体制加算 | 指定就労継続支援Ｂ型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該事業所の責任において食事提供体制を整えているものとして県に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、低所得者等であって、個別支援計画により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所している者を除く。）に対して、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※低所得者等  障害者総合支援法施行令第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び当該支給決定障がい者等と同一世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった日の属する年度（指定障害福祉サービス等のあったつきが4月から6月までの場合は前々年度）分の地方税法による市町村民税の所得割の額をの合算額が28万円未満である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者  　※留意事項  　１　原則として当該事業所内の調理室を使用して調理した場合に算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該事業所の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。  　２　事業所外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ、クックサーブ又は真空調理（真空パック）法により調理を行う過程において急速冷凍したものを再度加熱して提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、事業所外で調理し搬入する方法も認められる。  　　この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とならない。  　３　本加算は、本体報酬が算定されている日のみ算定が可能。  　　→　事業所に来てサービスを受けたが途中で体調を崩して食事を取らなかった場合は本加算の算定は可能であるが、事業所を急に休んでしまった場合は事業所が当該利用者の食事を準備していても算定できない。（この場合は、利用者からキャンセル料として食材料費を徴収できるかは、契約内容による。） | 適　・　否　・　該当なし   * 食事提供体制加算　【30単位】 | | 報酬告示別表  第14の7 |
| ９　福祉専門職員配置等加算 | 職業指導員等の配置について、次の条件に該当しているものとして県に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ア　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）  　職業指導員又は生活支援員として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業員の割合が100分の35以上であるものとして県に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等においてサービスを提供した場合  イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）  職業指導員又は生活支援員として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理士である従業員の割合が100分の25以上であるものとして県に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等においてサービスを提供した場合  ウ　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）  　次のいずれかに該当するものとして県に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、サービスを提供した場合  (1)職業指導員又は生活支援員として配置されている従業員のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。  (2) 職業指導員又は生活支援員として常勤で配置されている従業員のうち、３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）　【15単位】  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）　【10単位】  　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）　【 6単位】 | | 報酬告示別表  第14の8 |
| 10　ピアサポート実施加算 | 次の(1)から(3)でのいずれにも該当するものとして県に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、法第４条第１項に規定する障害者又は障害者であったと県が認める者である従業者であって、地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものが、利用者に対して、就労及び生産活動について当該障害者等である従業者の経験に基づき相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、１月につき所定単位数を算定しているか。   1. 就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)又は就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)を算定していること 2. ピアサポート研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を指定就労継続支援Ｂ型事業所等の従業者として２名以上（当該２名以上のうち１名は障害者等とする。）配置していること。 3. (2)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。   ※留意事項  　１　次のアからウまでのいずれにも該当する就労継続支援Ｂ型事業所において、イの(ア)の者が、利用者に対して就労及び生産活動についてのピアサポーターとしての支援を行った場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、１月につき加算する。  ア　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)又は就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)を算定していること。  イ　当該事業所の従業者として、県が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ配置していること。  (ア) 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この⑪において「障害者等」という。）  (イ) 当該就労継続支援Ｂ型事業所の従業者  ウ　イの者により、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。  ２　研修の要件  「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙１地域生活支援事業実施要綱別記１－17に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。  ３　障害者等の確認方法  当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は確認方法により確認するものとする。  ア 身体障害者  身体障害者手帳  イ 知的障害者  (ア)　療育手帳  (イ)　療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。  ウ　精神障害者  以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。  (ア) 精神障害者保健福祉手帳  (イ) 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）  (ウ) 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類  (エ) 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）  (オ) 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること） 等  エ　難病等対象者  医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等  オ その他都道府県が認める書類又は確認方法  ４　配置する従業者の職種等  ア　障害者等の職種については、支援現場で直接利用者と接する職種を想定しており、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員のほか、いわゆる福祉的な支援を専門としない利用者とともに就労や生産活動に参加する者も含まれる。  イ　１のイの(イ)に掲げる者については、支援現場で直接利用者と接する職種である必要はないが、ピアサポーターの活用について十分に知悉しており、当該事業所におけるピアサポート支援体制の構築の中心的な役割を担う者であること。  ウ　いずれの者の場合も、当該事業所と雇用契約関係（雇用形態は問わない）にあること。  ５　ピアサポーターとしての支援について  ピアサポーターとしての支援は、利用者の個別支援計画に基づき、ピアサポーターが当事者としての経験に基づく就労面や生活面の相談援助を行った場合、利用者のロールモデルとして生産活動にともに従事し、必要な助言等を行った場合等において、加算を算定すること。  ６　届出等   1. 当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を県に届け出なければならない。 2. 当該加算の算定要件となる研修を行った場合は、内容を記録するものとする。なお、作成した記録は５年間保存する。   ※経過措置  　令和３年４月１日から令和６年３月31日までの間は以下の経過措置を認める。  ア　県が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を配置する場合についても研修の要件を満たすものとする  イ １のイの（イ)の者の配置がない場合も算定できる。  この場合において、県が上記研修に準ずると認める研修については、県又は市町村が委託、補助等によりピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。 | 適　・　否　・　該当なし  　□　ピアサポート実施加算　【100単位】 | | 報酬告示別表  第14の8の2 |
| 11　欠席時対応加算 | 通所による利用者が就労継続支援Ｂ型の利用を予定していた日に急病等により利用を中止した場合、従業員が家族等への連絡調整を行うとともに、利用者の状況を記録し、引き続き就労継続支援Ｂ型の利用を促すなどの相談援助を行った場合に、１月に4回を限度として所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  １　加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。  ２　「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。 | 適　・　否　・　該当なし   * 欠席時対応加算　【94単位】 | | 報酬告示別表  第14の9 |
| 12　医療連携体制加算 | 医療機関との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、看護を受けた利用者に対し、１日につき所定単位数を算定しているか。  ア　医療連携体制加算（Ⅰ）  　看護職員が利用者に対して１時間未満の看護を行った場合に該当（１回の訪問につき８人が限度）  イ　医療連携体制加算（Ⅱ）  　看護職員が利用者に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に該当（１回の訪問につき８人を限度）  ウ　医療連携体制加算（Ⅲ）  　看護職員が利用者に対して２時間以上の看護を行った場合に該当（１回の訪問につき８人を限度）  エ　医療連携体制加算（Ⅳ）  　看護職員が別に厚生労働大臣が定める者にに対して２時間以上の看護を行った場合に該当（１回の訪問につき８人を限度）  　ただし、医療連携体制加算（Ⅰ）から医療連携体制加算（Ⅲ）のいづれかを算定している利用者については算定しない。  オ　医療療連携体制加算（Ⅴ）  　看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に該当（当該看護職員１人に対し、１日につき加算）  カ　医療療連携体制加算（Ⅵ）  　喀痰吸引等が必要な者に対して認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に該当  ただし、医療連携体制加算（Ⅰ）から医療連携体制加算（Ⅳ）までのいずれかを算定している利用者については算定しない。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  ア　□　医療連携体制加算（Ⅰ）　　　　　　　　【 32単位】  　イ　□　医療連携体制加算（Ⅱ）　　　　　　　　【 63単位】  　ウ　□　医療連携体制加算（Ⅲ）　　　　　　　　【125単位】  　エ 医療連携体制加算（Ⅳ）  □　看護を受けた利用者が１人800単位　　　【800単位】  □　看護を受けた利用者が２人500単位　　　【500単位】  □　看護を受けた利用者が３人以上８人以下　【400単位】  　オ　□　医療連携体制加算（Ⅴ）　　　　　　　　【500単位】  カ　□　医療連携体制加算（Ⅵ）　　　　　　　　【100単位】 | | 報酬告示別表  第14の10 |
| 13　地域協働加算 | 就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)又は就労継続続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)を算定している指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、利用者に対して、持続可能で活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民その他の関係者と協働して行う取組により指定就労継続支援Ｂ型等（当該指定就労継続支援Ｂ型等に係る生産活動収入があるものに限る。）を行うとともに、当該指定就労継続支援Ｂ型等に係る就労、生産活動その他の活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※加算の対象となる地域の範囲  本加算の算定に係る取組に当たり、基本的には、事業所の所属する市町村や近隣自治体が想定されるが、当該事業所の属する地域の活性化や、利用者と地域住民との繋がりに資する取り組みであれば、遠隔の地域と協働した取組であっても、差し支えない。  ※取組の内容  本加算の趣旨が、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組に対する評価であることに鑑み、利用者と地域住民との繋がりや地域活性化、地域課題の解決に資する取組であることが望ましい。  ※公表  １　取組内容については、本加算を算定する月ごとに、当該月の報酬請求日までに公表すること。また、公表は本加算の対象となる取組ごとに行うこと（本加算の請求に係る利用者ごとに行うものではない）。このため、本加算の対象となる取組が複数ある場合は、それぞれの取組内容を公表すること。  ２　公表方法については、原則、事業所のホームページ等インターネットを利用した公表方法を想定しているが、インターネットの利用以外で想定している方法等は次のとおり。このほか、第三者に対して広く情報発信できる方法により実施すること。  ・市町村等が発行する情報誌への掲載  ・当該就労継続支援Ｂ型事業所等及び関係機関での掲示 | 適　・　否　・　該当なし   * 地域協働加算　【30単位】   ①取組内容  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ②公表方法  □インターネット（URL　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □その他の方法  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | 報酬告示別表  第14の11 |
| 14　重度者支援体制加算 | 障害基礎年金１級を受給する利用者の割合について、県に届け出た場合、利用定員に応じて、１日につき所定単位数を算定しているか。  ア　重度者支援体制加算（Ⅰ）  　前年度において、障害基礎年金１級を受給する利用者の数が当該年度の指定就労継続支援Ｂ型の利用者の数の100分の50以上であるとして県に届け出た場合に、利用定員に応じて、１日につき所定単位数を加算  　※留意事項  障害基礎年金１級受給者が利用者の数（障害基礎年金の受給資格のない20歳未満の者は利用者の数から除く。）の100分の50以上である指定就労継続支援Ａ型事業所である場合、算定。  イ　重度者支援体制加算（Ⅱ）  　前年度において、障害基礎年金１級を受給する利用者の数が当該年度の指定就労継続支援Ｂ型の利用者の数の100分の25以上であるとして県に届け出た場合に、利用定員に応じて、１日につき所定単位数を加算  ※留意事項  １　障害基礎年金１級受給者が利用者の数の100分の25以上100分の50未満である指定就労継続支援Ａ型事業所である場合、算定。  ２　利用実績の算定については、次によるものとすること。  ア 前年度における利用者のうち障害基礎年金１級受給者の延べ人数を算出  イ 前年度における利用者の延べ人数を算出  ウ ア÷イにより利用者延べ人数のうち障害基礎年金１級受給者延べ人数割合を算出 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  ア　重度者支援体制加算（Ⅰ）  　□　利用定員が20人以下　　　　　 　【56単位】  　□　利用定員が21人以上40人以下　　【50単位】  　□　利用定員が41人以上60人以下　 【47単位】  　□　利用定員が61人以上80人以下　 【46単位】  　□　利用定員が81人以上 【45単位】  イ　重度者支援体制加算（Ⅱ）  　□　利用定員が20人以下　　　　　 【28単位】  　□　利用定員が21人以上40人以下　　【25単位】  　□　利用定員が41人以上60人以下　　【24単位】  　□　利用定員が61人以上80人以下　 【23単位】  　□　利用定員が81人以上 　【22単位】 | | 報酬告示別表  第14の12 |
| 15　目標工達成指導員配置加算 | 目標工賃達成指導員を常勤換算方法で１人以上配置し、当該指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型を行った場合に、１日につき、所定単位数を算定しているか。 | 適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　利用定員が20人以下　　　　 　 　【89単位】  　□　利用定員が21人以上40人以下　　 【80単位】  　□　利用定員が41人以上60人以下　　 【75単位】  　□　利用定員が61人以上80人以下　　 【74単位】  　□　利用定員が81人以上 　【72単位】 | | 報酬告示別表  第14の13 |
| 16　送迎加算 | １　次の要件に適合するものとして県に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所又は指定障害者支援施設において、利用者（施設入所者を除く）に対して、居宅等と就労継続支援Ｂ型事業所又は障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、当該利用者に対して、片道につき所定単位数を算定しているか。    ア　送迎加算（Ⅰ）　　　①及び②のいずれにも該当  イ　送迎加算（Ⅱ）　　　①又は②のいずれかに該当  ①原則、１回の送迎について平均10人以上(利用定員20人未満の事業所は定員の5割以上)  　②週３回以上の送迎を行っている。  ２　同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定してい  るか。  ※留意事項  １　多機能型事業所、同一敷地内の事業所は、原則１の事業所として扱う。  ２　グループホームとの間の送迎も対象とする。 | １．①　適　・　否　・　該当なし  ②算定状況  　□　送迎加算（Ⅰ）　　　【片道21単位】  　□　送迎加算（Ⅱ）　　　【片道10単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし | | 報酬告示別表  第14の14 |
| 17　障害福祉サービスの体験利用支援加算 | １　指定障害者支援施設等において、指定就労継続支援Ｂ型を利用する利用者が、指定就労移行支援の障害福祉サービスの体験利用を利用する場合に、指定障害者支援施設等の従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかの支援を行い、その内容を記録した場合に所定単位数を算定しているか。  　(1)体験的な利用支援の利用日に当該指定就労継続支援Ｂ型事業所において昼間の時間帯に介護等の支援を行った場合  　(2)以下の体験的利用支援に関して指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談支援を行った場合  （ⅰ）　体験的な利用支援を行うに当たっての地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整  （ⅱ）　（ⅰ）を踏まえた今後の方針の協議利用者に対する相談援助  ア　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）  　体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して５日以内の期間について算定  イ　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）  　体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して６日以上15日以内の期間について算定  ※留意事項  １　指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外のサービスに係る基本報酬は算定不可。  ２　１の(2)の支援を、体験利用した日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定しても差し支えない。  ２　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）又は障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）が算定されており、運営規程に地域生活支援拠点等に位置づけられることが規定されているものとして県に届け出た場合に、１日につき所定単位数に50単位を加算しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし  算定状況  　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）　【500単位】  　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）　【250単位】  ２．　適　・　否　・　該当なし  【追加50単位】 | | 報酬告示別表  第14の15 |
| 18　在宅時生活支援サービス加算 | 指定就労継続支援Ｂ型事業所等が、やむを得ない事由により、通所によって支援を受けることが困難であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。  ※留意事項  １　居宅において支援を受けることを希望する者であって、かつ、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める者に対し、当該事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介  護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、居宅での利用者の生活に関する支援を提供した場合に加算する。  ２　居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって、就労継続支援Ｂ型を居宅で利用する際に、支援を受けなければ居宅での利用が困難な場合に加算する。 | 適　・　否　・　該当なし   * 在宅時生活支援サービス加算　【300単位】 | | 報酬告示別表  第14の16 |
| 19　社会生活支援特別加算 | 次の施設要件に適合しているものとして県に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した個別支援計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して３年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において１日につき所定単位数を算定しているか。  ※対象者の要件  １　医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから３年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、３年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定就労継続支援Ｂ型事業所等を利用することになった者  ２　矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後３年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定就労継続支援Ｂ型等を利用することになった場合、指定就労継続支援Ｂ型等の利用を開始してから３年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。  ※施設要件  １　従業者の配置  　人員配置基準に定める従業者の数に加え対象者の受け入れに当たり、当該利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。  ２　有資格者による指導体制  　以下のいずれかにより、対象者に対する適切な支援について、従業者を対象とした指導体制が整えられていること。   1. 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されていること 2. 指定医療機関等との連携により、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者を事業所に訪問させていること   ３　研修の開催  　従業者に対し、医療観察法に規定する入院によらない医療を受ける者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。  ※留意事項  　従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けた対象者及び矯正施設等を出所等した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。  ※支援内容  ア　本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、再び犯罪行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、就労継続支援Ｂ型計画等の作成  イ　指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等  ウ　日常生活や人間関係に関する助言  エ　医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援  オ　日中活動の場における緊急時の対応  カ　その他必要な支援 | 適　・　否　・　該当なし   * 社会生活支援特別加算　【480単位】 | | 報酬告示別表  第14の16の2 |